## 奈良県地域防災計画新旧対照表

			I	奈良県地域防		
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第1章 総則	第1節 目的	第2 計画の基 本方針		いつどこでも起こりうる地震による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。		R7国防災基本計画修正
第1章 総則		第2 計画の基 本方針		(3) <mark>県、市町村、</mark> 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携	(3) 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携	記載の適正化
第1章 総則	第1節 目的	第5 計画の構成	2 第2章 災害予防計画	地震災害発生に備えて、 <mark>平常時</mark> からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。	地震災害発生に備えて、 <mark>平時</mark> からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。	R7国防災基本計画修正
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			近畿農政局【災害応急対策】 <u>(新設)</u>	近畿農政局【災害応急対策】 <u>5.農地、農業用施設等( 防災重点農業用ため池を含む)の被害情報収集、査定前着工(応急工事)</u> <u>の指導</u>	記載の適正化
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			近畿地方環境事務所【災害復旧・復興】 <u>(新設)</u>	近畿地方環境事務所【災害復旧・復興】 3.被災者からのペットに関する相談窓口の設置、関係団体との連携によるテレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保等	記載の適正化
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱				近畿管区行政評価局(奈良行政監視行政相談センター) 【災害復旧・復興】 1.被災者への生活支援情報の提供 2.専用電話を備えた相談窓口の開設 3.特別行政相談所の開設	災害対策基本法に基づく指定
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱	第4 自衛隊		陸上自衛隊第4施設団【災害応急対策】 9. <u>炊飯</u> 及び給水	陸上自衛隊第4施設団【災害応急対策】 9. <mark>給食</mark> 及び給水	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項による修正
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			関西電力送配電株式会社(奈良 <u>支社</u> )	関西電力送配電株式会社(奈良 <mark>本部</mark> )	記載の適正化
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			一般社団法人奈良県歯科医師会【災害予防】 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害予防】 2. 歯科医療救護班 <u>(JDAT)</u> の編成及び派遣体制の整備	記載の適正化
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			一般社団法人奈良県歯科医師会【災害応急対策】 1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害応急対策】 1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班 <u>(JDAT)</u> の派遣	記載の適正化
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱				公益社団法人奈良県栄養士会【災害予防】         1. 防災訓練の実施         2. 防災知識の普及         3. 災害時栄養支援チームの編成及び派遣体制の整備	奈良県栄養士会等との協定締結による修 正
第1章 総則	第2節 防災関 係機関が処置す べき事務又は業 務の大綱			<u>(新設)</u>	<u>公益社団法人奈良県栄養士会【災害応急対策】</u> 1. 災害時栄養支援チームの派遣 2. 被災者に対する栄養・食事相談 3. 特殊栄養食品等の提供	奈良県栄養士会等との協定締結による修 正
第1章 総則	第3節 奈良県 の地勢と過去の 地震	第2 既往地震	1 災害年表	<u>災害年表</u>	<u>(削除)</u>	記載の見直し
第1章 総則	害想定	第1 想定地震 (第2次奈良県 地震被害想定調 査報告(平成1 6年10月公 表)より)	2 海溝型地震 (5パターン 層)	国の地震調査研究推進本部では地震発生確率の長期評価を公表している。 この長期評価によると、今後30年以内に南海トラフを震源とする海溝型地震(M8~M9クラス)が、発生する確率は <u>70</u> %程度と高くなっている。	国の地震調査研究推進本部では地震発生確率の長期評価を公表している。 この長期評価によると、今後30年以内に南海トラフを震源とする海溝型地震(M8~M9クラス)が、発生する確率は80%程度と高くなっている。	R7南海トラフ基本計画修正

				奈良県地域防		
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第1章 総則	第4節 地震被害想定			される地震規模:マグニチュード9. 1) この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできない		国地震被害想定改訂 R7南海トラフ基本計画修正
第1章 総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	1 内閣府が公表した被害想定について	(2)検討経過(内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討) 南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長:阿部 勝征 東京学名誉教授会」、以下「モデル検討会」という。)において、最新の科学的知見に基づき、 南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24 年3月に第一次報告として、震度分布・津波高(最小50mメッシュ)の推計結果をとりまとめ、さらに同年8月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられた。 また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(主査:河田惠昭 関西大学教授、以下「WG」という。)において、被害想定手法等の検討が進められ、平成24年8月、被害想定の第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果をとりまとめ、続いて、平成25年3月、被害想定の第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。		国地震被害想定改訂 R7南海トラフ基本計画修正
第1章 総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	1 内閣府が公表した被害想定について	(3)被害想定の設定(複数ケースの比較) ① 想定する地震動 ・モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域の うち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定。 ② 想定するシーン(季節・時刻) ・想定される被害が異なる3種類のパターンを設定。 (i)冬の深夜:多くが自宅で就寝中。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波 からの避難が遅れる可能性がある。 (ii)夏の昼:木造建変物内の滞留人口が少ない時間帯 (iii)冬のタ方:家庭での火気使用(暖房、炊事等)が多い時間帯 ・火災による被害が異なる2種類の風速を設定。 (a)平均風速:(参考:奈良県の平均風速:5m/秒以下) (b)風速8m:火災による被害が多くなる。 ③ なお、国の被害想定においては、①と②の組み合わせの他、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。	(3) 被害想定の設定(複数ケースの比較) ① 想定する地震動 ・モデル検討会で検討された5ケースのうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定。 ② 想定するシーン(季節・時刻) ・想定される被害が異なる3種類のパターンを設定。 (i) 冬の深夜: ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華海の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 (ii) 夏の昼12時: ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン(i)と比較して少ない。 (iii) 冬の夕方18時: ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華商周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 ・火災による被害が異なる2種類の風速を設定。 (a) 平均風速:(参考・奈良県の平均風速:5 m/秒以下) (b) 風速8 m:火災による被害が多くなる。 ③ なお、国の被害想定においては、①と②の組み合わせの他、津波被害について4 ケース、津波からの早期避難意識について2 ケースが想定され、全部で96 ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。	国地震被害想定改訂
第1章 総則	第4節 地震被害想定			南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧 奈良市 6強 平群町 6弱 広陵町 6強 大和高田市6強 三郷町 6強 河合町 6弱 大和郡山市6強 斑鳩町 6強 吉野町 6弱 天理市 6強 川西町 6強 下市町 6弱 橿原市 6強 川西町 6強 黒滝村 6弱 桜井市 6強 三宅町 6強 黒滝村 6弱 五條市 6強 田原本町 6強 天川村 6強 御所市 6強 曽爾村 6強 野迫川村 6弱 生駒市 6弱 御杖村 6強 十津川村 6強 香芝市 6強 高取町 6弱 上北山村 6強 葛城市 6弱 明日香村 6弱 上北山村 6強 京城市 6弱 明日香村 6弱 上北山村 6強 京城市 6弱 明日香村 6弱 川上村 6強 京城市 6弱 明日香村 6弱 上北山村 6強 京城市 6弱 明日香村 6弱 上北山村 6強	南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧         奈良市 6強 平群町 6弱 広陵町 6強         大和高田市 6強 三郷町 6強       三郷町 6強         大和郡山市 6強 斑鳩町 6強 吉野町 6弱         天理市 6強 安堵町 6強 大淀町 6弱         橿原市 6強 川西町 6強 黒滝村 6弱         桜井市 6強 三宅町 6強 黒滝村 6弱         五條市 6強 田原本町 6強 野迫川村 6強         御所市 6弱 曽爾村 6強 野迫川村 6強         生駒市 6弱 御杖村 6強 十津川村 6強         香芝市 6強 高取町 6弱 上北山村 6強         葛城市 6弱 明日香村 6弱 川上村 6強         宇陀市 6強 上牧町 6弱 川上村 6強         山添村 6弱 王寺町 6強 東吉野村 6強	国地震被害想定改訂

				奈良県地域防	災計画 地震編	]
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第1章 総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	2 本県において想定震度される被害の概要について	(2) 本県における人的被害及び建物被害 南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第6の1の(3)において設定された複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。 県内における人的被害・建物被害の想定 基本ケース (被害が最少の場合) 県内市町村における最大震度の分布 6強:2市町村 6弱:35市町村 5強:2市町村 2強:2市町村 5強:2市町村 5強:2市町村 5強:2市町村 7人 500棟	(2)本県における人的被害及び建物被害 南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、本節第 <u>5</u> の1の (3)において設定された複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は 次のとおり。 県内における人的被害・建物被害の想定 (削除)	
19				陸側ケース	陸側ケース (被害が最大の場合) 県内市町村における最大震度の分布 6強: 25市町村 6弱: 14市町村 5強: なし 死者数 約1,600人 住家全壊棟数 約44,000棟 なお、全国では最大約30万人の 死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約1,600人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。	国地震被害想定改訂
第1章 総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	て想定震度され	(3) 本県における施設等の被害想定 南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおり。 ①ライフライン施設被害 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) ライフライン施設被害 上水道(断水人口) 約93万人 電力(停電軒数) 約82万軒 固定電話(不通回線数) 約823万回線 ガス(都市ガス供給停止戸数) ②交通施設被害 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 交通施設被害 道路施設被害(箇所数) 約590箇所 ③避難者数 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20箇所 ※第20百所 ※第20箇所 ※第20百所 ※第20箇所	(3) 本県における施設等の被害想定 南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおり。 ①ライフライン施設被害 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) ライフライン施設被害 上水道(断水人口) 約99万人 電力(停電軒数) 約25万回線 対ス(都市ガス供給停止戸数) ガス(都市ガス供給停止戸数) 約25万回線 が2万5千戸 ②交通施設被害 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 交通施設被害(箇所数) 約940箇所 鉄道施設被害(箇所数) 約590箇所 ③避難者数 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 避難者数 発災1日後 発災1ヶ月後 約21万人 約21万人	国地震被害想定改訂
第1章 総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	2 本県において想定震度される被害の概要について	(3) 本県における施設等の被害想定 ④帰宅困難者数 ④ 被害想定項目 県内の想定被害(最大値)帰宅困難者数 約13万人 ⑤被災可能性のある国宝・重要文化財 被害想定項目 県内の想定被害(最大値)被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数) 38施設 ⑥孤立可能性のある集落数 被害想定項目 県内の想定被害(最大値)孤立可能性のある集落数(農業集落) 41集落	(3) 本県における施設等の被害想定 ④帰宅困難者数 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 帰宅困難者数 約13万人 ⑤被災可能性のある国宝・重要文化財 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数) 18施設 ⑥孤立可能性のある集落数 被害想定項目 県内の想定被害(最大値) 孤立可能性のある集落数(農業集落) <u>53集落</u>	国地震被害想定改訂

<del></del>	<i>k-k-</i>	koko	٧٤١ ٢		<ul><li>災計画 地震編</li><li></li></ul>	Liker → Lill	, see
草	節	第	数字	修正前	(alt to A.)	修正後	
章総則	第4節 地震被害想定	第5 南海トラフ巨大地震の被害想定	2 本県において で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	※被害想定の再計算(参考) 南海トラフ巨大地震の被害想定(平成24年8月公表)について、最新のデータ(建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等)に基づき、再計算されたものである。合和元年6月の被害想定(再計算)は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じて実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。  県内における人的被害・建物被害の想定 基本ケース (被害が最少の場合) 県内市町村における最大震度の分布 6強:2市町村 死者数約60人 住家全壊棟数約6,500棟 陸側ケース (被害が最大の場合) 県内市町村における最大震度の分布 6強:27市町村 6弱:12市町村 6弱:12市町村 6號:12市町村 6號:12市町村 6號:12市町村 6號:12市町村 6號:12市町村 6號:27市町村 6號:12市町村	(削除)		国地震被害想定改訂
1章 総則	第4節 地震被害想定		2 本県におい て想定震度され る被害の概要に ついて	ライフライン施設被害       県内の想定被害(最大値)         ライフライン施設被害       約130万人         上水道(断水人口)       約97万人         下水道(支障人口)       約88万軒         固定電話(不通回線数)       約15万回線         ガス(都市ガス供給停止戸数)       約3万8千戸         避難者数       県内の想定被害(最大値)         遊業者数       線内の想定被害(最大値)         発災1日後       約10万人         発災1週間後       約26万人         発災1ヶ月後       約20万人	<u>(削除)</u>		国地震被害想定改訂
2章 災害予計画	第1節 避難行動計画			災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、 <mark>県、市町村及びその他</mark> 防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。	スクや避難に関する情報が住 そのため、防災関係機関は	行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災 民に十分に理解されていないという課題がある。 、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行 から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。	
2章 災害予 計画	第1節 避難行動計画	第6 情報伝達 手段の確保		発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。 その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。	から、市町村は、確実に住民達手段を適切に組み合わせた	性等に応じた適切な配慮を行うとともに、防災関係機関、福祉関係	報伝 P7国际災其大計画修工
2章 災害予 計画	第1節 避難行動計画	第11 自宅療養者等の避難		保健所は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症 <u>の</u> 自宅療養者等の被災に備えて、 <u>平常時</u> から、防災担当部局(県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、バザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	▽宅療養者等の被災に備えて、の防災担当部局を含む。)と は居住しているか確認を行うよ療養者等の避難の確保に向け対し、避難の確保に向けた情	の連携の下 ハザードマップ竿に其づき 白宅療業者竿が合除す	市町村 リアに 、自宅 者等に R6国防災基本計画修正
2章 災害予 計画	第2節 避難生活計画	第2 指定避難 所の指定	1 指定基準	市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平常時</u> から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。	等の公共的施設等を対象に、 な指定避難所をあらかじめ指 受入方法等について、住民へ	や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要定し、 <mark>平時</mark> から、指定避難所の場所、収容人数 <u>、家庭動物(ペット</u> の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に	十分 <u>) の</u> 況や

				奈良県地域防	· 災計画 地震編 T	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
2章 災害予計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難 所の整備		市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者(設置者)と十分調整を図り、次のと おり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援す る。	市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。また、市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。 県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。	R6国防災基本計画修正
2章 災害予 計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難 所の整備	に指定されてい る施設等の整備	(2) 耐震性の強化 市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策 を図るとともに、耐震性がない、 <u>または</u> 耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する ものとする。	(2) 耐震性の強化 市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策 を図るとともに、耐震性がない、 <u>又は</u> 耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するも のとする。	記載の適正化
2章 災害予 計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難 所の整備	に指定されてい	(3)家庭動物のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	(3)家庭動物 <u>(ペット)</u> のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物 <u>(ペット)</u> のための 避難スペースの確保等に努めるとともに、 <u>公益社団法人奈良県獣医師会をはじめとする近畿地区連合</u> <u>獣医師会、</u> 動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
2章 災害予計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難 所の整備	1 指定避難所 に指定されてい る施設等の整備	(新設)	(4)生活環境の整備 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
2章 災害予計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	化	(1) 非常用電源(外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む)、自家発電機 (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段 (3) 換気や空調、照明の設備 (4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備 (5) 食料、飲料水、生活用品 (6) マスクや手指消毒液 (7) 冷房・暖房器具 (8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料 (9) 簡易トイレ (10) パーティション (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等	(1) 給水タンク       (2) 非常用電源 (外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む)、自家発電機         (3) ガス設備       (4) 衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等複数の通信手段         (5) 換気や空調、照明の設備       (6) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備         (7) 食料、飲料水、生活用品(多) マスクや手指消毒液(9) 冷房・暖房器具(10) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料(11) 簡易トイレ、携帯トイレ(12) パーティション(13) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等(14) 段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド(15) 毛布(16) 入浴設備、洗濯設備	R5国防災基本計画修正 R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
2 章 災害予 十画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難 所の整備	3 要配慮者や 女性及び性的マイノリティを考慮した避難施 設・設備の整備	_ <u>(新設)</u>	(6)家庭動物(ペット)の飼養及び管理に関する用品	R6国防災基本計画修正
2 章 災害予 十画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	成	県は、「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。また市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライ(令和2年6月)」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。	県は、「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成又は改定について、技術的助言などの支援を行う。また市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン令和2年6月)」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。	R6国防災基本計画修正
2 章 災害予 十画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営		市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう <u>務</u> める。	市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう <u>努</u> める。	記載の適正化
章 災害予 ·画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	3 住民等による自主運営に向けた運営体制の 周知	市町村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、 自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。	<u>避難所の運営に関して、市町村は、</u> 避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方 <u>や同行避難する家庭動物(ペット)の受入方法</u> について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。	記載の適正化

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	3 住民等による自主運営に向けた運営体制の 周知	<u>(新設)</u>	なお、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	R5国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	実施	市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに 基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等におい てきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るも のとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避 難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	R6国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	マイノリティの多様な視点の取	市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、 <u>平常時</u> 及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営		市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、 <u>指定</u> 避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に <u>指定</u> 避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、 <u>避難者や同行避難動物における</u> 熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営	7 <mark>平時</mark> の感染 症対策	7 <u>平常時</u> の感染症対策	7 <u>平時</u> の感染症対策	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の 運営		地方公共団体は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、 <u>平常時</u> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講 <u>じ</u> るよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	地方公共団体は、感染症対策のため、 <u>平時</u> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講 <mark>ず</mark> るよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅被災 者等への支援体 制の整備	1 在宅被災者 等への支援体制 の整備	市町村は、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備努める。	市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅被災者等(飼養する家庭動物(ペット)を含む)が発生する場合や、避難所のみで被災者等(同行避難動物を含む)を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅被災者等が利用しやすい場所に、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、在宅被災者等の支援のための拠点を設置すること等、支援体制の整備及び支援方策を検討するよう努める。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅被災 者等への支援体 制の整備	2 車中泊避難     スペース設置の     検討		市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者及び同行避難動物の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅被災 者等への支援体 制の整備		<u>(新設)</u>	市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者及び同行避難動物数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	R6国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画	第2節 避難生活計画	第10 広域避 難及び広域一時 滞在			県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画			大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について <u>平常時</u> から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。	大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。	R7国防災基本計画修正
防計画	難者対策計画	第2 普及啓発		大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。	大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ <u>おそれ</u> がある。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画	2	1 駅周辺等に おける混乱防止	大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により <mark>平</mark> 常時から連携体制を構築するよう努める。	大規模な駅を抱える市町村は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前港の者が策切議会を設立し、地域の行動ルールづくりを訓練の実施等により返	R7国防災基本計画修正

	1				i 災計画 地震編 T	1
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予 坊計画	第3節 帰宅困 難者対策計画	第4 帰宅困難者への支援対策	1 徒歩帰宅者への支援	協定締結事業者は、それぞれの店舗において、 <mark>平常時</mark> から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。	協定締結事業者は、それぞれの店舗において、 <mark>平時</mark> から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画		第5 観光客等 への支援対策	2	県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館(奈良県猿沢イン)を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、 <u>平常時</u> から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。	県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館(奈良県猿沢イン)を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、 <u>平時</u> から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画			(防災統括室、福祉 <mark>医療</mark> 部)	(防災統括室、福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画			援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。 平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下、「条例」という。)」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配	援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。 平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下、「条例」という。)」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。 <u>あわせて</u> 、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第2 避難行動 要支援者名簿の 整備		また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所 <u>または</u> 居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難割練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。	また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所又は居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力 を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。 市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、又は、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。	記載の適正化
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成		災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。	災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。	R5国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画	第3 個別避難 計画の作成		また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。	市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるとともに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画	第3 個別避難 計画の作成		そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、 <u>また</u> は、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。	そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児 童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、 <mark>又</mark> は、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。	記載の適正化
第2章 災害予 防計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画	第3 個別避難 計画の作成		また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。	また、 <u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講 <u>ず</u> るものとする。	R5国防災基本計画修正

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章 章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予 方計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画			県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。	県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等により市町村を支援する。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画		第4 地域における支援体制のネットワークづくり		市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。	市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。  県は、これらの取組に関して、事例等の情報提供により市町村を支援するとともに、市町村に対して、様々な主体と協力連携して進めるよう促す。 市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。	R6防災基本計画修正
52章 災害予 方計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画	第5 奈良県災 害派遣福祉チー ム(奈良DWA T)の整備		令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。	令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉的な支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。	R6国防災基本計画修正
第2章 災害予 方計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画		1 福祉避難所の整備	なお、国の「 <u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u> 」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資(紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等)の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	なお、国の「 <u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u> 」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資(紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等)の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	国の取組指針修正
第2章 災害予 5計画	第4節 要配慮	第7 情報伝達 手段等の整備	1 福祉避難所		<u>このように、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める</u>	
7 計   四	有の女生権休司画	于坟 <u>寺</u> の整備	07 <u>维</u> 加		<u>ものとする。</u>	R5国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画		第7 情報伝達 手段 <mark>等</mark> の整備	3 情報伝達体 制の整備	<u>(新設)</u>	3 情報伝達体制の整備	R5国防災基本計画修正
第2章 災害予 5計画		第7 情報伝達 手段 <mark>等</mark> の整備	3 情報伝達体 制の整備		(1) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	R5国防災基本計画修正
2章 災害予計画			3 情報伝達体 制の整備		(2) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通に より迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕 組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	R5国防災基本計画修正
52章 災害予 i計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画			但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。	但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない <u>おそれ</u> がある点にも留意が必要である。	R7国防災基本計画修正
52章 災害予 5計画	第4節 要配慮 者の安全確保計 画	第10 介護職 員等の派遣体制 の整備		<u>(新設)</u>	<u>県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</u>	R6国防災基本計画修正
52章 災害予 計画	第5節 住宅応急対策準備計画			( <u>地域デザイン</u> 推進局)	( <u>まちづくり</u> 推進局)	組織改編
52章 災害予計画				災害発生時における被害の軽減を図るため、 <mark>県、市町村及び</mark> 防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身に <u>つ</u> けるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。	災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身に付けるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。	記載の適正化
第2章 災害予 方計画	第6節 防災教育計画	第1 学校にお ける防災教育	1 趣旨	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。 防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。 防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習 <u>(探究)</u> の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。	記載の適正化

	T.			奈良県地域防	· 災計画 地震編 T	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
2章 災害予計画	第6節 防災教育計画	第1 学校にお ける防災教育		【防災教育のねらい】 (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。 また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種 <u>毎</u> の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。	【防災教育のねらい】 (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。 また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。	記載の適正化
2章 災害予計画	第6節 防災教育計画	第1 学校にお ける防災教育	1 趣旨	【各校種毎の目標】 (4)高等学校段階における目標 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動に おいて、適切な役割を自ら判断し行動できる。 なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、 発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避した り、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。	【各校種の目標】 (4) 高等学校段階における目標 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動に おいて、適切な役割を自ら判断し行動できる。 なお、障害のある児童生徒等については、各校種の目標の他に、障害の状態、発達 の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要 な場合には援助を求めたりすることができるようにする。	記載の適正化
2章 災害予 計画	第6節 防災教育計画	ける防災教育	3 防災教育に 関する指導計画 の作成	組めるよう、 <mark>国や自治体、</mark> 防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。 その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。	(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り 組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、IC Tを活用するなど指導方法の多様化にも努める。	記載の適正化
;2章 災害予 i計画	第6節 防災教育計画	第2 県民に対する防災知識の普及		災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、 <mark>県、市町村、</mark> 防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。	災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身に付けておく必要がある。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。そのため、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。	記載の適正化
52章 災害予 i計画	第6節 防災教育計画	第2 県民に対 する防災知識の 普及	1 普及の内容	(10) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	(10)飼い主による家庭動物 <u>(ペット)</u> との同行避難や指定避難所 <mark>等</mark> での飼養 <u>及び管理</u> についての 準備	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
52章 災害予	第6節 防災教育計画	第2 県民に対 する防災知識の 普及	2 普及の方法	<u>県、市町村、</u> 防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。	防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。	記載の適正化
52章 災害予 計画	第6節 防災教育計画	第3 職員に対する防災教育		県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。	防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。	記載の適正化
52章 災害予 計画	第6節 防災教育計画	第5 災害教訓の伝承		県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。	県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と <u>あわせて</u> 市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
[2章 災害予 [計画	第7節 防災訓練計画			(防災統括室 <u>、安全・安心まちづくり推進課</u> 等)	(防災統括室等)	組織改編
2章 災害予計画	第7節 防災訓練計画			大規模地震発生時において、県民(自主防災組織等)、 <mark>県、市町村、</mark> 防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。	大規模地震発生時において、県民(自主防災組織等)、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。	記載の適正化
52章 災害予 i計画	第7節 防災訓練計画	第1 訓練の考え方		県民(自主防災組織等)、 <mark>県、市町村、</mark> 防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。	県民(自主防災組織等)、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想 定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な 条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となる よう努める。	記載の適正化
52章 災害予 計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町 村が実施する訓 練		(1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	(1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	参加者の増
52章 災害予 計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町 村が実施する訓 練	1 市町村	(2) 各地域での防災訓練 ② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮) ③ 安否確認訓練 (例: 平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)	(2) 各地域での防災訓練 ② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮することに加え、家庭動物(ペット)の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める) ③ 安否確認訓練 (例: 平時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
2章 災害予 計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	2 県	(1) 防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村 と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ラ イフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	(1) 防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、 <u>海上保安庁、</u> 学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	参加者の増

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町 対が実施する訓練	2 県	(2) 市町村への支援 <u>④ 職員による出前トークの実施</u> 等	(2) 市町村への支援 (削除)	
				(4) <u>マニュアルに基づく</u> 研修・訓練 <u>県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災</u> <u>害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、</u> 災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。	(4) 研修・訓練 災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。	事業廃止による修正
第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町 対が実施する訓練	2 その他	県、市町村は、単独 <u>または</u> 共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。 また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。	県、市町村は、単独 <u>又は</u> 共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。 また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練 <u>及び大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した実践的な</u> 訓練を実施するよう努める	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項による修正
第2章 災害予 防計画	第8節 自主防 災組織の育成等 に関する計画			(安全・安心まちづくり推進課)	( <u>防災統括室</u> )	組織改編
第2章 災害予防計画	_			地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による 救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むこと が重要である。	地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による 救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むこと が重要である。	
				県、市町村及び各消防局(本部)は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。	県、市町村及び各消防局(本部)は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。 <u>また、市町村は消防団と自主防災組織や防災</u> 士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第8節 自主防 災組織の育成等 に関する計画	第1 自主防災 組織の活動	1 <mark>平時</mark> の活動 内容	1 <u>平常時</u> の活動内容	1 平時の活動内容	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	災組織の育成等	第2 自主防災 組織の規約・ <mark>平</mark> 時及び発生時の 活動計画等		第2 自主防災組織の規約・ <mark>平常時</mark> 及び発生時の活動計画等	第2 自主防災組織の規約・ <mark>平時</mark> 及び発生時の活動計画等	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第3 育成強化対策	1 県の育成強 化対策	県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) 自主防災組織の結成や活性化を図り、また災害発生時には必要に応じて被災現場の情報 収集及び支援情報の伝達等を担う地域防災支援担当者(県職員、OBで構成)の選任及び支援 (7) 自主防災組織同士の連携の促進 (8) 自主防災組織同け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進等	県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) 自主防災組織同士の連携の促進 (7) 自主防災組織同け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (8) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (9) 損害補償など各種制度や支援策等の周知、活用促進等	制度廃止 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画		第5 事業者や 住民等との連携		<u>(新設)</u>	関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化を図る。	1 R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第9節 企業防 災の促進に関す る計画			(防災統括室、産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部)	(防災統括室、産業部)	組織改編
第2章 災害予防計画					企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の提供を業とする(例:スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(運送)事業者、建設業者等)は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。	記載の適正化
第2章 災害予防計画	第9節 企業防 災の促進に関す る計画	第1 企業・事業所の役割	2 <mark>平時</mark> の対策	2 <u>平常時</u> の対策	2 <u>平時</u> の対策	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画		第1 企業・事業所の役割	2 <u>平時</u> の対策	また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、 <mark>平常時</mark> からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。	また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、 <u>平時</u> からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正

		奈良県地域防	, 災計画 地震編	
章	節    第    数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予 防計画 98	第9節 企業防 災の促進に関す る計画 2 <u>平時</u> の対策 業所の役割	【事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)】 災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。 バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。	【事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)】 災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。 バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。	R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 99 防計画	第9節 企業防 第3 市町村の 災の促進に関す 役割 る計画	さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進する ため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画 <u>の策定に努める</u> 。	さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進する ため、商工会・商工会議所と連携して事業継続力強化支援計画 <u>を推進する</u> 。	全ての団体が計画を策定したことによる修正
第 2 章 災害予 00 防計画	第9節 企業防 第4 商工団体 災の促進に関す 等の役割 る計画	さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画 <u>の策定に努める</u> 。	さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画 <u>を推進する</u> 。	全ての団体が計画を策定したことによる 修正
第2章 災害予 01 防計画		( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、関係部局)	( <u>地域</u> 創造部、関係部局)	組織改編
第 2 章 災害予防計画 02	第11節 ボラ ンティア活動支 接環境整備計画	また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する中間 支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と の連携体制強化を図る。	また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する <u>災害</u> 中間支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携体制強化を図るとともに、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画 03	第11節 ボラ ンティア活動支 援環境整備計画 第4 防災ボラ ンティア活動の 環境整備・連携 体制の強化	<u>(新設)</u>	県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 04	第11節 ボラ     第4 防災ボラ     2       ンティア活動の 援環境整備計画     環境整備・連携 体制の強化	_ <u>(新設)</u>	<u>県は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画 05		<u>(新設)</u>	県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画	第12節 まち の防災構造の強 化計画	( <u>地域デザイン</u> 推進局)	( <u>まちづくり</u> 推進局)	組織改編
第 2 章 災害予 防計画 .07	第12節 まちの防災構造の強化計画	震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、地震等の災害時には都市公園が防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。	震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、地震等の災害時には都市公園が防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。 さらに、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 08	第12節 まち の防災構造の強 化計画第2 災害に備 えた計画的なま ちづくり2 災害に強い 計画的な土地利 用	災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに 防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。	災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに 防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。 <u>また、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u>	R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画 09	第12節 まち の防災構造の強 えた計画的なま 計画的な土地利 化計画 ちづくり 用	(2) 防災を考慮した土地利用 県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。	(2) 防災を考慮した土地利用 県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災・減災対策を幅広く考慮した土地利用を進める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 10	第12節 まち 第3 災害に備 3 災害に強い の防災構造の強 えた取組 まちづくり施策 化計画	(2)空家等の状況の確認 市町村は、二次災害の防止等のため、 <mark>平常時より</mark> 災害による被害が予測される空家等の状況の確認 に努める。	(2)空家等の状況の確認 市町村は、二次災害の防止等のため、 <mark>平時から</mark> 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に 努める。	R7国防災基本計画修正

			奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画 111	第12節 まちの防災構造の強化計画	第3 災害に備えた取組 3 災害に強いまちづくり施策	(3) 都市防災総合推進事業の活用 市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。 (4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 ① 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。 ② 市街地再開発事業の活用 地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。 (5) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)の活用 防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫等)の整備を図る。 (6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業 南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	(3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置の活用 県、市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある 所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基 づく措置を活用した防災対策を推進する。 (4) 都市防災総合推進事業の活用 市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避 難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。 (5) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に 整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な 市街地の形成を図る。 ② 市街地再開発事業の活用 地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共 施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都 市機能の更新を図る。 (6) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)の活用 防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設 (耐震性貯水槽、備蓄倉庫等)の整備を図る。 (7) 災害時拠点強靭化緊急促進事業 南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事 前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	R5国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 112	第12節 まち の防災構造の強 化計画		<u>併せて</u> 防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。	<u>あわせて</u> 防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 113 防計画	第13節 建築物等災害予防計画		( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、 <u>地域デザイン</u> 推進局、教育委員会)	( <u>地域</u> 創造部、 <u>まちづくり</u> 推進局、教育委員会)	組織改編
第2章 災害予 防計画 114			県は、災害発生時において、文化財の所有者 <u>または</u> 管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制 <u>および</u> 活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」( <u>平成20</u> 年4月改訂)による。	県は、災害発生時において、文化財の所有者 <u>又は</u> 管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制 <u>及び</u> 活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」( <u>令和5</u> 年4月改訂)による。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく
第2章 災害予 防計画 115	第14節 災害 に強い道づくり		道路管理者は、定期的にパトロールを実施 <u>するとともに、なら安心みちネットプランに基づき</u> 道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制 <u>も</u> 整備する。	道路管理者は、 <u>同計画に基づく道路の整備を進めるとともに、</u> 定期的にパトロール <u>や点検</u> を実施 <u>し</u> 道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携 を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制 <u>を</u> 整備するものとする。	記載の適正化
第2章 災害予 防計画 116	第14節 災害 に強い道づくり		道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。	道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」を積極的に活用する。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第14節 災害に強い道づくり	等の <u>整備</u>	道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所で道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京京和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路含む)に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。	道路の被害は、切土部や山すそ部の土砂崩落・落石、高盛土部の法面崩壊や地すべり、橋梁の損傷、電柱の倒壊等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所で道路が寸断、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については被害が少なく、緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。 大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートをはじめとした道路ネットワークの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路含む)に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。「直路管理者は、災害時の道路機能の確保を図るため、道路施設等の整備を計画的に推進する。また、道路ストックの適切な維持管理及び修繕、強化を実施し、防災対策を推進する。これらの取り組みにあたっては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靭化実施中期計画」を積極的に活用する。 (2) 道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。 (2) 道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。 ② 道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。 ③ 道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。	時点修正

	1			奈良県地域防	が が が が が に に に に に に に に に に に に に	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第14節 災害に強い道づくり	第1 道路施設 等の <mark>整備</mark>		(2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補 修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。	(3) 橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、道路の途絶による 孤立が長期化しないよう、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災 対策の強化を進める。 ① 新設する橋梁については、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に基づ き整備を進める。 ② 既設の橋梁については、定期点検を行い、点検結果や奈良県橋梁長寿命化修繕計画に 基づいて補修、洗掘防止、架け替え等の対策を進めるとともに、耐震性能が不足してい る橋梁の耐震補強を進める。	構成の見直し
第2章 災害予防計画	第14節 災害 に強い道づくり	第1 道路施設 等の <u>整備</u>	<u> </u>	道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェッドの <u>安全</u> 点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線 <u>のうち補修等対策工事の必要な箇所</u> について、特に重点的に <u>整備</u> を進める。	(4) 道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェッドの定期点検を行い、緊急輸送道 路に指定された路線について <u>は、</u> 特に重点的に <u>補修等の対策</u> を進める。	構成の見直し
第2章 災害予防計画	第14節 災害 に強い道づくり			道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。	(5) 道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定され た路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため、 <mark>区域を指定した上で、</mark> <u>災害復旧活動に大きな支障をきたす電柱の道路占用を禁止又は制限し、</u> 電線共同溝の整備 を推進する。	構成の見直し 消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
第2章 災害予 防計画	第14節 災害 に強い道づくり			(1)災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。 (2)道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。	(1)災害発生時は、警察、消防及び防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。 (2)道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平時から機関相互間の連携強化を図る。	
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画		1 緊急輸送道 路の整備方針	緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28年度~令和2年度)により整備計画を定め、逐次整備を進める。また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。	緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第六次地震防災緊急事業五箇年計画( <u>令和3年度~令和7年度</u> )により整備計画を定め、逐次整備を進める。また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。	
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画	第2 緊急輸送 道路の整備		表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(果たすべき機能)】 ・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(果たすべき機能)】 下記のうち、いずれかの機能を有する拠点 ・応援部隊が被災地に進出するための目標拠点 ・被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点 ・支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点 ・航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点	広域防災拠点の機能を明記
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画		È	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(種別)】 地方公共団体(県)	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(種別)】 地方公共団体(県) 地方独立行政法人	県立医科大学畝傍山キャンパス指定に基づく修正
防計画	輸送道路の整備計画			表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(対応施設)】 県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点(対応施設)】 県立橿原公苑(北部中核拠点) 県立医科大学畝傍山キャンパス(北部中核拠点) 橿原運動公園(北部中核拠点) 五條県有地(南部中核拠点) 県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター 道の駅クロスウェイなかまち 県営馬見丘陵公園 奈良市都祁生涯スポーツセンター 宇陀市総合体育館 昴の郷 下北山スポーツ公園	広域防災拠点の追加
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画	第2 緊急輸送 道路の整備		表 2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第 1 次) 【路線名(一般国道指定区間外)】 <u>(新設)</u>	表 2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第 1 次) 【路線名(一般国道指定区間外)】 <u>国道425号</u>	時点修正
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画			表 2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第 1 次)【路線名(一般国道指定区間外)】 <u>(新設)</u>	表 2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第 1 次) 【路線名(一般国道指定区間外)】 <u>壱分乙田線(生駒市)</u>	時点修正
第2章 災害予防計画	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画	第2 緊急輸送 道路の整備	3	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名 【路線名(市町村道)】 <u>一分乙田線(生駒市)</u> <u>乙田東山線(生駒市)</u> <u>東山支線(生駒市)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	表 3 緊急輸送道路ネットワーク路線名 【路線名(市町村道)】 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>711号線(天理市)</u> <u>丹原火打線(五條市)</u> 中富貴線(五條市)	時点修正
第2章 災害予防計画		第3 緊急通行 車両等の <mark>確認事</mark> <u>務等</u>	1 防災関係機 関の <mark>確認申出</mark>	<u>県及び市町村等</u> 防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、 <u>緊急通行車両の</u> 事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行 う。	防災関係機関 <u>等</u> は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、 <u>災対法施行令に基づく緊急通行車両の届出について可能な限り、災害発生前に県公安委員会に届出を行う。</u>	R6国防災基本計画修正

				奈良県地域防	;災計画 地震編	1
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予 防計画 0		第3 緊急通行 車両等の <u>確認事</u> <u>務等</u>	の緊急通行車両	公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認 <u>について事前届出</u> を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両 <u>事前届出済証</u> 」を交付する。 (新設) (詳細については、「第3章第22節 災害警備、交通規制計画」参照)	公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認 <u>申出</u> を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両 <u>確認証明書」と「標章」</u> を交付する。 <u>また、県及び公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> (詳細については、「第3章第22節 災害警備、交通規制計画」参照)	R6国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 1	第15節 緊急 輸送道路の整備 計画	<u>第4 緊急輸送</u> <u>活動</u>			道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等(以下「道路啓開等」という。)に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 2	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画			(防災統括室、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、県土マネジメント部、 <u>水道局、</u> ライフライン関係機関)	(防災統括室、環境 <u>森林</u> 部、県土マネジメント部、ライフライン関係機関)	組織改編
第 2 章 災害予 防計画 3	第16節 ライフライン施設の災害予防計画			水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。 また、 県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。	水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。 県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画		1 水道施設の 耐震化	水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。 また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せ で配水ブロック(緊急遮断弁の設置)による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。	水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と <u>あわせて</u> 計画的に耐震化を図る。 また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、 <u>あわせて</u> 配水ブロック(緊急遮断弁の設置)による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 防計画 5	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画			<u>(新設)</u>	<u>下水道事業者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、</u> 宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。(再掲)	R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画 66	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画			1 防災教育 災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、 社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。 2 防災訓練 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。 また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。		記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画			3 電力設備の災害予防措置に関する事項 各種災害対策として、必要に応じ以下の設備対策を実施する。 (1) 水力発電設備 ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。 その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。 (2) 送電設備 架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。 洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。	(削除)	記載の見直し

					奈良県地域防災計画 b	地震編 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
138	第2章 災害予防計画	フライン施設の	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)		(3)変電設備 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。 (4)配電設備 架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。 地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。 (5)通信設備 電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。		記載の見直し
139	第2章 災害予防計画	フライン施設の	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電大会社)		(前除) (1) 観測、予報施設及び設備 局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。 ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備 ② 地震動観測設備 (2) 通信連絡施設及び設備 災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備 災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備 のアマイクロ波無線等の固定無線回線 (1) 移動無線設備 のの衛星通信設備 ② 有線伝送設備 のの通信練搬送設備 のの通信練搬送設備 のの通信練搬送設備 を関し、光搬送回線 ③ 交換設備 ④ エアネットワーク回線 ⑤ 通信用電源設備 を関し、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。		記載の見直し
140	第2章 災害予防計画	フライン施設の	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)		(3) 非常用電源設備 復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。 (4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策浸及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。		記載の見直し
141	第2章 災害予防計画	フライン施設の	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電大会社)		(5) 水防・消防に関する施設及び設備等 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。 ① 水防関係 (7) ダム管理用観測設備 (4) ダム操作用の予備発電設備 (5) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設 (立) 排水用のポンプ設備 (5) 客種舟艇及び車両等のエンジン設備 (5) 客種舟艇及び車両等のエンジン設備 (6) 客種舟艇及び車両等のエンジン設備 (7) 消火栓、消火用屋外給水設備 (6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。 ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス焼知器、漏油検知器 ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材 (7) その他災害復旧用施設及び設備 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。		記載の見直し

Γ					奈良県地域防		
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
-		第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)		5 復旧用資機材等の確保及び整備 (1)復旧用資機材の確保 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。 (2)復旧用資機材等の輸送 平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保 に努める。 (3)復旧用資機材の整備点検 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。 (4)復旧用資機材資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えてお (5)食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。 (6)復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の 候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	(削除)	記載の見直し
		フライン施設の	第3 電力(関西電力株式会社、関西電力、関西電子、関西電社、関西電社、関西電社)		(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。 (2) 広報活動 ① 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 (7)無断昇柱、無断工事をしないこと。 (4)電社の倒壊、折損、電線の断線、基下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。 (5)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 (5)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 (5)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 (6)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 (7)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 (6)を動き重に等で点検してから使用すること。 (6)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。 (6)その他事故防止のため留意すべき事項。 ② PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 ③ 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。	(削除)	記載の見直し
		フライン施設の	第3 電力(関	応急復旧体 の強化	_(新設)	(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。 (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。 (3) 対策要員の動員体制を整備する。 (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。 (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。 (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。	記載の見直し
-		フライン施設の	第3 電力(関 <u>2</u> 西電力株式会 <u>资</u> 社、関西電力送 配電株式会社)	機材の整備、	_(新設)_	(1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。 (2) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。 (3) 災害対策車両(発電機車等)を整備する。 (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。 (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。	記載の見直し
		フライン施設の	第3 電力(関 <u>3</u> 西電力株式会 社、関西電力送 配電株式会社)	防災訓練		災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。	記載の見直し
	第2章 災害予 方計画	フライン施設の	第3 電力(関 西電力株式会 社、関西電力送 配電株式会社)	<u>協力応援体</u> の <u>整備</u>	_(新設)_	単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。 (1)復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体 制を整備する。 (2)災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電 力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。	記載の見直し

				奈良県地域	防災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	一 備考
2章 災害予計画	第16節 ライ	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		第4 電信電話施設	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	記載の見直し
2章 災害予計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTTT</u> 施設 <u>株式と社</u> 、 上本社、 大大社、 大大社、 大大社、 大大社、 大大社、 大大社、 大大社、 大		1 西日本電信電話株式会社 NTT西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。 (1) 電気通信設備等の防災計画 ① 電気通信設備等の高信頼化 (7)震災対策 災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。 ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。 ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。 ・ 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。 ② 電気通信システムの高信頼化 (7)重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。 (4)通信ケーブルの地中化を推進する。 (5)重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。 (1)重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。 (1)重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進する。		記載の見直し
 2章 災害予計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 大会社、 区S関西式会社、 ソフトバシクモ ソフトバシタ天会 社、 文子社、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		(2) 災害対策用機器並びに車両の確保 災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。 (3) 災害対策用資機材等の確保と整備 ① 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防 災用機材、消耗品等の確保に努める。 ② 災害対策用資機材等の輸送 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び 物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車 両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸 送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 ③ 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。 ④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保す る。		記載の見直し
2章 災害予計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(4)情報伝達方法の確保 災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的研 に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。 (5)防災に対する教育、訓練 ① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な 教育を実施する。 ② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。 (6)災害時優先電話 県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。 なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。		記載の見直し
2章 災害予計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTTT</u> 日本株式会社、 株式会社、 株式会社ドロ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		2 株式会社ドコモCS関西(携帯電話) 株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。 (1) 防災教育 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。 (2) 防災訓練 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。 ① 災害予報及び警報の伝達 ② 非常招集 ③ 災害時における通信そ通確保 ④ 各種災害対策用機器の操作 ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧 ⑥ 消防及び水防 ⑦ 避難及び救護		記載の見直し

Г					奈良県地域防災	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	5.2章 災害予	フライン施設の 災害予防計画	第4 電信 電信 電信 で で で で で で で で で で で で で		(3)総合防災訓練への参加 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。 (4)電気通信設備等に対する防災計画 ① 電気通信設備等の高信頼化 災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 ② 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。 ③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。 ④ 災害時措置計画 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。 (5)重要通信の確保 ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 ② 常時を通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。		記載の見直し
	5.2章 災害予				(6) 災害対策用機器及び車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。 (7) 災害対策用資機材等の確保と整備 ① 災害対策用資機材等の確保と整備 ② 災害が発用資機材等の確保と整備 ② 災害が強力で変とでは、	_(削除)	記載の見直し
	5.2章 災害予 計画				3 KDDI株式会社(携帯電話)  KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。 (1) 防災に関する関係機関との連絡調整 災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。 ① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。 ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。 ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に集る計画に関して連絡調整を図る。 (2) 通信設備等に対する防災設計 災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。 (3) 通信網等の整備 災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。 ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。 ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。		記載の見直し

				奈良県地域防災計画・地震編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画 156	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT社、</u> 日本代式 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之 大之		(4) 災害対策用機器、車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡 用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する ものとする。 (5) 災害時における通信の疎通計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信(電気通信事業法(昭和59 年法律第86号)第8条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第55 条に規定する通信。以下同じ。)の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎 通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。 (6) 社員の動員計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の 動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めてお くものとする。 (7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協 力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解 除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものと する。		記載の見直し
第 2 章 災害予防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(8) 防災に関する教育、訓練 ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。 ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。 ③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。		記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 大三 日本株式会社、 大三 八フトバンク 大三 八イル株式会 社、 で 大三 大一 ブル株式会 大一 ブル株式会 大一 ブル株式会 大一 ブル株式会 大一 ブル株式会 大一 ブルト イン ト イン ト イン ト イン ト イン ト イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン		(9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化  KDD I 株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域(以下「強化地域」という。)における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。 また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。 ① 地震防災応急対策 (7) 地震予知情報等の伝達  地震予知情報、地震注意情報、地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策を全るべき言の通知その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報 等」という。)については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。 (イ) 災害対策本部等の設置  東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。 (ウ) 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務  KDD I 株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、別に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。		記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式シク大 ブフトバンク 大大ストバイル株式会 社、こまどり ケーブル株社)		(主)災害対策用機器、設備、車両等の配備 地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に 配備しておくものとする。 (オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。 (カ)社員等の安全確保 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。 (注)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。 (方)地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。		記載の見直し

				奈良県	地域防災計画 地震編		
章	節	第	数字	修正前		修正後	備考
第2章 災害予防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTTT</u> 日本株式会社、 任式会社、 CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天 バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(9) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 ② 地震防災に関する知識の普及及び訓練 (7) 地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。 (4) 地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。			記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第4 電信 電話 <u>(NTT社</u> <u>日本株社に工工社に工工社に工工社に工工社に工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工</u>		(10) 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画	<u> </u>		記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第4 電信 電信 電信 で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		4 ソフトバンク株式会社(携帯電話) ソフトバンク株式会社(以下、SB)では、「情報=ライフライン」ということを自覚し、でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切は業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。 地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの受信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた信権楽し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。 (1)顧客への発災時の支援 大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。 ① 停電対策 ② 伝送路対策 ③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備 (7)移動電源車 (4)移動無線基地局車 (ウ)可搬型無線機 ④ 緊急時・災害時の通信網整備	<u>築を図</u> <u>に防災</u> 安全、		記載の見直し
第2章 災害予防計画	災害予防計画	第4 電信 電信 電信 で で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		(2) 社内体制の整備 大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務に し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。 ① 対応マニュアルの徹底 ② 非常時体制の確立と連絡網の整備 ③ 防災備蓄品の配備 【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】 災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備(非常用発電機、車載型無線基地)動電源車など)を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。 併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。 (3) 防災訓練の実施 毎年大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地上に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。 ② 安否確認訓練 ③ 火災・地震の対応訓練 ④ 火災・地震の対応訓練 (4) 応急復旧設備の配備 代替基地局設備 ① 基地局の代替サービスエリアの確保 ② 代替基地局の研究開発	<u>司、移</u>		記載の見直し

				奈良	良県地域防災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予 方計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 CS関西、KD DI株式公ク株 式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイ、こまどり ケーブル株式会 社)		<ul> <li>第天モバイル株式会社 (携帯電話)</li> <li>(1) 関係機関との連絡調整</li> <li>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図う、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</li> <li>① 本社における対応</li> <li>ア総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</li> <li>イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</li> <li>ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</li> <li>② 地域における対応</li> <li>ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</li> <li>イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</li> </ul>	(削除) 3られるよ	記載の見直し
第2章 災害予  方計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 株式会社、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(2)通信設備等の高信頼化 電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために 伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。 (3)重要通信を確保する 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通 を図り、重要通信を確保する。 (4)災害対策用機器および車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機用車両その他災害対策用機器等を配備する。 (5)防災に関する教育、訓練 災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業 かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器 の防災訓練を実施する。	通信の疎通 <u>送器、運搬</u> <u>で関係社員</u> <u>を務を円滑</u>	記載の見直し
	フライン施設の	第4 電信 電話 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、KD 日本株式 S関西式 KD DI株 バンステング A		6 こまどりケーブル株式会社 災害によりケーブルドンレビ設備および電気通信設備(以下、設備)の被害を未然に軽減まするため、防災に関する計画を策定し実施する。 (1)防災教育 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育 る。 (2)防災訓練 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効 ることを確認する。 ・安否確認および災害・警報の伝達 ・情報収集・伝達 ・各種災害対策機器の操作 ・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認 (3)設備等の防災計画 ① 水害対策 ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。 ・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。 ② 風害対策 ・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。 ・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。 ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。 ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。 ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。 ・変に強力な、主要な設備等について耐火構造化を行う。 ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。 ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。	<u>『を実施す</u>	記載の見直し

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第16節 ライフライン 漢字予防計画	第4 電 <u>NT会</u> 電 <u>NT会</u> 一 大 一 大 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		(4) 設備の災害予防措置に関する事項 各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。 ① テレビ受信設備 ・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。 ・機器の融雪装置等の設置を実施する。 ・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止または拡大防止に努める。 ② センター設備 ・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。 ・予備電源として必要な容量のIPSおよび発電機とする。 ・予備電源として必要な容量のIPSおよび発電機とする。 ・発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。 ・ 重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。 ④ 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。 ・衛星通信設備 ・有線伝送設備 ・ I Pネットワーク回線 ・非常用電源設備 ⑤ データ データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。		記載の見直し
第2章 災害予防計画		第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天子 バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(5) 災害対策用資機材等の確保と整備 災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。 ① 災害対策用資機材の確保 平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努る。 ② 復旧用資機材の整備点検 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。 ③ 復旧用資機材の広域運営 復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。 (6) 非常用電源設備 復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。		記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第4 電信電話 1 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり たごル株式会	<u>応急復旧体</u> <u>の強化</u>	<u>(新設)</u>	広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保 に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた応援班の編成、応急 復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確 立し、運用する。	記載の見直し
第 2 章 災害予 防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画	社)第4電信電話2施設(NTT西資日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天 バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社、 計)	機材の整備、		(1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。 (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。 (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。 (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。	記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第4 電信電話 3 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)	<u>防災訓練の</u> <u>施</u>		(1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 ア 災害予報及び警報の伝達 イ 非常招集 ウ 災害時における通信疎通確保 エ 各種災害対策機器の操作 オ 電気通信設備等の災害応急復旧 カ 消防及び水防 キ 避難及び救護 (2) 国、県等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平時からの連携体制を構築する。	記載の見直し

				京良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第 2 章 災害予 防計画 172	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第4 電信電話 施設 (NTT西 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会	<u>4 協力応援体</u> 制の <u>整備</u>	(新設)	(1)他の事業者との協調 電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、 自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。 (2)グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について 相互応援体制を整備する。	記載の見直し
第 2 章 災害予 防計画 173	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画		5 発災時の <u>優</u> 先回線の確保		災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、県、 市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。	記載の見直し
第 2 章 災害予 防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第5都市ガス		第 5 都市ガス( <mark>ガス事業者</mark> )	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	記載の見直し
第 2 章 災害予 防計画 175		第5 都市ガス 大阪ガストワク 会社・ワール東部 大会社(北東和 ガス大会社(北東和 ガス株式会社、 大会社(北東和 ガス株式ス株式 桜井ガス株式ス株 大会社、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、 大大式会、		1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部) (1) 防災体制  保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、 当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。 (2) ガス施設対策  ① 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。 ③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。	(削除)	記載の見直し
第2章 災害予防計画		第5 都市ガススペース 大阪ガス株式ストワール 大阪ガス株式ストワール 大人 大会社・フール 大会社・アール イン・アール イ		(3) その他防災設備 ① 検知・警報設備 災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。ア 地震計 イ ガス漏れ警報設備 ウ 圧力計・流量計 ② 連絡・通信設備 災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。③ 資機材の点検整備 (4) 教育訓練 ① 社員等関係者に対する防災教育 ② 防災訓練 地震発生時の災害対策を円滑にするため、年に1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。 (5) 広報活動 ① 顧客に対するガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等の周知 ② 土木建設関係者に対する周知 建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。	(削除)	記載の見直し

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第 2 章 防計画	章 災害予 画	第16節 ライフライン施画 ジェー アンドラー アンドラー アンドラー アンドラー アンドラー アンドラー アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	第 5 都市ガス		2 大和ガス株式会社 (1) 防災体制 大和ガス株式会社は、保安規程に基づいて「地震災害時の対策要領」「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」を作成し、関連会社も含めて、保安体制及び非常時体制の具体的措置内容を定める。 (2) 施設対策 ① 導管関係施設 ③ 導管は、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管、鋼管への切り替えを早期に実施するとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手及び溶接接合方法を維持する。 ② 地下室等におけるガス設備安全点検の強化と安全使用に必要な知識の周知徹底 ③ 地震計の設置 地震計の設置 地震計の設置 地震が発生した場合、ガス供給区域内の被害発生の程度と被災地区の迅速な推定を行い、供給停止の判断及び二次災害防止に資するため、大和ガス本社内に地震計を設置する。 ④ 緊急措置のための設備 災害発生時のガスによる二次災害の防止と迅速な復旧活動を行うために、需要家ごとの遮断装置と地域的にガスを遮断する緊急措置ブロック化を推進する。 ⑤ 情報通信設備の整備 災害発生時に、需要家等からのガス漏れ通根、防災関連機関との連絡及び大和ガスの各部署との調整を確保するために、情報通信施設を次のように整備する。 (7)災害時優先電話(災害応急復旧用無線電話)の加入 (4)移動無線による通信体制の強化 (5)防災関連機関との相互支援体制の推進 ⑥ 車両、資機材の整備		記載の見直し
第 2 章 防計画 178			第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス 之社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社、大武)		(3) 広報活動 大規模災害の発生に備えて、次の2点を重点に広報活動体制を確立する。 ① 需要家に対するガス安全使用のためのPRの強化 ② 土木建設関係者に、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給に関する知識の普及を図る。 (4) 教育訓練計画 大和ガス従業員及び関連工事会社従業員に対して、ガス漏洩及びガス事故等緊急措置を重点に、教育を施し、保安意識の向上に努めるとともに、「緊急事故処理訓練」、「非常召集訓練」、「地震災害等の対策要領に基づく各種訓練」を行い、これらの諸訓練の集大成として、毎年1回総合訓練を実施する。	(削除)	記載の見直し
第2章防計画	章 災害予画		1 第 5		3 桜井ガス株式会社 (1)設備対策 ① ガス施設(導管)の耐震性の強化 (ウ)中圧導管は、溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。 (小低圧導管はPE管等耐震性の高いガス導管への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。 ② 現有車両等の整備向上及び資機材の整備 (2)緊急対策 ① 供給停止判断	(削除)	記載の見直し
第 2 章 防計画 180	章 災害予 画		第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(3) 復旧対策 ① 保安関連データのバックアップ 早期に復旧を目指す上で欠かすことができない需用家データや導管データ等についてはバックアップを確保しておくことが必要。 ② 復旧作業員の安全確保 急遽駆け付けた全国各地からの復旧作業に従事する作業員の健康・安全面に配慮し検討する。	_(削除)	記載の見直し

				奈良県地域防御	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画		第5 都方大阪ガス式ストリー・大阪ガス株の大阪カー東大大の大阪クー東大大の大阪クー・大大の大阪クー・大大の大阪クー・大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の大大の		4 五条ガス株式会社 (1) 防災体制 保安規定に基づく「地震防災応急対策措置要領」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、当社及び関係工事会社に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。 (2) 施設対策等 ① 供給設備の維持管理 ② 導管及び付属設備 (7) 導管及び付属設備 (7) 導管といては被覆鋼管、ポリエチレン管及びダクタイル鋳鉄管への切替を行うとともに、継手については融着、溶接、機械的接合の採用を推進している。 ③ 通信関係設備 業務用無線、災害時優先電話、及び携帯電話により対処する。 ④ 防災機器を備えた製造・供給システム (7) 局部的な地震に対してはガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため導管のブロック化を行う。 (4) ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及促進を図る。 ⑤ 緊急資材の整備 地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急もしくは復旧措置ができるよう緊急資材を保有し、その点検を行う。		記載の見直し
第2章 災害予防計画		第5 都市ガス ( <u>大阪ガス株式</u> 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(3) 数音訓練及び震災知識普及 ① 社員に対する防災に関する教育 ② 地震及び緊急訓練等  地震発生時、緊急時及び非常招集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の伝達、広報に関して万全を期する。 ③ ガス安全使用のための周知 顧客に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知する。		記載の見直し
第2章 災害予防計画		第5 都市ガス 大阪ガス株 大阪ガス株 大阪ガス株 大阪ガス株 大ワーク東大 大会社・、大田、 東業部)、大社、 大社、大田、 大社、大田、 大社、大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、		5 株式会社大武 (1) 防災体制の整備  保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し 保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。 (2) 施設対策 ① 中圧導管は溶接鋼管の他、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。 ② 低圧導管は耐震性に優れたPE管等への取替を積極的に促進し、耐震化率の一層の向上に努める。 ③ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び、地区ガバナーに感震自動ガス遮断装置を設置する。 (3) その他の対策 ① 検知・警報設備の設置  地震発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。 ② 連絡・通信設備の整備  地震発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。 ③ 資機材の整備及び確保 (4) 教育訓練 当社及び関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。 (5) 広報活動 パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。	(削除)	記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第5 都市ガス ( <u>大阪ガス株ス</u> 会社・大阪ガス 会社・大ワーク株 式会社(北大東部 事業部)、大社( 経井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(新設)	(1) 緊急措置判断支援システム(地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。 (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。 ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。 イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。 (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。 (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。 (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。 (6) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。 (7) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。 (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。 ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。 イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。	記載の見直し

			奈良県地域防	災計画 地震編	
章 第2章 災害予 防計画	節 第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画		(新設) (新設)	修正後  (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備 する。 (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。 (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。 (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。 (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。	備考 記載の見直し
第2章 災害予防計画		第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会	(新設)	情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。	記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会		「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。	記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第6 鉄道	第6 鉄道	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライフライン施設の災害予防計画		1 西日本旅客鉄道株式会社 鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。 (1)実施計画 ① 施設・設備の安全性の確保		記載の見直し
第2章 災害予防計画	フライン施設の	第6 鉄道 (西日本旅客鉄 道株式会社、近 畿日本鉄道株式 会社)	2 近畿日本鉄道株式会社 地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため対策を講じる。 (1) 施設の耐震性の強化 新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。 (2) 地震計の設置 沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。 (3) 情報連絡施設の整備 迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。 (4) 復旧体制の整備 ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制 ② 応急復旧用資機材の配置及び整備 ③ 列車及び旅客の取り扱い方の徹底 ④ 消防及び救護体制 ⑤ 防災知識の普及		記載の見直し
第2章 災害予防計画		第 6 鉄道 (西日本旅客鉄 道株式会社、近 畿日本鉄道株式 会社)	_ <u>(新設)</u>	鉄道施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努め <u>る。</u>	記載の見直し
第2章 災害予防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画		<u>(新設)</u>	鉄道施設の管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設 の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。	記載の見直し

						災計画 地震編	1
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
193	第2章 災害予防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第6     鉄道       (西日本旅客鉄     実施       道株式会社、近     畿日本鉄道株式       会社)	方災訓練の		情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに 防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。	記載の見直し
194	第2章 災害予防計画	第16節 ライ フライン施設の 災害予防計画	第7 ヘリポート		奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、 <mark>震災</mark> 等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。 (1)給油施設 航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる 燃料を備蓄する。 (2)自家発電装置 送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置 する。	奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、 <mark>災害</mark> 等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。 (1)給油施設 航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる 燃料を備蓄する。 (2)自家発電装置 送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。	防災業務計画の修正
195	第2章 災害予 防計画	第17節 危険 物施設等災害予 防計画			(消防救急課、福祉 <u>医療</u> 部)	(消防救急課、福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編
	第2章 災害予防計画				( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食と農 <u>の振興</u> 部、県土マネジメント部、 <u>地域デザイン</u> 推進局)	(環境 <u>森林</u> 部、食農部、県土マネジメント部、 <u>まちづくり</u> 推進局)	組織改編
197	第2章 災害予防計画		第1 地盤災害 危険箇所の現況		本県の <u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</u> 、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該 <u>危険箇所</u> が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。	本県の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該区域等危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。	国交省の通知に基づく修正
198	第2章 災害予 防計画	第19節 地盤 災害予防計画	第1 地盤災害 危険箇所の現況		別表へ修正	別表へ修正	時点修正
199	第2章 災害予防計画	第19節 地盤 災害予防計画	第2 地盤災害 1 1 元 1 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2	上砂災害警 <u>成(イエ</u> バーン)	(新設)	県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行う。基礎調査の調査結果は、土砂災害から住民の生命を守るため、速やかに公表する。	国交省の通知に基づく修正
200	第2章 災害予防計画	第19節 地盤 災害予防計画	第2 地盤災害 危険区域の指定 <u>別警元</u> (レッン)	<u>比砂災害特</u> <u>技区域</u> ッドゾー	(新設)	県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には 建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として、基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域に指定し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場等で周知する。 土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。 また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれが大きいと認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合においては、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。	国交省の通知に基づく修正
201	第2章 災害予防計画	第19節 地盤 災害予防計画	第2 地盤災害 <u>3</u> 地 危険区域の指定 <u>以区域</u>	或 <u>(法規制</u>	県は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、今後とも地すべり危険箇所の実態調査に努めるとともに、地すべり危険箇所の調査結果の周知を図り、人家、公共施設等を地すべり災害から守る。また、地すべり危険箇所のうち、きわめて危険度が高いものであって公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。 県及び市町村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。	県は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域であって、公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、地すべりの防止に有害な行為を制限した上で、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。	国交省の通知に基づく修正
202	第2章 災害予防計画	第19節 地盤 災害予防計画	危険区域の指定 壊危隊	急傾斜地崩 食区域 <u>(法</u> <mark><u>×域)</u></mark>	急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、県は、今後とも急傾斜地崩壊危険箇所実態調査に努める。また、危険度の著しく高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定区域には、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。県は、崩壊防止工事については、「急傾斜地崩壊防止法」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、崩壊防止事業を施工する。	県は、崩壊のおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上ある土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域のうち、危険度の著しく高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定する。指定区域には標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等の改善命令を行う。 さらに、県は、急傾斜地崩壊防止法に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られる箇所から崩壊防止事業を施工する。	国交省の通知に基づく修正

					奈良県地域防	災計画 地震編	1
章		節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災防計画			第2 地盤災害 危険区域の指定	5 山地災害危険区域	県は、今後とも山地災害危険区域(山地崩壊危険箇所)の実態調査に努め、あわせて森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事を実施する。 (資料編「山地災害危険地区(治山)」参照)		国交省の通知に基づく修正 林野庁の通知に基づく修正
第2章 災防計画			第4 宅地の安全性の向上	性	県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。 また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。	県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。また、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングを実施のうえ作成した大規模盛土造成地マップを平成26年度に公表・配布、ホームページに掲載する等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努めてきた。今後は、第2次スクリーニングを計画的に進めるために今和4年度に実施した優先度調査の結果に基づき、安全性の検証に向けて取り組む。	R5国防災基本計画修正 記載の適正化
第 2 章 災 防計画	災害司	防計画	第4 宅地の安全性の向上	トロール	宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告 <u>または</u> 改善命令を 行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パ ンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。	宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告 <u>又は</u> 改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。	記載の適正化
第2章 災 坊計画			第3 消防力・ 消防水利等の整 備	2	市町村は、消防団の <u>施設・設備の</u> 充実に努めるとともに、青年層、女性層 <u>の消防団への参加促進を</u> 図る等の消防団の充実強化に努める。	市町村は、消防団の <u>強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の</u> 充実に努めるとともに、 <u>必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実</u> 、青年層・女性層 <u>を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u>	R6国防災基本計画修正
第2章 災 方計画			第3 消防力・ 消防水利等の整 備		市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。	市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、大規模地震や津波災害な ど多様な災害にも対応する 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、 ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。	R6国防災基本計画修正
第2章 災 方計画	<u>防災</u> 」 備す~	節 <u>地震</u> 上緊急に整 ドき施設等 請計画			第21節 <u>第6次地震防災緊急事業五箇年計画</u>	第21節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u>	記載の見直し
第2章 災 防計画	防災」備する	節 <u>地震</u> 上緊急に整 ・き施設等 請計画			地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第6次地震防災 緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。	<u>県、市町村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備</u> すべき施設等について事業を推進する。	記載の見直し
第2章 災 坊計画	<u>防災</u> 」	- 節 <u>地震</u> - <u>緊急に整</u> ・き施設等 <u>請計画</u>			<u>第1 計画の概要</u> <u>1 計画年度</u> <u>今和3~令和7年度</u>	_ <u>(削除)</u>	記載の見直し
第2章 災方計画	<u>防災」</u> 備す〜 の整備	が <u>地震</u> 上緊急に整 ドき施設等 請計画			2 事業の実施 県及び市町村は第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に 執行する。		記載の見直し
第2章 災 方計画	<u>防災」</u> 備す〜 の整備	I <del>J F I F I</del>			3 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例 地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。	<u>(削除)</u>	記載の見直し
第2章 災防計画	<u>防災」</u> 備す~ の整備	節 <u>地震</u> -緊急に整 ドき施設等 計 <u>画</u>			第2 対象事業及び事業費等 県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。 計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。	<u>(削除)</u>	記載の見直し
第2章 災 坊計画	<u>防災」</u> 備す〜 の整備	- 節 <u>地震</u> - 緊急に整 ・ き施設等 - 計画			(別表)計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表) (別表)計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)		記載の見直し
第2章 災 方計画	<u>防災</u> 備す〜 の整備	<u>- 緊急に整</u> ドき施設等 <u>請計画</u>	第1       奈良県地震防災緊急事業五箇年計画		<u>(新設)</u>	<u>る「宗良県地展防火窯活事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。</u>	記載の見直し
第2章 災 坊計画	<u>防災」</u> 備す〜 の整備	<u>- 緊急に整</u> ドき施設等 <u>請計画</u>	第2 その他		<u>(新設)</u>	上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。	記載の見直し
第 2 章 災 方計画		2節 防災 )整備計画			(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、 <u>地域デザイン</u> 推進局)	(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、 <u>まちづくり</u> 推進局)	組織改編
第2章 災防計画	害予 第22	2節 防災 )整備計画			県、市町村は、 <mark>平常時</mark> から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。	県、市町村は、 <u>平時</u> から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。 <u>また、県は災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。</u>	R7国防災基本計画修正

						奈良県地域防		
	 章	節		第	数字	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予 防計画	第22節 防災 体制の整備計画		県の活動		県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、 <mark>平常時</mark> から防災に係る組織体制等の整備、 充実を図る。	県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、 <mark>平時</mark> から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。	R7国防災基本計画修正
	第2章 災害予防計画	第22節 防災 体制の整備計画	第1 体制		3 防災拠点 <u>の</u> <u>確保・充実</u>	3 防災拠点	3 防災拠点 <u>の確保・充実</u>	防災拠点の機能等の整理 広域防災拠点の機能記載部分の変更
	第2章 災害予防計画	第22節 防災 体制の整備計画			3 防災拠点 <u>の</u> 確保・充実	県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。 (1) 防災拠点 災害応急対策活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの拠点の機能を満たす施設 ① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む)。 ② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点 ③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点 ④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点 ※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点(県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など)	県、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時において速やかに体制をとれるように、防災拠点の確保、充実を図るとともに、救出救護、復旧活動の拠点として活用できるよう計画的な整備等を行う。 ※防災拠点とは、県内で災害応急対策活動に従事する防災関係機関のための活動拠点等で、県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院、県が指定する広域防災拠点などをいう。	防災拠点の機能等の整理 広域防災拠点の機能記載部分の変更
222	第2章 災害予防計画	第22節 防災 体制の整備計画	第1 体制	県の活動	3 防災拠点 <u>の</u> 確保・充実	(2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地 面積を有する施設 県は、以下の施設を広域防災拠点として予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。 なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。 【広域防災拠点指定施設】 ① 大規模広域防災拠点 ② 県営競輪場 ③ 第二浄化センター ④ 消防学校 ⑤ 吉野川浄化センター ⑥ 奈良市都祁生涯スポーツセンター ⑦ 宇陀市総合体育館 ⑧ 昴の郷 ⑨ 下北山スポーツ公園 また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」(奈良市)について整備を進めている。 今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。	(1) 広域防災拠点の確保と充実  県は、全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設、及び以下の機能を有する施設を広域防災拠点としてあらかじめ指定する。 ・進出拠点:応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点 ・教助・活動拠点:被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点 ・物資輸送拠点:支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点 ・航空搬送拠点:航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点	広域防災拠点の機能を明記、広域防災拠点の追加指定
	第2章 災害予防計画	第22節 防災体制の整備計画	第1体制		3 防災拠点 <u>の</u> 確保・充実	(3) 大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(令和3年6月)」に基づき、進めている。 この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。 引き続き、固定翼機による情報収集、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)でのDMAT(災害医療派遣チーム)による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。	(2) 北部中核拠点 ① 県の中核的な広域防災拠点として、南部中核拠点と連携・補完し、災害対応に当たる拠点である。 ② 県立橿原公苑を中心として、3施設(県立橿原公苑(新アリーナ含む)、県立医科大学、畝傍山キャンパス、橿原運動公園)を一体的に活用する。 ③ 近隣に位置する施設を複合的かつ一体的に運用することにより、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送の機能を備えた中核拠点とする。 ④ 県立橿原公苑については再整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用する。  (3) 南部中核拠点 ① 県の中核的な広域防災拠点として、北部中核拠点とともに連携・補完し、災害対応にあたる拠点であることから、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送(航空支援)の機能を備えた拠点とする。 ② 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、県内被災地への支援はもとより、進大な被害が想定される紀伊半島沿岸部への支援のために活用する。そのため、県内だけでなく近隣府県へ派遣される応援部隊のベースキャンプ等として五條県有地全体を活用する。 ③ 防災拠点としての効果を早期に発現させるため、段階的に整備する。	中核拠点の位置づけを明記

Г					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	;2章 災害予 ;計画	第22節 防災 体制の整備計画	第1 県の活動体制	4 震災対応マ ニュアルの作成 等	また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練 <u>や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練</u> 等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。 さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、 平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、 そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。	また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。 さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、 平時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。	R7国防災基本計画修正
225 队	52章 災害予 計画	第22節 防災 体制の整備計画		制の確保		<u>5 業務継続体制の確保</u>	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
	;2章 災害予 計画	第22節 防災 体制の整備計画	第1 県の活動体制	<u>5 業務継続体</u> <u>制の確保</u>	<u>(新設)</u>	大規模災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の 確保を図るため、奈良県業務継続計画を策定し、特に、首長不在時の明確な代行順位及び非常時優先 業務の整理等、重要となる要素について定めておく必要がある。	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
第 227 D	;2章 災害予 計画	第22節 防災 体制の整備計画	第2市町村の活 動体制		県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び 「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。		記載の見直し
	52章 災害予 計画		第3 地震観測 体制及び地震調 査研究の推進	1 地震観測	(3) <u>独立行政</u> 法人防災科学技術研究所が行う観測 独立行政法人防災科学研究所は、全国に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動をとらえ 記録できる観測網(K-NET)を構築している。	(3) <u>国立研究開発</u> 法人防災科学技術研究所が行う観測 国立研究開発法人防災科学技術研究所は、全国に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動 をとらえ記録できる観測網(K-NET)を構築している。	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
	52章 災害予 計画	第22節 防災 体制の整備計画	第4 防災関係 情報の共有化	2	県は、発災時に安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。	県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等 と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。	「災害時における安否不明者等の氏名等 公表の方針」の記載にあわせた修正
	;2章 災害予 ;計画	第22節 防災 体制の整備計画	第6 大規模停電対策	l .		県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	R7国防災基本計画修正
	52章 災害予 計画	第24節 通信 体制の整備計画			(防災統括室、総務部、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、環境 <u>森林</u> 部、食農部、県土マネジメント部)	組織改編
	52章 災害予 計画	第24節 通信体制の整備計画			災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災 行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通 信網を確実に運用する。	災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、県防災情報システム・新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等に集約できるよう努めることで通信網を確実に運用する。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
	;2章 災害予 ;計画	第24節 通信体制の整備計画	第1 県の情報 通信施設等	1 県防災行政 通信ネットワーク	(1) 現況 県は、 <mark>県と市町村及び</mark> 防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。	(1) 現況 県は、防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政 通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは 高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線 とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合 わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワー クにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。	記載の適正化
	52章 災害予 計画	第24節 通信 体制の整備計画	第1 県の情報 通信施設等	1 県防災行政 通信ネットワー ク	(2)災害予防計画 <mark>県、市町村及び</mark> 防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、 奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるととも に、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。	(2)災害予防計画 防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政 通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び 通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。	記載の適正化
	52章 災害予 計画		第 2 市町村防 災行政無線 <mark>等</mark> 設 備			<u>屋外スピーカー又は屋内受信機等により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。</u>	令和5年6月16日付け総務省報道資料 「地方公共団体における防災行政無線等 の整備推進」に基づく修正
	52章 災害予 計画	1 - 1 - 1 - 1	第2 市町村防 災行政無線 <mark>等</mark> 設 備		市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和4年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)は全市町村で整備済みである。 (1) 同報系無線  屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。 (2) 移動系無線 災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。	市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和7年3月末現在、市町村防災行政無線等は、県内39市町村の内34市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線等を補完する全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)は全市町村で整備済みである。 (削除)	令和5年6月16日付け総務省報道資料 「地方公共団体における防災行政無線等 の整備推進」に基づく修正
	;2章 災害予 計画		第 2 市町村防 災行政無線 <mark>等</mark> 設 備		(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の 状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 (2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。	(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災 <mark>害</mark> 性の向上に努める。 (2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災 <mark>害</mark> 性の向上に努める。	令和5年6月16日付け総務省報道資料 「地方公共団体における防災行政無線等 の整備推進」に基づく修正

					奈良県地域防御	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
_	第2章 災害予 計画	第24節 通信体制の整備計画	第 2 市町村防 災行政無線 <mark>等</mark> 設 備	3 整備計画	(1) 未整備の市町村にあっては、 <mark>同報系、移動系各デジタル無線網</mark> 等の導入整備に努める。 (2) 整備済みの市町村にあっては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努め る。 (3) <u>市町村は住民への災害情報伝達手段として、</u> できるだけ多くの伝達手段を確保するよう に努める。	(1) 未整備の市町村にあっては、 <u>市町村防災行政無線</u> 等の導入整備に努める。 (2) 整備済みの市町村にあっては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。 る。 (3) <u>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよ</u> <u>う、</u> できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。	令和5年6月16日付け総務省報道資料 「地方公共団体における防災行政無線等 の整備推進」に基づく修正
	第2章 災害予 方計画	第24節 通信 体制の整備計画	第3 電信電話 設備(災害時優 先電話)		(4)整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。 NTT西日本は、 <mark>県・市町村及び</mark> 防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。 <u>県、市町村及び</u> 防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。	(4)整備に当たっては、設備の耐災 <mark>害</mark> 性の向上に努める。  NTT西日本は、防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。	記載の適正化
240	第2章 災害予計画	体制の整備計画	通信設備			<mark>用</mark> に努める。	R6国防災基本計画修正
241	第2章 災害予 方計画	体制の整備計画	体制の充実強化		合わせて「非常通信」という。)の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。 <u>県・市町村及び</u> 防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相 互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。	防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による 通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。	R6国防災基本計画修正
242	方計画	第24節 通信 体制の整備計画			努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施 する。	県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に 努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施 する <u>ことを通じて平常時からの連携体制を構築する</u> 。	R5国防災基本計画修正
243	第2章 災害予計画	体制の整備計画			第09 <u>Lアラート等</u>	第09 情報システム等の活用	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
-	第2章 災害予 計画	第24即 通信 体制の整備計画	第9 <u>情報シス</u> <u>テム等の活用</u>		県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。	急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
-	52章 災害予 方計画	第24節 通信 体制の整備計画			災害時には固定電話や携帯電話が <mark>停電</mark> や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。	災害時には固定電話や携帯電話が <u>地上回線の途絶</u> や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。	R7国防災基本計画修正
_	52章 災害予 方計画	第25節 孤立 集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担		市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。	市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。  市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。	R6国防災基本計画修正
	第2章 災害予 計画	第25節 孤立集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担		県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。	ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立</u> した場合でも食料・飲料水・医薬品等の数燥物浴の緊急輸送が可能となるよう。必要に広じて国の支	R6国防災基本計画修正
248	52章 災害予計画	第26節 支援 体制の整備(県 外で災害発生の 場合)			(防災統括室、総務部、 <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、 <mark>地域</mark> 創造部、県土マネジメント部)	組織改編
-	第2章 災害予 計画	第26節 支援 体制の整備(県 外で災害発生の 場合)		3	県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。	県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。 <u>また、自ら派遣する応援職員が</u> 円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第 2 防計 50	章 災害予画	第26節 支援 体制の整備(県 外で災害発生の 場合)	体制の確立		南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体 の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規 模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(令和3年6月)」に基づき、 進めている。	紀伊半島には大規模な広域防災拠点はないことを踏まえて、五條県有地に当該エリアを広くカバー する大規模な広域防災拠点の整備を段階的に進めている。	南海トラフ地震における具体的な応急対 策活動に関する計画の修正による記載方 法の変更
第 2 防計 51	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)			(防災統括室、総務部、 <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、 <mark>地域</mark> 創造部、県土マネジメント部)	組織改編
第 2 防計 52	章 災害予画		第1 防災関係 機関の相互応援 体制の整備	3	県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順 <u>等を取り決めておくものとする。</u>	県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順 <u>災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u>	R7国防災基本計画修正
第 2 防計 53	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	機関の相互応援	6		市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
第 2 防計 54	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	機関の相互応援	7	災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。	災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。	R7国防災基本計画修正
第 2 防計 55	章 災害予画		第1 防災関係 機関の相互応援 体制の整備	8	_ <u>(新設)</u>	<u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u>	R7国防災基本計画修正
第 2 防計 56	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	機関の相互応援	9	県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策 に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。	県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策 に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。	R7国防災基本計画修正
57 防計	画	体制の整備(県 内で災害発生の 場合)			県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等) <u>を</u> 整理しておくものとする。	県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等) <u>や庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者について</u> 整理しておくものとする。	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
第 2 防計 58	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)		5	県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。	県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
第 2 防計 59	章 災害予画	第27節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	第3 広域防災 体制の確立		南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体 の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規 模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(令和3年6月)」に基づき、 進めている。	紀伊半島には大規模な広域防災拠点はないことを踏まえて、五條県有地に当該エリアを広くカバー する大規模な広域防災拠点の整備を段階的に進めている。	南海トラフ地震における具体的な応急対 策活動に関する計画の修正による記載方 法の変更
第 2 防計 60	章 災害予画	第28節 保健医療計画			(福祉 <u>医療</u> 部)	(福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編
61 防計	画	医療計画	第1 保健医療 活動体制の整備		(2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健 医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要となるその他の 団体と協定の締結について検討する。	の団体と協定の締結について検討する。	R7国防災基本計画修正
第 2 防計 62	章 災害予画		第1 保健医療 活動体制の整備	2 県	(4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。	(4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、小児・周産期災害 医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、災害派遣精神医療チーム(DPA T)等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正 保健医療計画に基づく修正
第 2 防計 63	章 災害予画		第1 保健医療 活動体制の整備	2 県	(7)保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内 の訓練を行う。	(7)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び <u>福祉保険</u> <u>部・</u> 医療政策局内 <u>の訓練等により、連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとす</u> <u>る。</u>	R7国防災基本計画修正

						1
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第28節 保健医療計画	第1 保健医療 活動体制の整備	2 県	(8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。	(8) DHEAT <u>や保健師等チーム</u> の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。	R7国防災基本計画修正
第 2 章 災害予 防計画 第 2 章 災害予	第28節 保健 医療計画 第28節 保健	第1 保健医療 活動体制の整備 第1 保健医療	3 県保健所 4 DMAT	(4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、 <mark>地域</mark> 保健医療調整本部の体制整備及び充実に努める。 (1) DMATは、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動できる、機動性を持ち	<ul> <li>(4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療福祉活動を指揮調整するため、保健医療福祉調整地域本部の体制整備及び充実に努める。</li> <li>(1) DMATは、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動できる、機動性を持ち</li> </ul>	R5国防災基本計画修正
防計画	医療計画	活動体制の整備	(災害派遣医療	専門的訓練を受けた医療チームで、 <u>県内では25チーム編成されている。</u> (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県 <u>DMAT</u> コーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。	専門的訓練を受けた医療チームで <u>ある。</u> (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター <mark>及び災害薬事コーディネーター</mark> 等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県 <u>災害医療</u> コーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。	R7国防災基本計画修正 保健医療計画に基づく修正
第2章 災害予防計画	第28節保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備		基幹災害拠点病院□ 県立医科大学附属病院回 地域災害拠点病院 奈良保健医療圏 奈良保健医療圏 一	(削除)	時点修正
第2章 災害予防計画	第28節 保健医療計画		急医療情報シス テムの整備	県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム(EMIS: Emergency Medical Information System)を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。	県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供するため、国の広域災害救急医療情報システム (EMIS: Emergency Medical Information System) を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。	システム閉塞による修正
第2章 災害予防計画	第28節 保健医療計画	第4 医薬品等 の確保(協定、 優先供給)		厚労省医政局経済課	医薬産業振興・医療情報企画課	厚生労働省の組織改編
第2章 災害予防計画	第28節 保健医療計画	第4 医薬品等 の確保(協定、 優先供給)		奈良県保健医療調整本部 <u>薬務・衛生班</u>	奈良県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部	災害対策本部体制の見直しによる修正
第2章 災害予防計画	第28節 保健医療計画	第5 保健師等 による健康管 理・健康相談の		第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施 <u>(保健師班の整備)</u>	第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施	災害対策本部体制の見直しによる修正
防計画	予防計画	   第1   防疫実施   組織の設置		1 市町村 (防疫班)	1 市町村	災害対策本部体制の見直しによる修正
第2章 災害予防計画	予防計画	第1 防疫実施 組織の設置		2 保健所 <u>(疫学調査班)</u>	2 保健所	災害対策本部体制の見直しによる修正
第2章 災害予防計画	第29節 防疫予防計画	第1 防疫実施 組織の設置	2 保健所	保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染 症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師 (又は看護師)を含む数名(3~4名)からなる疫学調査班を編成する。	保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師(又は看護師)を含む数名(3~4名)からなる疫学調査 <u>を担う</u> 班を編成する。	記載の適正化
第2章 災害予 防計画	第29節 防疫予防計画	第1 防疫実施 組織の設置	3 県	3 県 (防疫班)	3 県	災害対策本部体制の見直しによる修正
第2章 災害予 防計画	第29節 防疫 予防計画	無職の設置 第1 防疫実施 組織の設置	3 県	県(医療政策局)は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。	県(医療政策局)は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫 <u>を担う</u> 班を編成する。	記載の適正化
第2章 災害予防計画	第29節 防疫予防計画	第3 防疫・保 健衛生用資機材 等の整備		県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。 医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第28節第4により体制整備を図る。また、生活 衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等と の連携を確認する。	県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。 医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第28節第4により体制整備を図る。また、生活 衛生に必要な医療用以外の消毒薬の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との 連携を確認する。	記載の適正化
第2章 災害予防計画	第29節 防疫予防計画	第4 職員の訓練		県及び市町村は、 <mark>平常時</mark> より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。	県及び市町村は、 <mark>平時</mark> より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。	R7国防災基本計画修正
	第30節 水葬			( <u>文化・教育・くらし創造部</u> )	( <u>医療政策局</u> )	
第2章 災害予防計画	場等の確保計画					小丘, 小氏, 与关, 小冊

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画	第31節 廃棄物処理計画	第1 災害廃棄 物処理計画によ る体制整備		_ <u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 方計画	第31節 廃棄物処理計画	第1 災害廃棄 物処理計画によ る体制整備	1 市町村	災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画 の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。	災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画 の策定・見直しを行い、県、市町村や民間事業者等との連携による処理体制の構築に努める。	R5国防災基本計画修正
写 2 章 災害予 方計画	第31節 廃棄物処理計画	第2 相互支援 体制の構築		「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定(平成24年8月1日締結)」(以下、「相互支援協定」という。)に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制(施設・人員等)の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう <u>平常時</u> から必要な整備・維持管理に努める。	「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定(平成24年8月1日締結)」(以下、「相互支援協定」という。)に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制(施設・人員等)の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平時から必要な整備・維持管理に努める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第31節 廃棄物処理計画	第2 相互支援 体制の構築			(5)支援にあたっての課題等また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結(平成21年8月25日)及び奈良県解体工事業協会と締結(平成29年6月13日)した協力協定(以下、「協力協定」という。)に基づき、各団体に対して、平時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 方計画	第31節 廃棄物処理計画	第3 廃棄物処 理施設等の整備 等		(1)施設の整備 焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、 災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、 <mark>平常時</mark> から施設設備 の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が 不能となった場合の代替設備の確保に努める。	(1)施設の整備 焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、 災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、 <u>平時</u> から施設設備の 整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不 能となった場合の代替設備の確保に努める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 方計画	第31節 廃棄物処理計画	第3 廃棄物処 理施設等の整備 等		市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて <u>平常</u> 時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。	市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画			(防災統括室、福祉 <u>医療</u> 部、産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部)	(防災統括室、福祉 <u>保険</u> 部、産業部、食農部)	組織改編
第2章 災害予防計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画			大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下、「物資」という。)の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、 <mark>平常時</mark> から調達及び供給体制の確立を図る。また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、 <u>備蓄</u> 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	う等配慮するとともに 物資拠占を設けるかど 休制の整備に努める	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 坊計画		第1 県、市町 村、住民の役割 分担		ルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、 <mark>平常時</mark> から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確	き、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギ、第の食事に関して影響が必要な住民は、で味から見ばる日間、推奨1週間のの分景な真らか得	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予 方計画	1	第1 県、市町 村、住民の役割 分担	1 住民の役割	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても <u>併せて</u> 準備するよう努める。	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても <u>あわせて</u> 準備するよう努める。	R7国防災基本計画修正
第2章 災害予防計画		第1 県、市町村、住民の役割分担		県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。	県は、被災住民に供給する生活必需品や感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、トイレカーやキッチンカー等の市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。	R7国防災基本計画修正

					奈良県地域防	災計画 地震編	]
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予 計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物 資調達		第2 <mark>平常時</mark> の物資調達	第2 <u>平時</u> の物資調達	R7国防災基本計画修正
	第2章 災害予 計画		第2 <u>平時</u> の物 資調達		県及び市町村は、 <mark>平常時</mark> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	県及び市町村は、 <mark>平時</mark> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	R7国防災基本計画修正
	第2章 災害予 計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物 資調達	1 市町村の物 資調達	(1)調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、 <u>子どもにも配慮する</u> 。	(1)調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、 <u>こどもへの配慮に加え、ペット同行避難者にも配慮するよう努める。</u>	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
- ,	第2章 災害予 計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画		1 市町村の物 資調達	(3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。	(3) 国の新物資システム(B-PLo) を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に 努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した</u> 場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて 国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
	第2章 災害予 計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画		2 県の物資調達	(1)調達する物資は、県が応急的に供給する品目と <u>併せて</u> 、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。	(1)調達する物資は、県が応急的に供給する品目と <u>あわせて</u> 、市町村の要請を受けて必要と なる品目とする。	R7国防災基本計画修正
	第2章 災害予 計画	第32節 食料、生活必需品の確保計画	第3報告		災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 <mark>平常時</mark> から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。	災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 <mark>平時</mark> から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に 報告する。	R7国防災基本計画修正
298	<b>5計画</b>	財災害予防計画			( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部)	( <u>地域</u> 創造部)	組織改編
	第2章 災害予 方計画	第33節 文化 財災害予防計画			害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の	文化財の種類は多岐にわたり、 <u>また</u> 予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められ、災害予防対策 <u>は</u> そのような特性を踏まえたものでな <u>ければ</u> ならない。本計画は国指定及び県指定の文化財(以下、「文化財」という。)を対象とし、火災、風水害等 <u>のほか</u> 、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の <u>平時</u> における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。	R7国防災基本計画修正 文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第 300	第2章 災害予 計画	第33節 文化 財災害予防計画			県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設(警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等)の設置 <u>、</u> 改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。	県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設(警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等)の設置 <u>・</u> 改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
	第2章 災害予 計画	第33節 文化 財災害予防計画		把握	県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村 <u>または</u> 市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めると <u>とも</u> に、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。	県は、 <u>文化財課職員</u> による適宜巡視、市町村 <u>(</u> 市町村教育委員会 <u>を含む。)</u> による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めると共に、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
- ,	第2章 災害予 5計画	第33節 文化 財災害予防計画		思想の普及活動	県は、「文化財防火デー <u>・週間</u> 」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を <u>進め</u> 、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財 <u>防火</u> 予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。	県は、「文化財防火デー」 <u>(1月26日)及び「奈良県文化財防火週間」(1月26日を含む7日間)</u> 等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を <u>促し</u> 、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財 <u>災害</u> 予防に関する認識を高めるとともに <u>、</u> 災害時に協力する体制づくりを促す。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
	52章 災害予 5計画	第33節 文化 財災害予防計画	第1 基本計画		県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村 <u></u> 近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。	県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、 <u>文化財所有者、</u> 消防、警察、 <u>図書館、博物館、資料館並びに</u> 市町村 <u>及び</u> 近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
	第2章 災害予 計画		第2 <u>文化財の</u> <u>所有者又は管理</u> <u>者による</u> 文化財 種別 <u>予防</u> 対策		防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備 <u>を推進する。また、</u> 風水害に備えた周辺の環境整備 <u>を行うとともに</u> 、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。 <u>また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指</u> <u>導助言を行う。</u>	防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を <u>行うと共に、</u> 風水害に備えた周辺の環境整備に <mark>努める。また、</mark> 破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
- 1	第2章 災害予 5計画		第2 <u>文化財の</u> 所有者又は管理 者による文化財 種別予防対策	品・有形民俗文	防火・防犯設備未設置収蔵施設(寺社等)への設置と収蔵庫建設 <u>の推進</u>	防火・防犯設備未設置収蔵施設(寺社等)への設置と収蔵庫建設を行う。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
- ,	52章 災害予 方計画	第33節 文化 財災害予防計画	第2 文化財の	勝、天然記念物	記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施す <u>とともに、</u> 天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。		文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
	第2章 災害予 計画		第3 <u>文化財の</u> <u>所有者及び管理</u> <u>者による</u> 災害別 予防対策		災害別	災害 <u>種</u> 別	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
. ,	第2章 災害予 方計画		第3 <u>文化財の</u> 所有者及び管理 者による災害別 予防対策		【災害別(1.火災)】、【予防方法(3.消火設備)】 1. 消防水利・消火設備の設置	【災害種別(1.火災)】、【予防方法(3.消火設備)】 1. 消防水利・消火設備の設置     貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器 <u>又は簡易消火用具</u> 、とび口、梯子、ドレンチャー設備(水噴霧消火設備) 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全と改修による耐震性能強化	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
	第2章 災害予 5計画		第3 <u>文化財の</u> <u>所有者及び管理</u> <u>者による</u> 災害別 <u>予防</u> 対策		【災害別(1.火災)】、【予防方法(4.その他)】 <u>(新設)</u>	【災害 <u>種</u> 別(1.火災)】、【予防方法(4.その他)】 <u>7. 奈良県文化財防火週間(1月26日を含む7日間)における各種取組</u>	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正

							1
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予防計画	第33節 文化 財災害予防計画	第3 <u>文化財の</u> <u>所有者及び管理</u> <u>者による</u> 災害別 <u>予防</u> 対策		【災害別(3.風水害)】、【予防方法(1.環境整備)】 1. 倒壊、折損の <mark>恐れ</mark> のある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持	【災害 <u>種</u> 別(3.風水害)】、【予防方法(1.環境整備)】 1. 倒壊、折損の <u>おそれ</u> のある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持	R7国防災基本計画修正
311	第2章 災害予防計画	第33節 文化 財災害予防計画	第3 <u>文化財の</u> <u>所有者及び管理</u> <u>者による</u> 災害別 予防対策		【災害別(7. <u>全般</u> )】	【災害種別(7. <u>その他</u> )】	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
	第2章 災害予防計画				【災害別(7. <mark>全般</mark> )】 <u>(</u> 全般 <u>)</u> <u>(</u> 防犯対策の強化 <u>)</u>	【災害種別(7. <u>その他</u> )】 全般 防犯対策の強化	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
313	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第3 広域避難		市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に <u>あわせて</u> 広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応 急対策計画	第2節 避難生活計画	第2 県への報告		市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設 状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるもの とする。 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数	市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設 状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるもの とする。 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数 3 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の 運営	1 留意事項	(6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策 <u>(新設)</u>	(6) 感染症対策 (8) 家庭動物 (ペット) の飼育の有無によるニーズの違いに対する配慮	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の 運営	2 各段階に おける主な取組 事項	(1) 初動期 ⑤ 感染症対策 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	(1) 初動期 ⑤ 感染症対策 市町村は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画		2 各段階にお ける主な取組事 項	(新設)	(1) 初動期 <u>⑥ 家庭動物(ペット)同行避難者の受け入れ</u> <u>市町村は、指定避難場所や避難所に家庭動物(ペット)と同行避難した被災者を適切</u> <u>に受け入れるよう、また、同行避難動物の受入状況(数)を把握するよう努めるものと</u> <u>する。</u>	令和7年5月30日付け中防消第5号の通 知による修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	2 各段階に おける主な取組 事項	(2) 展開期 ② 食料、物資に関すること 迅速かつ公平な提供を心がける。 ④ 衛生に関すること (7) 仮設トイレの速やかな設置に努める。 (エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 ⑤ その他 (4) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更 衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜間わず安心して使用できる場所に設置 するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ご とに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。 また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブ ザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による 指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育で家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。	(2) 展開期 ② 食料、物資に関すること 迅速かつ公平な提供を <u>心掛ける。</u> ④ 衛生に関すること (7) 仮設トイレ及びマンホールトイレの速やかな設置に努めるとともに、簡易トイレ、 トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 (エ) 同行避難動物の飼養及び管理に関する避難所でのルールづくりに努める。 ⑤ その他 (イ) 女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更 衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置 するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。 また、生理用品・女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による 指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性及び性的マイノリティや子育で家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所 の運営管理に努める。 (木) 同行避難した家庭動物 (ペット) が飼い主以外の避難者の心身に与える影響を考慮した動物の飼養場所の確保に努める。 また、避難する動物の福祉にも配慮し、雨風や直射日光、暑熱、冷気等を避けることができるスペースの確保もしくは設置を検討する。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正

ſ					奈良県地域防		
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の 運営	1 留意事項	市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。	市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、同行避難する家庭動物(ペット)のための避難スペースを確保もしくは設置するよう努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等に応じて栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施などに努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。	R5国防災基本計画修正 R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅被災 者等への支援	1 支援拠点の 設置検討	<u>(新設)</u>	1 支援拠点の設置検討	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅被災者等への支援	1 支援拠点の 設置検討	_ <u>(新設)</u>	市町村は、在宅被災者等が発生する場合や、避難所のみで被災者等(同行避難動物を含む)を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅被災者等(飼養する家庭動物(ペット)を含む)が利用しやすい場所に在宅被災者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅被災者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅被災者等への支援	2 在宅被災者 の早期把握及び 支援の提供	<u>(新設)</u>	2 在宅被災者の早期把握及び支援の提供	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅被災 者等への支援	2在宅被災者の早期把握及び支援の提供	(省略)	(省略)	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者 への対応	1 車中泊避難 者の支援方策の 検討	<u>(新設)</u>	市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、 地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を 検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中 泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者 への対応	2 車中泊避難 者への支援体制 の整備	<u>(新設)</u>	2 車中泊避難者への支援体制の整備	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	<u> </u>		市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者及び同行避難動物数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
327	第 3 章 災害応 急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者 への対応	3 車中泊避難 者への配慮事項		3 車中泊避難者への配慮事項	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画		<u> </u>	(省略)	(省略)	R6国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第6 広域一時滞在		被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。	被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への 広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の 市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては 県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。被災市町村は、広域一時滞在の受入先の 市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、 受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。	R7国防災基本計画修正
330	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮 者の支援計画			(防災統括室、福祉 <mark>医療</mark> 部)	(防災統括室、福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮者の支援計画	第1 要配慮者への支援	2 避難所到着後の対応	の地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。 市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮 がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や <u>指定</u>	県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態や多様なニーズを把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。あわせて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮者の支援計画	第1 要配慮者への支援	3 医療等の体制	県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。	県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、避難所(指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。)に避難する要配慮者、在宅及び自家用車で生活を続ける要配慮者並びに被災した社会福祉施設等で生活を続ける要配慮者その他地域で生活する要配慮者に対し適切な福祉的支援を行うことにより二次被害防止を図る。	R7国防災基本計画修正
333	第3章 災害応	第5節 住宅応			( <u>地域デザイン</u> 推進局)	( <u>まちづくり</u> 推進局)	
334		急対策計画 第 5 節 住宅応 急対策計画	第 1 趣旨		応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。	<u>の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の <u>既存ストックの</u> 一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、	R6国防災基本計画修正
		第6節活動体制計画			県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備 <u>する。</u> また、台風接近時等、災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本 部を設置し、警戒に当たることとする。 特に大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時に は、災害時緊急連絡員を対象市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。	県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備 <u>し、災害応急対策を実施する。</u>	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	第6節活動体制計画	第1 活動体制 の確立		第1 防災組織計画	第1 活動体制の確立	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 <u>活動体制</u> <u>の確立</u>	<u> </u>	県、市町村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。また、各防災関係機関(災害応急対策責任者)は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。 これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。	県、市町村 <u>、その他防災関係機関</u> は、 <u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、</u> 活動体制を確立する。 各防災関係機関の系統図は次のとおりである。	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 <u>活動体制</u> <u>の確立</u>		災害対策系統図 省略	災害対策系統図 省略	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 <u>活動体制</u> <u>の確立</u>	1 奈良県災害警戒体制	1 奈良県 <u>地震</u> 災害警戒体制	1 奈良県災害警戒体制	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節活動体制計画	第1 <u>活動体制</u> <u>の確立</u>	1 奈良県災害 警戒体制	奈良県 <u>地震災害警戒体制は、県内で震度4または5弱の地震が発生した場合に、</u> 災害対策本部設置 以前の段階として、災害の警戒にあたる体制である。 (詳細については、「本節第3 <u>地震災害警戒体制</u> 」参照)	奈良県災害警戒体制は、奈良県災害対策本部設置 <u>の前段階として設置される体制であり、災害に関する情報収集や他の防災関係機関等との連絡調整等の事務を行う。ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。</u> (詳細については、「本節第3 <u>奈良県災害警戒体制</u> 」参照)	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第2 県の活動 体制	2 奈良県災害対策本部	2 奈良県災害対策本部 <u>体制</u>	2 奈良県災害対策本部	災害対策本部体制の見直し
							<u> </u>

			奈良県地域防	5災計画 地震編	
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
53章 災害応 以対策計画	第6節活動体制計画	第2 県の活動 2 奈良県災害 体制 2 奈良県災害 対策本部	奈良県災害対策本部 <u>体制</u> は、 <u>震度5強以上の地震が発生した場合に、</u> 水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、 <u>災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。</u> (詳細については、「本節第4 <u>奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</u> 」参照)	奈良県災害対策本部は、 <u>防災の推進を図るため設置される体制であり、</u> 水防、災害救助、災害警備 その他の災害応急対策活動すべてを包括し、 <u>災害に関する情報収集や災害応急対策の実施、関係指定</u> 地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関等との連絡調整等の 事務を行う。 (詳細については、「本節第4 <u>奈良県災害対策本部</u> 」参照)	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応	第6節活動体	第 3 <u>奈良県</u> 災	第3 <mark>地震</mark> 災害警戒体制	第 3 <u>奈良県</u> 災害警戒体制	
対策計画	制計画	害警戒体制			災害対策本部体制の見直し
3章 災害応	1		1 <u>配備の</u> 基準		
対策計画	制計画	害警戒体制			災害対策本部体制の見直し
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第 3 <u>奈良県</u> 災 害警戒体制 1 <u>設置</u> 基準	(1) 警戒配備 ア 県内に震度4の地震が発生したとき 近畿2府7県(奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)以外の都道府県で、震度6弱以上の地震が発生したとき イ その他必要があると認められるとき (2) 災害警戒本部 ア 県内に震度5弱の地震が発生したとき イ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害(東海地震)に関する警戒宣言が発生されたとき ウ 奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したとき エ その他必要があると認められるとき		災害対策本部体制の見直し
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第 3 <u>奈良県</u> 災 1 <u>設置</u> 基準 害警戒体制	<u>(新設)</u>	次のいずれかに該当する場合に、奈良県災害警戒体制を設置する。 (1)県内に震度4の地震が発生したとき (2)近畿2府7県(奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)以外の都道府県で、震度6弱以上の地震が発生したとき (3)「南海トラフ臨時情報(調査中)」が発表されたとき (4)その他必要があると認められたとき	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第 3 <u>奈良県</u> 災 2 配備 害警戒体制	2 配備 <u>の決定</u>	2 配備	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画		地震災害警戒体制の配備 <u>について</u> は、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあっては水道局長、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。	奈良県 災害警戒体制の配備は、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。 また、各出先機関を所管する部局長は、出先機関の参集・配備人員をあらかじめ整備する。	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画		3 災害応急対策要領の策定 上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し 周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。		災害対策本部体制の見直し
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画		4 出先機関における配備 各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。	<u>(削除)</u>	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画	第3 <u>奈良県</u> 災 害警戒体制	<u>(新設)</u>	3 解散基準	災害対策本部体制の見直し

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応 急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 <u>奈良県</u> 災 害警戒体制	3 解散基準	<u>(新設)</u>	(1)災害応急対策をおおむね終了したとき (2)災害の発生や拡大のおそれ等がなく解散を適当と認めたとき (3)県外被災地への支援等の必要がなく解散を適当と認めたとき	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部		第4 奈良県災害対策本部 <mark>体制の組織及び事務分掌等</mark>	第4 奈良県災害対策本部	災害対策本部体制の見直し
		第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部			知事は、次のいずれかに該当する場合に、奈良県災害対策本部を設置する。 (1) 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき (2) 奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したとき (3) 「南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」または「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき (4) その他、知事が必要と認めたとき	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織	<u>1</u> 組織	2 組織	災害対策本部体制の見直し
		第6節活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部		奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。 (1)組織 災害対策本部に部及び班を設ける。 また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。	奈良県災害対策本部 <u>(以下、「災害対策本部」と言う。)</u> の組織は <u>法第23条</u> 、「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。 (1)組織 ① 災害対策本部に部 <u>を置き、部に班を置く。</u> ② <u>災害対策</u> 本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に置き、本部事務局に班を置く。	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織	<u>(新設)</u>	(2) 本部員 ① 災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監及び部長を置く。また、部に副部長を置き、班に班長を置く。 ② 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。 ③ 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。また、本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。 ④ 副本部長は、本部長を補佐する。 ⑤ 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。また、本部長の命を受け、本部事務局の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。 ⑥ 部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。 ⑦ 副部長は、部長を補佐する。また、部長の命をうけ、その事務に従事する。 ⑧ 班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 ⑨ 本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。 (7)副知事(防災担当) (4)危機管理監(り)総務部長 (1)福祉保険部長	災害対策本部体制の見直し
358	第3章 災害応急対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災 害対策本部	2 組織	(2)本部会議 <u>災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に</u> 本部会議を置く。 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。 なお、本部員が出席できないときは、副部長または <u>総務</u> 班長等が代理出席する。	(3)本部会議 ① <u>災害対策</u> 本部に本部会議を置く。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び部長をもって構成する。なお、本部員が出席できないときは、 <u>各部の</u> 副部長または班長等が代理出席する。	災害対策本部体制の見直し
		第6節活動体制計画	第4 奈良県災 害対策本部	<u>2</u> 組織	(3)各部局連絡員及び連絡事項 各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円 滑な処理に当たる。	( <u>4</u> ) 各部連絡員 ① 各部に連絡員(原則として主幹・課長補佐級職員1名)を置く。 ② 連絡員は、本部事務局及び各部との連絡調整を図る。	災害対策本部体制の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	_2 組織	■奈良県災害対策本部組織図(部・班の体制) 省略	■奈良県災害対策本部組織図(部・班の体制) 省略	災害対策本部体制の見直し

	1		奈良県地域防 	災計画   地震編   T	
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
章 災害応 策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 分担事務 災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。 本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が 災害対策本部に協力するよう求めることができる。 副本部長は、本部長を補佐する。 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。 部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。	_ <u>(削除)</u>	
			副部長は、年前氏の前をうけ、その事務に従事する。 班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。 (1) 副知事(防災担当) (2) 危機管理監 (3) 総務部長 (4) 福祉医療部長 各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。		災害対策本部体制の見直し
章 災害応	第6節活動体制計画	第4 奈良県災 害対策本部	<u>(新設)</u>	3 事務分掌	
, 4 \   H   H   H	100 H 1 F-4	ELYSZIK I EK			災害対策本部体制の見直し
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第 4 奈良県災 害対策本部 3 事務分	<u>(新設)</u>	各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。	災害対策本部体制の見直し
3章 災害応以対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	3 設置の基準 県内で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に県災害対策本部を自動設置する。 この場合、震度階級に応じて、予め定められた職員は勤務公署等へ参集する。		災害対策本部体制の見直し
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画	第 4 奈良県災 4 <u>配備</u> 害対策本部	4 <u>動員の区分</u>	$egin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
					災害対策本部体制の見直し
第3章 災害応 息対策計画	第 6 節 活動体 制計画	第4   奈良県災   4   配備     害対策本部		災害対策本部の配備は、原則として下表の配備基準のとおりとする。	災害対策本部体制の見直し
3.		第 4 奈良県災 4 <u>配備</u> 害対策本部			
	W3 #1			【配備基準】 県内で震度5弱を観測した場合 【配備規模】 危機管理監及び部長が別に定める配備体制	災害対策本部体制の見直し
第3章 災害応 急対策計画	第6節活動体制計画	第4     奈良県災     4     配備       害対策本部	【 <mark>動員</mark> 区分】 A動員	【 <mark>配備</mark> 区分】 A動員	
			【 <u>動員</u> 基準】 県内で震度 5 強を観測した場合 【 <u>動員</u> 規模】 全職員の約1/5 約 <u>1,300</u> 人体制 +警察部約2,800人 総計約 <u>4,100</u> 人体制	【配備基準】 県内で震度 5 強を観測した場合 【配備規模】 全職員の約1/5 約1,280 人体制 +警察部約2,800人 総計約4,080 人体制	災害対策本部体制の見直し
第3章 災害応急対策計画	第6節活動体制計画	第 4 奈良県災 4 <u>配備</u> 害対策本部	【 <u>動員</u> 区分】 B動員 【 <u>動員</u> 基準】	【 <mark>配備</mark> 区分】 B動員 【 <mark>配備</mark> 基準】	
			県内で震度 6 弱を観測した場合 【動員規模】 全職員の約1/3 約2,100人体制 +警察部約2,800人 総計約4,900人体制	県内で震度 6 弱を観測した場合 【配備規模】 全職員の約1/3 約2,100人体制 +警察部約2,800人 総計約4,900人体制	災害対策本部体制の見直し
第3章 災害応 原対策計画	第6節活動体制計画	第 4 奈良県災 4 <u>配備</u> 害対策本部			
			県内で震度 6 強を観測した場合 【 <u>動員</u> 規模】 全職員 約 <mark>6,500</mark> 人体制	県内で震度 6 強を観測した場合 【配備規模】 全職員 約 <u>6,400</u> 人体制	災害対策本部体制の見直し
	第6節 活動体	第4 奈良県災 5 設置場	数 <del> </del>	5 設置場所	

			奈良県地域防災計画 地震編				
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考		
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災 5 設置場所 害対策本部	「 県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。	原則として県庁舎内に設置する。 <u>ただし、</u> 県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や 施設の状況に応じて、本部長の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備 えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置す	災害対策本部体制の見直し		
3章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災 6 解散の 害対策本部	(1) 災害対策を一応終了したとき         (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき         (新設)	(1) 災害 <u>応急</u> 対策を <u>おおむね</u> 終了したとき (2) <u>災害の発生や拡大のおそれ等</u> がなく解散を適当と認めたとき (3) 県外被災地への支援等の必要がなく解散を適当と認めたとき	災害対策本部体制の見直し		
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第 4 奈良県災 7 現地災等 害対策本部 策本部	(3) 所掌事務 現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。 ① 被害状況、復旧状況の情報分析 ② 市町村、関係機関との連絡調整 ③ 現場活動の役割分担・調整 ④ 本部長の指示による応急対策の推進 ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進	(3)所掌事務 現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。 ① 被害状況、復旧状況の情報分析 ② 市町村、関係機関との連絡調整 ③ 現場活動の役割分担・調整 ④ 本部長の指示による災害応急対策の推進 ⑤ その他緊急を要する災害応急対策の推進	災害対策本部体制の見直し		
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画	第4 奈良県災 8 防災関係 害対策本部 関等との連携		公共機関その他の防災関係機関 <u>並びに必要に応じて民間団体及び民間事業者等</u> と相互に密接な連携を 図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。	災害対策本部体制の見直し		
3章 災害応対策計画	第6節活動体制計画		9 民間事業所との連携 民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。		災害対策本部体制の見直し		
対策計画	第6節活動体制計画		10 市町村への連絡員の派遣(災害時緊急連絡員) 県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で 震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた 担当市町村に自動参集し、活動を開始する。 その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。		災害対策本部体制の見直し		
対策計画	第6節活動体制計画		11 災害警戒本部の設置(災害対策本部設置の前段階として) 県内に震度5弱の地震が発生したときや、奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したときなど(本節第3 地震災害警戒体制 1 配備の基準(2))に、災害警戒本部を設置する。 (1)組織 災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。 本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監、知事公室長の他、本部長が指定する者(原則として部 次長等)とする。 本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。 (2)本部会議 災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。 本部会議は、危機管理監、知事公室長、その他本部員をもって構成する。 (3)各部連絡員及び連絡事項 各部に連絡員(原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名)を置き、本部会議の決定事項に ついて各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。		災害対策本部体制の見直し		
章 災害応 対策計画	第6節活動体制計画	第5 奈良県災 害応急対策要領 の策定	<u>(新設)</u>	第5 奈良県災害応急対策要領の策定	災害対策本部体制の見直し		
章 災害応 策計画	第6節活動体制計画	第5 奈良県災 害応急対策要領 の策定	_ <u>(新設)</u>	上記のほか、奈良県災害警戒体制及び奈良県災害対策本部に関し必要な事項は、「奈良県災害応急対策要領」に定める。同要領は、県庁内の全部局に対し周知を図る。	災害対策本部体制の見直し		
章 災害応 策計画	第6節活動体制計画	第 <u>6</u> 市町村の 活動体制	第 <u>5</u> 市町村の活動体制	第 <u>6</u> 市町村の活動体制	災害対策本部体制の見直し		
	第6節活動体制計画	第 <u>6</u> 市町村の 活動体制	市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。	等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。	災害対策本部体制の見直し		
	1		第 <u>6</u> 指定地方行政機関等の活動体制	-   第 <u>7</u> 指定地方行政機関等の活動体制	<b>.</b>		

Г					奈良県地域防災計画 地震編			
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考	
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画			県、市町村、各防災関係機関は、災害情報(被害状況、避難状況等)の迅速・的確な把握に努める。市町村等(消防本部等含む)は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。	各防災関係機関は、災害情報(被害状況、避難状況等)の迅速・的確な把握に努める。市町村等 (消防本部等含む)は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれ ば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。 県は、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、新総合防災情報	R7国防災基本計画修正	
-	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情 第報の収集・伝達 の計画	第1 地震情報 )伝達		<ul> <li>(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 震源に関する情報 発令基準 ・震度3 以上 (大津波警報、津波警報<u>または</u>津波注意報を発表した場合は発表しない)</li> </ul>	(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 震源に関する情報 発令基準 ・震度3 以上 (大津波警報、津波警報 <u>又は</u> 津波注意報を発表した場合は発表しない)	記載の適正化	
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 第報の収集・伝達 の計画	第1 地震情報 )伝達	1 地震に関する情報	(1) 地震に関する情報の種類 <u>「震源・震度に関する情報(注1)」</u> 「各地の震度に関する情報(注1)」		記載の見直し	
-	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 第報の収集・伝達 の計画	第1 地震情報 )伝達	1 地震に関する情報	(1) 地震に関する情報の種類 (新設)	(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 「震源・震度情報」 発表基準 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時  内容 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	記載の見直し	
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画	度1 地震情報 O伝達		(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 「長周期地震動に関する観測情報」 発表基準 ・震度3以上 内容 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)	(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 「長周期地震動に関する観測情報」 発表基準 ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 内容 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期 地震動の周期別階級等を発表。	記載の見直し	
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 第報の収集・伝達 の計画	51 地震情報 )伝達		(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 「遠地地震に関する情報」 発表基準 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 内容 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	(1) 地震に関する情報の種類 地震情報の種類 「遠地地震に関する情報」 発表基準 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある 内容 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半~2時間程度で発表	記載の見直し	
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画		る情報	(2) 地震に関する情報の通知基準 奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、 <mark>県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局</mark> に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。	(2) 地震に関する情報の通知基準 奈良地方気象台は、県内で震度1以上を観測したときに「震源・震度情報」を、県に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。	記載の見直し	

Ī					奈良県地域防		
İ	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画	第1 地震情報の伝達	3 1 地震に関する情報	(3) 地震活動に関する解説資料等 「地震解説資料(詳細版)」 発表基準 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	(3) 地震活動に関する解説資料等 「地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)」 発表基準 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	
391					地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	内容     地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。     ・地震解説資料(全国詳細版)     地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期 地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等 を取りまとめた資料。     ・地震解説資料(地域詳細版)     地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることも ある)。	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画	第1 地震情報 の伝達	d 1 地震に関す る情報	(3) 地震活動に関する解説資料等 ※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。	(3) 地震活動に関する解説資料等	消防庁からの参考連絡(情報提供)事項 による修正
393	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 地震情報 の伝達	1 地震に関す る情報	(4) 東海地震に関連する情報 ④ 東海地震予知情報 東海地震の発生の <mark>恐れ</mark> があると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた 場合に発表される情報。	<ul><li>(4) 東海地震に関連する情報</li><li>④ 東海地震予知情報</li><li>東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。</li></ul>	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 地震情報の伝達	1 地震に関す る情報	(5) 南海トラフ地震に関連する情報 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件 情報名 南海トラフ地震臨時情報 ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか どうか調査を開始した場合、 <u>または</u> 調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	(5) 南海トラフ地震に関連する情報 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件 情報名 南海トラフ地震臨時情報 ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか どうか調査を開始した場合、 <u>又は</u> 調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	記載の適正化
	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画	第1 地震情報 の伝達	を 2 情報の受 理、伝達	(2) 伝達系統図 「気象庁・大阪管区気象台」→「 <u>NHK奈良放送局(大阪放送局)</u> 」	(2) 伝達系統図 「気象庁・大阪管区気象台」→「 <u>日本放送協会</u> 」	記載の適正化
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画		6 異常現象発 見者の通報	(1)発見者の通報義務 災害が発生する <mark>恐れ</mark> がある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村 <u>または</u> 警察官に通報す る。	(1)発見者の通報義務 災害が発生する <u>おそれ</u> がある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村 <u>又は</u> 警察官に通報する。	R7国防災基本計画修正 記載の適正化
		第7節 災害情 報の収集・伝達 計画			また、「第3 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。	また、「第3 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、 <u>あわせて</u> 県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 早期災害 情報の収集	4 ヘリコプ ターによる情報 収集	早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災へリコプター、県警察へリコプター <u>及び</u> 無人航空機等により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。	早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災へリコプター、県警察へリコプター、無人航空機、高所監視カメラ及びSAR衛星を含む人工衛星等により情報を収集するとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。	R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
		第7節 災害情報の収集・伝達計画	第5 報告系統		市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。 県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に 報告する。	市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。 県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に 報告する <u>とともに、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して関係省庁に当該情報を</u> 連絡する。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応 急対策計画	第7節 災害情 報の収集・伝達 計画	1	1 安否情報の 提供	県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者 <u>または</u> 第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。	県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者 <u>又は</u> 第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。	記載の適正化

ſ					奈良県地域防災計画 地震編		
Ī	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
		第7節 災害情報の収集・伝達計画		1 安否情報の提供	(2)被災者の同居でない親族 <u>または</u> 職場等の関係者の場合 被災者の負傷 <u>または</u> 疾病の状況 (3)被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合 県、市町村が保有している安否情報の有無 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、 <u>また</u> 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、 <u>また</u> 上記のほか、被災者を提供に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報 を提供することができる。 なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要がなお、県、市町村	負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報居でない親族又は職場等の関係者の場合 は疾病の状況 人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合有している安否情報の有無 災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は あると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を きる。 村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要が は、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する	記載の適正化
	急対策計画	第10節 ヘリ コプター等の派 遣要請及び受入 計画	第2 自衛隊へ のヘリコプター 派遣要請	-	電話 0774-44-0001 内線233・239・235・ <u>236</u> 電話 0774-4 (夜間・休日は当直室 内線212 <u>・302</u> )	設団本部 第3科 防衛班 44-0001 内線233・235・239・ <u>723</u> (夜間・休日は当直室 内線212) トワーク TN-571-91(夜間は当直室TN-571-92)	時点修正
	急対策計画	第10節 ヘリ コプター等の派 遣要請及び受入 計画	情報の収集	F 4 ヘリコプ ターによる情報 収集	警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限 警察ヘリコプター、	要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災へリコプター及び県 、無人航空機及び高所監視カメラ等により情報を収集する。また、ヘリコプター・ 活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送す	R6国防災基本計画修正
	急対策計画	第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画			措置を講ずる。	プター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措 ご紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。 こは № 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。 別辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。 の発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示 から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。 の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。 こは砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。	記載の適正化
		第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画			1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合1 雨天又は霧等2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合2 前線通過など3 日没後3 日没後	飛行 <mark>又は</mark> 離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。 学が発生し、視界が不良の場合 どのため突風や乱気流のある場合 科及び障害物が規定以上である場合	記載の適正化
		第11節 通信 運用計画			(防災統括室、総務部、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部、県土マネジメント部) (防災統括室、総務	務部、環境 <u>森林</u> 部、食農部、県土マネジメント部)	組織改編
		第11節 通信運用計画			言ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として <mark>非常災</mark> ┃用する。大規模災害	<ul><li>○・相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワーク等を利害時等の緊急時においては、国等との情報連絡手段として中央防災無線や防災 I o 庁消防防災無線等を利用する。</li></ul>	記載の適正化
408	急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段	通信ネットワーク	町村等」という。)相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。 県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム(全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するときは、防災情報システムは、国及び各都道所は高システム)により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システムは、国及び各都道所は、国及び各都道所は、国人の管理があるが、災害等が発生あるいは発生する。とは、県は重要通話を確保するため、必要に応じ、(では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有より行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム報入力・共有機能を有するシステム)により行う。 発生あるいは発生する <mark>おそれ</mark> がある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に行う。	R7国防災基本計画修正 県域外への通信を追記
		第11節 通信 運用計画	第1 通信手段	3 消防庁消防 防災無線、国土 交通省水防道路 用通信網、警察 無線	3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線 3 消防庁消防防災	災無線、国土交通省水防道路用通信網、警察無線	記載の適正化
	第3章 災害応 急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段		消防庁消防防災無線 <mark>網</mark> 、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び <u>他府県</u> との 消防庁消防防災無 連絡手段に活用する。 消防庁消防防災無 との連絡手段に活序	無線、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び <u>各都道府県等</u> 用する。	記載の適正化
		第11節 通信 運用計画	第1 通信手段	5 防災相互通 信用無線		おいて、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場ける無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。	R7国防災基本計画修正

					奈良県地域防		
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
412	第3章 災害応急対策計画	第12節 広報計画	第1 県の広報活動	2 広報手段	(1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ(放映型電子案内板)等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平常時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。	(1)テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ(放映型電子案内板)等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。	R7国防災基本計画修正
		第12節 広報計画	第1 県の広報 活動	2 広報手段	(4)報道機関への情報発表 報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、 <u>平常時</u> より連携 を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。ま た、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。	(4)報道機関への情報発表 報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、 <u>平時</u> より連携を 深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、 報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。	R7国防災基本計画修正
414	第3章 災害応急対策計画	計画	センター		災害発生時には、県民からの多数の <mark>問い合わせ</mark> を、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に 災害情報センターを開設する。	災害発生時には、県民からの多数の <u>問合せ</u> を、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。	R7国防災基本計画修正
415	急対策計画		第5 奈良県災 害支援対策本部 の設置		(省略)		組織改編
	第3章 災害応 急対策計画	第14節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	対の相互協力		県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。 また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。	県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、地域や災害の特性等を考慮し、被災市町村への応援・調整等を行う。	- 消防庁からの参考連絡(情報提供)事項
	第3章 災害応急対策計画		第2 緊急消防 接助隊の応援要 請計画	1 応援要請	(2)消防庁長官への応援要請 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、 書面によりこれらを報告する(報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メール によっても可能)。	(2)消防庁長官への応援要請 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、 書面によりこれらを報告する(報告は、ファクシミリにより行い、 <u>あわせて</u> 電子メール によっても可能)。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	第2 緊急消防 接助隊の応援要 請計画	2 消防応援活 動調整本部の設 置	(7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料 確保等の航空機の後方支援、緊急用務空域の指定依頼に関すること	(7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料 確保等の航空機の後方支援、 <u>航空情報(ノータム)の発行依頼、</u> 緊急用務空域の指定依頼 に関すること	R5国防災基本計画修正
419	第3章 災害応急対策計画		第4 自衛隊へ の災害派遣要請 計画	1 災害派遣の 適用範囲	(1)人命 <u>または</u> 財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合	(1)人命 <u>又は</u> 財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合	記載の適正化
420	第3章 災害応 急対策計画		第4 自衛隊へ の災害派遣要請 計画		(3) 災害発生後の活動 ⑥ 道路 <u>または</u> 水路の啓開 道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。	(3) 災害発生後の活動 ⑥ 道路 <u>又は</u> 水路の啓開 道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。	記載の適正化
421	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援 体制の整備(県	第7 近畿地方 整備局への災害 派遣要請計画		近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)含む)を派遣する。 (1)公共施設等に災害が発生し又はその <mark>恐れ</mark> があり、奈良県により要請があった場合。	近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等含む)を派遣する。 (1)公共施設等に災害が発生し又はその <mark>おそれ</mark> があり、奈良県により要請があった場合。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援 体制の整備(県 内で災害発生の 場合)	等への応援要求	1 応援要求 は、次に掲げる 場合において知 事が行う。		(2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <mark>おそ</mark> <u>れ</u> があるとき。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応 急対策計画	-//• /		1.1/1/20	大規模災害により道路、橋梁、 <u>あるいは</u> 河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとし、震災初動マニュアルに基づき初動対応を実施する。	大規模災害により道路、橋梁、河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次 災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のために応急復旧の措置を講ずる必要がある。その ため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図 るものとし、震災初動マニュアルに基づき初動対応を実施する。	記載の適正化
			第1 被災直後 の初期段階での 対応		県は、地元からの被害情報が集中する市町村から <u>被害情報が集中する市町村から</u> の情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て、以下の <u>(1)~(4)等</u> の内容 <u>について</u> 実施する。	県は、地元からの被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て、以下の内容 <u>を</u> 実施する。	文言修正
425	第3章 災害応急対策計画	1 - 1	第1 被災直後 の初期段階での 対応		(4)被害箇所状況調査 また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)及びリエゾン (情報連絡員)による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査(河道閉塞)と の連携を図る。	(4)被害箇所状況調査 また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)及びリエゾン (情報連絡員) <mark>等</mark> による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査(河道閉塞) との連携を図る。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応 急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画			( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部、県土マネジメント部)	(環境 <u>森林</u> 部、食農部、県土マネジメント部)	組織改編

					奈良県地域防	· ·災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画		第1 被災直後 2 の初期段階での 身 対応		<ul><li>(1)道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。</li><li>(2)一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ(距離標)などによる位置の特定を行う。</li><li>(3)被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。</li></ul>	(1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るため、ヘリコプターなどを活用する。 (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ(距離標)等による位置の特定を行う。 (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置等による監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。	文言修正
	第3章 災害応急対策計画		第1 被災直後 3 の初期段階での の 対応	の連携	(3)近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 大規模な震災の場合は、近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を 行う。また、高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC- FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。	(3)近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 大規模な震災の場合は、近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を 行う。また、高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TECー FORCE等)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。	R7国防災基本計画修正
429	第3章 災害応急対策計画	等の災害応急対 策計画	第1 被害状況 3 の把握と情報発 0 信	の連携	(5) 道路占用者からの情報収集 <u>道路機能</u> の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響する ため、土木事務所(連絡調整班)は施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、 円滑な交通路の確保を図る。	安全、円滑な交通路の確保を図る。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画		第1 被害状況 4 の把握と情報発 管信	等の情報収集	(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検) 各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や 調査手順、重点調査箇所等を <mark>予め</mark> 定め、地震が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及び これに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)の収集を行う。	(1)パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検) 各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や 調査手順、重点調査箇所等を <u>あらかじめ</u> 定め、地震が発生した時には、関係機関と協力して被害の状 況及びこれに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)の収集を行う。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画		第1 被害状況 4 の把握と情報発 等 信		(4) 一般通行者等からの情報整理 一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報について は、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等 が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく 平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。	(4) 一般通行者等からの情報整理 一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報について は、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等 が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく 平時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画	第1 被害状況 5 の把握と情報発 信		(2) 広報の手段 また、県民からの多数の <mark>問い合わせ</mark> に対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。	(2) 広報の手段 また、県民からの多数の <mark>間合せ</mark> に対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路等の災害応急対策計画	第2 道路啓開 1 と応急対策		(1) 道路啓開の実施 道路は、地震発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、 到も早い機能回復が求められる。このため、土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況 を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路(代替・補完路を含む)において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。 また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。 なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。	(1) 道路啓開計画の策定 道路は、地震発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。迅速な道路啓開を可能とする輸送等を支える重要な施設であり、土児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	文言修正
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画		3 支援体制	(3)災害派遣要請 ② 他府県への応援要請 ② 他府県への応援要請 災害対策基本法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。	(3) 災害派遣要請 ② 他府県への応援要請 ② 他府県への応援要請 災害対策基本法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <u>おそれ</u> があるときには、他府県の知事に対し応援を求める。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画	1 - 1 - 1 - 1	1 道路啓開	(4)作業計画の立案 土木事務所(災害対策班)は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。	_ <u>(削除)</u>	文言修正

					奈良県地域防	奈良県地域防災計画・地震編		
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考	
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画	第2 道路啓開と応急対策	2 災害応急対策	(2) 緊急輸送道路の確保 このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、 <u>予め</u> 指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。	(2) 緊急輸送道路の確保 このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、 <u>あらかじめ</u> 指定された緊急輸送道 路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。	R7国防災基本計画修正	
	第3章 災害応急対策計画	第18節 道路 等の災害応急対 策計画	77 77	1 応急措置	市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる <mark>恐れ</mark> がある場合には速やかに関係機 関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。	市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる <u>おそれ</u> がある場合には速やかに関係機 関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。	R7国防災基本計画修正	
		第18節 道路 等の災害応急対 策計画	1	2 応急復旧	県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の <mark>恐れ</mark> のあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。	県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の <u>おそれ</u> のあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。	R7国防災基本計画修正	
		第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	1		(防災統括室、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、県土マネジメント部 <u>、水道局</u> 、ライフライン関係機関)	(防災統括室、環境 <mark>森林</mark> 部、県土マネジメント部、ライフライン関係機関)	組織改編	
		第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画			水道事業者等は、震災発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。	水道事業者等は、震災発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。 <u>また、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>	R7国防災基本計画修正	
441		第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画		1 応急措置	水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。 また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。	水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に <u>県及び市町村を含む</u> 関係機関に伝達する。 また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。	記載の適正化	
442		第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画		2 応急復旧	(4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局 と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、 必要に応じて県を通じて県内市町村・ <u>厚生労働省</u> ・他府県及び日本水道協会等関係団体に 対する広域的な支援の要請を行う。	(4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局 と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、 必要に応じて県を通じて県内市町村・ <mark>国土交通省</mark> ・他府県及び日本水道協会等関係団体に 対する広域的な支援の要請を行う。	国の所管変更に伴う修正	
		第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画		1 応急措置	(1) 緊急調査 下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理 場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。な お、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。	(1) 緊急調査 下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理 場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に <u>県及び市町村を含む</u> 関係 機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。	記載の適正化	
	第3章 災害応 急対策計画	フライン施設の	第3 電力(関 西電力株式会 社・関西電力送 配電株式会社)		第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	第3 電力(関西電力株式会社 <u>奈良支社</u> ・関西電力送配電株式会社 <u>奈良本部</u> )	記載の適正化	
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第3 電力(関 西電力株式会 社・関西電力送 配電株式会社)		地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。 1 通報・連絡 (1)通報・連絡の経路 通報・連絡は、以下のとおりとする。 経路図 (2)通報・連絡の方法 通報・連絡は、「第2章第16節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。	(削除)	記載の見直し	

				奈良県地域防	、 災計画 地震編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画			2 災害時における情報の収集、連絡 (1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。 ① 一般情報 (7) 気象、地象情報 (1) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報 (ウ) 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況) (エ) その他災害に関する情報(交通状況等) ② 当社被害情報 (7) 電力施設等の被害状況および復旧状況 (1) 停電による主な影響状況 (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 (エ) 従業員等の被災状況 (オぞの他災害に関する情報 (2) 情報の集約 国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	(削除)	記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画			3 災害時における広報 (1) 広報活動 災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。 ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。 ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 ④ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること、および電気工事店等で点検してから使用すること。 ⑤ 重気器具を再使用するときは、女全器またはブレーカーを必ず切ること。 ⑥ 電気器具を再使用するときは、女之漏れのないことや器具の安全を確認すること。 ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。 (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。	(削除)	記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の 災害応急対策計			4 対策組織要員の確保 (1) 対策要員の確保 ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織 要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員 は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。 (2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び 広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 5 災害時における復旧資材の確保 (1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 ① 現地調達 ② 対策組織相互の流用 ③ 他電力会社等からの融通 (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。 (3) 復旧用資機材置場等の確保 災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。		記載の見直し

				奈良県地域防	災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力会) では、関西電力送車では、関西電子では、関西電子では、関西電子では、関西電子では、関西電子では、関西電子では、関西電子では、関西では、関西では、関西では、関西では、関西では、関西では、関西では、関西		6 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 7 災害時における県への支援要請被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。 8 災害時における応急工事 (1) 応急工事の基本方針 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。 (2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。 ① 水力発電設備 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 ② 送電設備 へりコブター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 ③ 変電設備 機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 ④ 配電設備 非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。 ⑤ 通信設備 共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。 (3) 災害時における安全衛生 応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。		記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第3 電力(関西主) 大学 一种		9 ダムの管理 (1) 管理方法 ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の 万全を期する。 (2) 洪水時の対策 洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・ 警報施設の点検整備を行う。 (3) 通知、警告 ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。 (4) ダム放流 ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川バトロールも等も実施する。 (5) 管理の細目 ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。 10 復旧計画 (1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。 ① 復旧応援要員の必要の有無 ② 復旧応援要員の配置状況 ③ 復旧の援財の調達 ④ 復旧申養財材の調達 ④ 復旧申業の日程 ⑤ 仮復旧の完了見込み ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配 ⑦ その他必要な対策 11 復旧順位 復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復日の難易度を勘案し、供給上復日効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。	(削除)	記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の 災害応急対策計 画	社・関西電力送 配電株式会社)		<u>(新設)</u>	<u>感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、県、消防機関、県警察に連絡し、付近住民へ広報する。</u>	記載の見直し
第3章 災害応 急対策計画 52	フライン施設の	第3 電力(関 <u>2</u> 西電力株式会 社・関西電力送 配電株式会社)	2 <u>応急供給</u>	<u>(新設)</u>	(1)電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。 (2)被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。 (3)緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。 (4)単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。	記載の見直し
第3章 災害応 急対策計画 53	フライン施設の	第3 電力(関 西電力株式会 社・関西電力送 配電株式会社)	<b>広報</b>	(新設)	(1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。 (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。	記載の見直し

ĺ					奈良県地域際	方災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
454	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		第4 電信電話施設	第4 電信電話施設 <u>(NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)</u>	記載の見直し
455	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 大式会社、 区S関西、KD DI株バンク株 式会社、 ソフト社、楽式会 社、二ブル株式会 社、二ブル株式会 社、二ブル株式会 社、二ブル株式会 社、二ブル株式会 社、二ブル株式会		1 西日本電信電話株式会社 災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく 輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。 (1) 発生直後の対応 ① 災害対策本部(災害情報連絡室)の設置 災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。 体制図 ② 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室)等の防災機関へ災害対策本部(情報連絡室)開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。 災害対策情報の連絡体制図	(削除)	記載の見直し
456	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 大式会社、 大工会社 大工会社 大工会社、 大工会、 大工会社、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会主、 大工会、 大工会、 大工会、 大工会、 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会 大工会		③ 情報の収集、報告 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した 電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告すると ともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (7)気象状況、災害予報等 (4)電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (が)当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (1)被災設備、回線等の復旧状況 (1)復旧要員の稼働状況 (か)その他必要な情報 (4)被害状況の把握及び応急対策要員等の確保 災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復 旧活動に努めることとする。 (7)炎害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。 (4)復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。 (5)被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。 (5)防護措置 通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。	(削除)	記載の見直し
457	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 株式会社、 と り り 日本株式会社、 大フトバンク株 式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(2)災害状況等に関する広報活動体制 災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限 の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通 信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。 ① 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。 ② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。 ③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。 ④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。 ⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。 (3)応急復旧 電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。	(削除)	記載の見直し
458	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等 優先順位図		記載の見直し

					奈良県地域防御	及計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTTT面</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式らり ケーブル株式ら 社、こまどり ケーブル株式台 社、		(4)通信疎通に対する応急措置 災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。 (5)通信の利用制限 災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。 (6)災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 (7)災害対策用無線機による措置 災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。	(削除)	記載の見直し
460	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社下コー 区S関西、KD DI株式公グルス 大大ファンル株式会 社、エーブル株式とり ケーブル株式とり 大一ブル株式と 社)		2 株式会社ドコモCS関西 (携帯電話) 株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。 (1) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策 に関する連絡をとる。 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。 ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTTT</u> 日本株式会社、 株式会社、 大工会社、 大工会社、 大工会社、 大工会社、 大工会社、 大工会社、 大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		(3) 通信の非常を通措置 ① 重要通信のそ通措置 ② 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (7) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (4) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 ② 携帯電話の貸出し 「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 ③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に 伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。 ① 要員対策 ② 資材及び物資対策 ③ 交通及び輸送対策 ④ 電源対策 ⑤ お客様対応 ⑥ その他必要な事項 (5) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。		記載の見直し

Г					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話 (NTTT面 日本式会社、 性式会社、 (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CS関西式ンシステン (CSでは、		3 KDDI株式会社(携帯電話) KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。 (1)情報の収集及び連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。 ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。 ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策・に関する連絡を行う。 (2)準備警戒 災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。 (3)防災に関する組織 ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。 ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。		記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天 バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(4) 通信の非常疎通措置 ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。 ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。 (5) 設備の応急復旧 被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。 (6) 設備の復旧 被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話 <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTT</u> <u>(NTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTT</u>		(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域(以下「強化地域」という。)における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。 ① 地震防災応急対策 (7) 地震予知情報等の伝達 地震予知情報、地震注意情報、地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急 対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。 (4) 災害対策本部等の設置 地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。 (ウ) 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、(4)②に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。 (エ) 災害対策用機器、設備、車両等の配備 地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。	(削除)	記載の見直し
-	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	施設 <u>(NTT西</u>		(お) 局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、 地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点 検を行うものとする。 (か) 社員等の安全確保 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、 地震注意情報が発せられた場合、地域の事業に応じ社内事業所にいる部外者及び所属 する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。 (も) 地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、 地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行う こととする。 (り) 地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地 震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。	(削除)	記載の見直し

				奈良県地	域防災計画 地震編		
章	節	第	数字	修正前		修正後	備考
第 3 章 災害応 急対策計画 467	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株とり 大一ブル株式会 社)		② 地震防災に関する知識の普及及び訓練 (7) 地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、地震の 予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置 内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。 (1) 地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地 震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備 の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実 施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。	<u>(削除)</u>		記載の見直し
第 3 章 災害応 急対策計画 468	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社、 と S 関西、K D D I 株式公子 ンフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株と がインまどり ケーブル株式会 社)		(8) 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画  KDDI株式会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるとろにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域(以下この条において「推進地域」いう。)における地震防災に関し、(7)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。 ① 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達経路等の設定	(削除) <u>と</u> <u>達</u>		記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		② 地震防災応急対策 (ア)安全の確保 推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。 (イ)重要通信の確保 南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。 ③ 地震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。	_(削除)		記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式シク株 ステンクトバンス会社、 水式会社、 水式会社、 水式会社、 大一ブル株式会 たーブル株式会 社、 とまどり 大一ブル株式会 社)		4 ソフトバンク株式会社 (携帯電話) ソフトバンク株式会社 (以下、SB) は地震時において、基地局によるサービス提供が困難となた場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。 (1) 顧客への発災時の支援 ① 発災情報の通知 ② 被災情報の通知 ② 被災情報の通知 ③ 貸出用携帯電話等の配備 ④ 位置情報通知システム ⑤ WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知 ⑥ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開 (2) 通信サービス確保の対策 ① 緊急対策本部の設置 大規模災害発生時には、SBが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。 緊急対策本部 体制図 ② 通信の確保・維持	(削除)		記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 <u>(NTT社)</u> 日本株式会社、 大式会社、 大式会社、 大式会社、 大式会社、 大式会社、 大式会社、 大式会社、 大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		(3) 通信エリアの復旧と確保 SBでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の変を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。 ① 停電基地局の発電機設備による電源確保 ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置 (7)移動無線基地局車 (4)可搬型衛星基地局 ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧 ④ 基地局の建て直し ⑤ 燃料調達 ⑥ 移動電源車 ⑦ 周辺基地局によるエリア救済 ⑧ 代替基地局設備の導入 (4)災害時通信サービス ① 緊急速報メール ② 災害用伝言板サービス ③ 災害用音声お届けサービス ④ WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知	(削除)		記載の見直し

Γ					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
472	急対策計画	フライン施設の 災害応急対策計画	第4 電信電話 <u>NTTT</u> 、 <u>H本株式会社、KD</u> <u>B工株式会下、KD</u> <u>DI株式公グ天会</u> <u>YJ</u> <u>YJ</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>X</u> <u>X</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>X</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u> <u>Y</u>		<ul> <li>⑤ 楽天モバイル株式会社 (携帯電話)         <ul> <li>(1)情報収集と連絡</li></ul></li></ul>	(削除)	記載の見直し
		フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ <u>CS関西、KD</u> <u>DI株式会社、</u> ソフトバンク株		(5)対策組織の確立 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または 予防の措置を講ずる。 (6)社外機関に対する応援または協力の要請 災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請 または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。 (7)災害時における災害対策用資機材の確保		記載の見直し
473			式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。 (8)設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して 迅速・適切に実施する。		記載の見し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 <u>NTT西</u> <u>日本株式会社、K</u> <u>株式会社、KD</u> <u>DI株式公力</u> <u>ステント、東京イン大会社、 大大会社、集式会社、 大一ブル株式会社、 大一ブル株式会社、 大一ブル株式会社)</u>		6 こまどりケーブル株式会社 災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。 (1) 応急復旧体制の強化 災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。 (2) 災害対策用資機材の整備、点検 ①災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。 ②災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。 ③災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 ④災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。	_(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)		(3) 防災訓練の実施 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 ①安否確認および災害・警報の伝達 ②情報収集・伝達 ③各種災害対策機器の操作 ④ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認 (4) 協力応援体制の整備 ①グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。 ②他の事業者との協調 電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。		記載の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	フライン施設の	第4 電信電話 1 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)	<u>通信の非常</u> <u>通措置</u>	(新設)	災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。 (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。 (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、または、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。	記載の見直し

			Т	奈良県地域防	災計画・地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第3章 災害 急対策計画 477	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)	被災地域公衆電話の	(新設)	災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。	記載の見直し
第3章 災害 急対策計画 478	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)	設備の応急	(新設)	(1)被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 (2)必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要 員、資材及び輸送の手当てを行う。 (3)応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。	記載の見直し
第3章 災害 急対策計画 479	フライン施設の	第4 電信電話 施設 <u>(NTT西</u> 日本株式会社、 株式会社ドコモ CS関西、KD DI株式会社、 ソフトバンク株 式会社、楽天モ バイル株式会 社、こまどり ケーブル株式会 社)	広報	(新設)	災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災 した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の 解消に努める。	記載の見直し
第3章 災害 急対策計画 180		第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)	第	等 5 都市ガス( <u>ガス事業者</u> )	第5 都市ガス( <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武</u> )	記載の見直し
第3章 災害 急対策計画 81	フライン施設の	第 5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社、大武)	最	各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を 計画点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。		記載の見直し
第 3 章 災害 急対策計画 82	フライン施設の	第 5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス (会社・大阪ガス 主会社(北東部 事業部)、大大 が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)   災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。   (1) 情報の収集伝達及び報告   ① 地震震度、気象予報等の収集、伝達   地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。   (7) 地震情報 供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。   (4) 気象情報 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。   (1) 気象情報 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。   (1) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。   (1) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。   (1) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。   ③ 被害状況の収集、報告 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。	(削除)	記載の見直し

				奈良県地域	或防災計画 地震編		
章	節	第	数字	修正前		修正後	備考
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス式 大阪ガ大阪ク大 大ワ・大ワー東 大ワー東和 大会社・シート 大大のクトン・トリー・大の 大大のクル・大ののでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力		(2) 応急対策要員の確保  ① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。 ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。 ③ 大規模な災害により、事業者単独で応対することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要網」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 (3) 顧客及び県民に対する災害広報の実施  (4) 危険防止対策  ① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。 ② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。 ③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。 (5) 応急復旧対策  ① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。 ② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。			記載の見直し
第 3 章 災害応 急対策計画 84	フライン施設の	第5 都市ガス ( <u>大阪ガス株式</u> 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス 大阪ガス株式 会社(北東部 事業部)、大 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		2 大和ガス株式会社 (1)動員基準 社員は次のいずれかの条件により、全員が出動する。 ① 会社設置の地震計が、震度5弱以上に相当すると判断したとき。(テレビ・ラジオの 気象台情報から、奈良県下が震度5弱以上であることを覚知したとき) ② ガス施設の被害発生が、具体的に明確であるとき。 (2)出動方法と出動場所 ① 出動に際しては、交通渋滞あるいは道路破損等を考慮し、四輪車による出動は極力避 け、徒歩又は二輪車を使用する。 (交通機関が機能している場合は、それを利用する) ② 出動場所は、大和ガス本社とする。	<u>(削除)</u>		記載の見直し
第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス 大阪ガス株式ストワーク・大阪ガス株式ストリーク・大阪ガス株式ストリー・大大・カー・大大・カー・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大		(3) 出動時における情報収集 ① 出動途上にて、可能な限り沿線の被害状況及び災害に関する情報の収集を行う。 (7) ガス設備(整圧器・中圧導管・主要低圧導管等)の被害状況 (1) 道路・橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等その他 ② 出動途上で、二次災害のおそれがあるガス設備の支障を万一発見した場合は、速やかに会社へ連絡するとともに、住民避難・警察・消防への連絡等の対応を適切に行う。 (4) 協力会社の動員 緊急作業要員として、協力会社の要員編成についても、前もって取り決めておく。 (5) 災害対策本部の設置 ① 社長は、震度 5 弱以上の地震が発生した時は、直ちに大和ガス株式会社本社内に、災害対策本部を設置する。本部長には、社長が当たる。 ② 災害対策本部に本部長補佐を置く。本部長補佐は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。本部長補佐には2名の常勤取締役があたる。 ③ 災害対策本部に必要な設備・備品を常備する。 (6) 災害対策本部の初動措置 ① 情報収集 ② 地震直後の情報収集 (7) 供給所等の情報収集 (1) ガス導管網の被害に関する情報 ③ 緊急巡回点検 ④ 緊急措置(供給停止)の実施			記載の見直し
第 3 章 災害応 急対策計画 86	フライン施設の	第 5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス株 会社・大ワーク株 式会社(北東部 事業部)、大大 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		<ul> <li>(7) 緊急措置(供給停止)の実施</li> <li>① 災害復旧計画においては災害拠点病院等を原則として優先し、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。</li> <li>② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。</li> <li>(8) 保安管理と広報</li> <li>① 供給継続地区の保安管理供給継続地区の需要家の安全を確保するため、ガス漏れ通報には、供給遮断地区よりも優先して対応する。広報活動により安全使用について注意を促し、ガス漏れの即時通報を改めて周知徹底する。</li> <li>② 受付、出動体制の整備がある。</li> <li>② 受付、出動体制の整備がある。</li> <li>③ 車両、資機材の整備及び維持管理</li> <li>④ ガス漏洩等の措置 「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」に基づき処理する。</li> </ul>			記載の見直し

Γ					奈良県地域防	災計画 地震編	7
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株 会社・大阪カケ 会社・大ワーク 大阪ガス株 ででである。 大阪ガス株 でである。 大阪ガス株 でできる。 大阪ガス株 でできる。 大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大		3 桜井ガス株式会社 (1)動員 ① 当社供給区域内で震度5弱以上の地震を感知した場合は、本社内に災害対策本部を設置する。 ② 社員は、供給区域内で震度4以上の地震を覚知した場合は、社員は自動的に出社する。 ③ 必要に応じて、工事会社等を含めた動員体制とするため呼び出しを行う。 (2)情報の収集伝達 ① 設置してある地震計による情報、防災機関、マスコミ等により情報の収集を行う。 ② 収集し得た情報は、速やかに日本ガス協会近畿部会へ伝達する。また、関係防災機関へも伝達する。 (3)緊急停止判断 大規模な地震が発生した場合供給停止判断は、二次災害の防止を最優先とした地震発生直後の第1次緊急停止判断と、巡回点検等より得られた情報より、被害状況に応じて決定する第2次緊急停止判断より供給停止を実施する。 このような、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合、「地震・洪水等非常事態における教援措置要綱」に基づき、先遣隊の派遣を一般社団法人日本ガス協会に対し要請する。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス ( <u>大阪ガス株式</u> 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(4) 顧客及び県民に対する災害広報の実施 災害時における混乱を防止し被害を最小限に止めるため、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。 (5) 応急復旧対策 ① 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る拠点及び救急救助活動の拠点 となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難 易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。 ② 社員、工事会等による全社的な動員体制のほかに、「地震・洪水等非常事態における 救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス 協会に対し依頼する。		記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス式 大大・ワー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大大・アー・大・アー・大・アー・大・アー・大・アー・大・アー・大・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・		4 五条ガス株式会社 (1) 情報の収集伝達及び報告 ① 地震震度・気象情報等の伝達、収集 (7) 気象情報等の収集、伝達  地震情報、気象予報を報道機関等から収集し、無線等により伝達する。 (1) 地震情報         本社事務所内に地震計を設置し、地震情報を収集する。 ② 通信連絡 (7) 災害発生時に通信手段を確保するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。 (1) 停電対策として非常電源装置を設置する。 ③ 被害状況の収集、報告         供給区域内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、災害時優先電話等により防災関係 先への緊急連絡を行う。 (2) 応急対策要員の確保 ① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。 ② 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。 ③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス (大阪ガス株式 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス 主会社(北東部 事業部)、大大 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施 (4) 危害防止対策 ① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。 ② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。 ③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。 (5) 応急復旧対策 ① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。 ② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復日効果の高いものから行う。	(削除)	記載の見直し

Γ					奈良県地域防	災計画 地震編	
ĺ	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画			5 株式会社大武 (1)計画方針 地震発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。 (2)情報の収集、伝達及び報告 ① 地震震度、気象予報、警報等の収集、伝達 対策本部で地震震度、気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。 ② 通信連絡 地震発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。 ③ 被害状況の収集、報告 供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。 (3)応急対策要員の確保 ① 地震が発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い要員を確保する。 ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社内に災害対策本部を設置し工事会社等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。 ③ 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、日本ガス協会に対し救援を依頼する。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画		第5 都市ガス ( <u>大阪ガス株式</u> 会社・大阪ガス <u>ネットワーク株</u> 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社大武)		(4) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民 に対し災害に関する各種の情報を広報する。 (5) 危険防止対策 地震発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。 (6) 応急復旧対策 供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い安全を確認した上でガスの供 給を再開する。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	フライン施設の 災害応急対策計 画	第5 都市ガス (大阪ガス株式ストワーク株 主会社(北東部) 本之会社(北東部) 本式会社(大大阪ガス株式会社、大大大阪ガス株式会社、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	<u>応急措置</u>	(新設)	地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の 危険予防措置を講ずるとともに、県及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うととも に、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参 考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	第5 都市ガス <u>2</u> ( <u>大阪ガス株式</u>	<u>臨時供給</u>		(1)被害状況、復旧の難易度を勘案して、優先度の高いものから臨時供給を行う。 (2)緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。 (3)被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。	記載の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	フライン施設の	第5 都市ガス 3 (大阪ガス株式 会社・大阪ガス 会社・大阪ガス ネットワーク株 式会社(北東部 事業部)、大和 ガス株式会社、 桜井ガス株式会 社、五条ガス株 式会社、株式会 社、大武)	広報		(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。 (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧 状況等の広報に努める。	記載の見直し
	第3章 災害応 急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第 6 鉄道 <u>(西</u>		第6 鉄道	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	記載の見直し

				奈良県地域防	災計画       地震編	
——— 章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
等3章 災害応 急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画			1 西日本旅客鉄道株式会社 鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。 (1) 運転規制 ① 地震計で計測震度の測定が可能な場合 ア 地震計が計測震度4.0未満を示したとき 運転の再開を行うものとする。	(削除)	記載の見直し
等3章 災害応 急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	日本旅客鉄道株		② 地震計で計測震度の測定ができない場合 ア 地震計が40ガル未満を示したとき 運転の再開を行うものとする。 イ 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき 規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意 箇所(※)がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット 巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されたの間は、要注意箇所(※)を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。 ウ 地震計が80ガル以上を示したとき 規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。 ※要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。		記載の見直し
等3章 災害応 急対策計画	第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第6 鉄道 <u>(西</u> 日本旅客鉄道株 式会社、近畿日 本鉄道株式会 社)		(2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。 ① 体制・招集の決定者 対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。 ② 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲 表 ③ 統括本部対策本部体制図 図 ④ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示 統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じた旅客一斉放送、保安当直(安全推進室)から一斉送信されるメール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。	(削除)	記載の見直し
53章 災害応 急対策計画	第19節 ライ フライン施設の 災害応急対策計 画	日本旅客鉄道株		(5) 支社、駅区所等の業務     支社は、統括本部対策本部からの指示や現地の状況を踏まえ、支社、現地又は現地対策本部等において対応にあたることとする。また、駅区所等の状況把握に努め、必要な支援や手配を行うこととする。     駅区所等は、統括本部対策本部又は支社等からの指示を受け、対応または必要な要因の確保等を行うこととする。     (6) 本社、他支社との協力体制     統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、本社に対策本部が設置された場合は、役割を分担したうえ連携して対応にあたることとする。他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。		記載の見直し

ſ					奈良県地域防	災計画 地震編	
Ī	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第6 鉄道、(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)		① 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。         ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第6 鉄道 <u>(西</u> 日本旅客鉄道株 式会社、近畿日本鉄道株式会 社)		<ul> <li>2 近畿日本鉄道株式会社 震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に 努め、輸送の確保を図るものとする。         <ul> <li>(1) 震度別列車運転基準</li> <li>① 震度4の場合 注意運転</li> <li>② 震度5弱以上の場合 運転中止</li> <li>(2) 関係者の処置</li> <li>① 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。</li> <li>② 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。</li> <li>③ 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。</li> <li>④ 施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。</li> </ul> </li> </ul>	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第6 鉄道 (西 日本旅客鉄道株 式会社、近畿日 本鉄道株式会 社)		(3) 火災防止 火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。 (4) 旅客の整理、避難誘導 震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。 (5) 他機関との応援体制 災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せのうえ、代行輸送の取扱いを行う。 (6) 災害発生時の対応 災害が発生したときは、当社「異例事態対応規程」に基づき異例事態対策本部、現地対策本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。	(削除)	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	フライン施設の	第6 鉄道 <u>(西</u> 日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、近代社		<u>(新設)</u>	(1) 予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。 (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報 し、出動の要請を行う。 (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応 じて、安全な場所への避難誘導を行う。	記載の見直し
	第3章 災害応急対策計画	第20節 危険 物施設等災害応 急対策計画			(消防救急課、福祉 <mark>医療</mark> 部)	(消防救急課、福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編
	第3章 災害応急対策計画		第2 高圧ガ ス・LPガス貯 蔵施設等	2 L P ガス貯 蔵施設等 L P ガス事業者 等は、水	(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災 資機材の提供を要請するものとし、 <mark>併せて</mark> 、受入に必要な作業を行う。	(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災 資機材の提供を要請するものとし、 <u>あわせて</u> 、受入に必要な作業を行う。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第20節 危険 物施設等災害応 急対策計画	第3 火薬類貯蔵施設	1 事業者の応 急措置	(2)事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の <mark>恐れ</mark> が生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。 搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。	(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の <u>おそれ</u> が生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。 搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。	R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第20節 危険 物施設等災害応 急対策計画	第4 毒物·劇 物保管施設	1 事故発生の 場合の応急措置	(2) 県 ① 中和剤による除毒作業の指示 ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関(防災統括室、消防救急課、環 境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備 <u>第二</u> 課、市町村)との連絡調整	(2) 県 ① 中和剤による除毒作業の指示 ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関(防災統括室、消防救急課、環境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備課、市町村)との連絡調整	組織改編

		防災計画 地震編					
************************************	備考	修正後	修正前	数字	第	節	章
	R7国防災基本計画修正	大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、ダム等が損傷する <u>おそれ</u> があるため、直ちに 所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。					
1	Ŀ	壊する <mark>おそれ</mark> があるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上 の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が	壊する恐れがあるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の 地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必	及びため池等の			
	組織改編	(環境 <u>森林</u> 部、食農部、県土マネジメント部、 <u>地域まちづくり</u> 推進局)	( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部、県土マネジメント部、 <u>地域デザイン</u> 推進局)				
金糸常計画   日本に会を育事   日本に会を言う。   日本に会を育事   日本に会を育事   日本に会を育事   日本に会を育事   日本に会を育事   日本に会を言う。   日本にといる。   日本に会といる。   日本にといる。   日本にといる。   日本にといる。	文言修正	① 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報 名施設管理者は、地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。 ② 被災地域の危険防止のための監視	<ul> <li>① 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報 地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流 出等が生じやすくなるため、各施設管理者は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集 落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。</li> <li>② 被災地域の巡視等危険防止のための監視 地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。</li> <li>(2) 地すべり防止施設         <ul> <li>危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報 地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。</li> <li>警戒避難の助言 地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。</li> <li>危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施 地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は、地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は、地すが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。</li> <li>④ 被災地の巡視等危険防止のための監視 地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は、巡</li> </ul> </li> </ul>		等	災害応急対策計画	急対策計画
2 日本の	文言修正	① 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報	<ul> <li>① 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報 地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各 施設管理者は危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、 通報を行う。</li> <li>② 警戒避難の助言 地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は、 被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避 難等に関する助言を行う。</li> <li>③ 被災地域の巡視等危険防止のための監視 急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二 次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は、巡回パトロールや要員の配置等によ</li> </ul>	1 応急措置			
参対策計画   災害応急対策計画   「放害に急対策計画   「放害に急対策計画   「放害に急対策を行うととも   「以害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。				2 応急復旧	1		
516   急対策計画   災害応急対策計   の対応   固		果 <u>、</u> 危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り <u>、</u> 適切な応急対策を行うと ともに、災害の発生のおそれのある場合は <u>、</u> 速やかに避難対策を実施する。 また、災害が発生した場合、情報が錯綜し <u>て</u> 混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボラン	危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。 また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティ	3 二次災害の 防止活動計画	第2 砂防施設 等	第22節 地盤 災害応急対策計 画	急対策計画
急対策計画   災害応急対策計   の対応   実施する対策   に市町村に通報する。	R7国防災基本計画修正						
第3章 災害応   第23節 消火   第2 消防活動   1 消防職員等   震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる <mark>恐れ</mark> がある。   震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる <mark>おそれ</mark> があ   <sub>P7同防災事</sub>	R7国防災基本計画修正	かに市町村に通報する。 (2)災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の <u>おそれ</u> が生じた場合、緊急に取水施設	に市町村に通報する。 (2)災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の <mark>恐れ</mark> が生じた場合、緊急に取水施設を				第3章 災害応 急対策計画 17
518 急対象計画	R7国防災基本計画修正 記載の適正化	震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる <u>おそれ</u> がある。また、消防器具、装備等が破損 <u>又は</u> 搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。	震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる <mark>恐れ</mark> がある。 また、消防器具、装備等が破損 <u>または</u> 搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集 も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。		第2 消防活動	活動計画	18 急対策計画
第3章 災害応  第25節 保健	R5国防災基本計画修正		<b>先 ∠ ∂</b> 即 1木) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本				

				災計画 地震編 T	4
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
章 災害応策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計		(福祉 <u>医療</u> 部)	(福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編
章 災害応  策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画		災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症 傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療 救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の 保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。	災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症 傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療 救護、健康相談、 <u>福祉サービスの提供、</u> こころのケアなど、保健医療 <u>福祉</u> 活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の 保健医療 <u>福祉</u> ニーズの変化に応じた対応を図る。	R5国防災基本計画修正 R7災害救助法改正
章 災害応 対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	7	第1 保健医療活動	第 1 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動	R5国防災基本計画修正
3章 災害応対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第 1 保健医療 1 市町村 福祉活動	<ul><li>(2)市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。</li><li>(3)市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。</li><li>(4)市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。</li></ul>	(2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療福祉調整本部に保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。 (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに保健・医療・福祉ニーズを把握する。 (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療福祉活動を行う。	R5国防災基本計画修正
3章 災害応 対策計画	第25節 保健 医療福祉活動計	第1 保健医療       2 県(保健医 福祉活動         療 <mark>福祉</mark> 調整本	2 県(保健医療調整本部)	2 県(保健医療福祉調整本部)	R5国防災基本計画修正
3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療福祉活動計画		(1) 県医療政策局長は、奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部(本部長:県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部(本部長:県保健所長)を設置する。なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班 <u>(統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、業務班等)</u> を適宜編成する。 (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣時県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。	(1) 県福祉保険部長は、奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部(本部長:福祉保険部長)を設置する。また、保健医療福祉調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に保健医療福祉調整地域本部(本部長:県保健所長)を設置する。なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療福祉調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班を適宜編成する。 (3) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療福祉活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(JMAT(日本医師会災害医療チーム)、JDAT(日本災害歯科支援チーム)、災害支援ナース等の県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、JRAT(日本災害リハビリテーション支援協会)、JDAーDAT(日本業養主会災害支援チーム)、DICT(災害時健康危機管理支援チーム)、DWAT(災害防遣福祉チーム)、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)、DWAT(災害防遣福祉チーム)、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療福祉活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療福祉活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療福祉活動の実施及び調整を行う。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
3章 災害応以対策計画	第25節 保健 医療福祉活動計画	第1 保健医療       2 県(保健医療         福祉       調整本部)	(4)保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5)保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6)保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。	(4)保健医療福祉調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5)保健医療福祉調整本部は、市町村、保健医療福祉調整地域本部及び中核市保健所等と連携し、災害により失われた保健医療福祉提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6)保健医療福祉調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱」に定める。	R5国防災基本計画修正
	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第1 保健医療       2 県 (保健医療 <u>福祉</u> 活動       療 <mark>福祉</mark> 調整本         部)	<u>(新設)</u>	(7)保健医療福祉調整本部は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うた めの総合調整等に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
3章 災害応 対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計	第1 保健医療       3 県保健所 <u>福祉</u> 活動       (保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部)	3 県保健所( <u>地域</u> 保健医療調整本部)	3 県保健所(保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 <mark>地域</mark> 本部)	R5国防災基本計画修正
3章 災害応 以 以 以 以 以	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第1 保健医療 3 県保健所	<ul> <li>(1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</li> <li>(2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。</li> <li>(3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</li> <li>(4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。</li> </ul>	(1)保健医療福祉調整地域本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。 (2)保健医療福祉調整地域本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。また、保健医療福祉ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。 (3)保健医療福祉調整地域本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療福祉調整本部と連携して管轄地域における保健医療福祉活動を支援及び実施する。 (4)保健医療福祉調整本部は、地域における保健医療福祉活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、保健医療福祉調整地域本部に派遣する。	R5国防災基本計画修正

				奈良県地域防		
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
 第3章 災害応 急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画		i	保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療 福祉活動を実施するために必要な保健医療福祉活動チームの派遣及び受援の調整を行う。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応 急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画		1 医療情報の収集・伝達	保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、 <u>DMAT調整班及び地域</u> 保健医療調整本部と連携し、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システムや</u> EMIS(広域災害・救急医療情報システム)、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況(医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システムや</u> EMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。	保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、EMIS(広域災害・救急医療情報システム)、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況(医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、EMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。	R5国防災基本計画修正
	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	The state of the s		保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送または病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送 <u>又は</u> 病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。	R5国防災基本計画修正
 第3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	1		保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療福祉活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	のライフライン	保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応 急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第3 要継続的 医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)への支援	者への支援	(1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援 保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。	(1)情報の収集及び把握保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。(2)医療支援保健医療福祉調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応急対策計画	第20節 保健 医療福祉活動計画			(1)情報の収集及び把握  地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。  保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援 保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。  地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。	(1)情報の収集及び把握 保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援 保健医療福祉調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。 保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応急対策計画	第20節 保健 医療福祉活動計画			ついて、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及	(1)情報の収集及び把握保健医療福祉調整地域本部は、本節第3の1~3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、又は継続的に服薬が必要な慢性疾患患者(以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 (2)医療支援保健医療福祉調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。保健医療福祉調整地域本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。	R5国防災基本計画修正

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
			第4 小児・周 産期領域の患者への支援		(1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。	(1)情報の収集及び把握保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約するとともに、小児・周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。(2)医療支援保健医療福祉調整本部は、小児・周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
			第5 DMAT 及び医療救護班 の活動		(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内に DMAT調整班を設置する。 (7)DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DM ATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合 されるものとする。	(1)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部内にDMAT調整班を設置する。 (7)DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。	R5国防災基本計画修正
540			第5 DMAT 及び医療救護班 の活動		(1)保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う	(1)保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に班を編制する。保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2)保健医療福祉調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。	保健医療計画に基づく修正 R5国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画				保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。 (1)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 (2)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、班を編制する。 (1)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 (2)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。	保健医療計画に基づく修正 R5国防災基本計画修正
542			第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整		第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備	第6 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動にかかる受援体制の整備	R5国防災基本計画修正
543	第3章 災害応急対策計画		第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり <u>、下記に示す</u> 派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。	保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、県外から保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの支援を受け入れるにあたり派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。DMAT等については下記に示す整備を図る。	R5国防災基本計画修正
			第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備	1 DMAT	(1)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。	(1)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。	R5国防災基本計画修正
			第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		(1)保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。 (2)保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。 (4)保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。	(1)保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。 (2)保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。 (4)保健医療福祉調整本部は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。	R5国防災基本計画修正 R6医療法の改正による
	第3章 災害応急対策計画		第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備	3 DHEAT	(1)保健医療調整本部 <u>(統括班)</u> は、 <u>地域</u> 保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部 <u>(統括班)</u> は、DHEATを地域保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。	(1)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、DHEATを保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部に重点的に派遣し、保健医療活動 <u>福祉</u> に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。	R5国防災基本計画修正

Ī					奈良県地域防		1
		節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第3章 災害応 急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備	1 保健師	(1)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。	(1)保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療福祉調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
			第6 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動にかか る受援体制の整 備	5 DPAT	<ul> <li>(1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健 支援班内に県DPAT調整本部を設置する。</li> <li>(3)他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</li> </ul>	<ul> <li>(1)保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。</li> <li>(3)他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</li> </ul>	R5国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画		第7 後方医療 1 体制の整備及び # 傷病者の搬送	し 後方医療体 削の整備	災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。 保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。	災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。保健医療福祉調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。	R5国防災基本計画修正
			第7 後方医療 2 体制の整備及び 傷病者の搬送		保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1)保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3)保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。また、保健医療調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアユニット)を広域防災活動拠点等に設置する。 広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。(4)保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じて奈良県ドクターへり、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)又は和歌山県でエステリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。 (7)保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。	保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療療送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1)保健医療福祉活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2)保健医療福祉調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3)保健医療福祉調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。また、保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアコニット)を広域防災活動拠点等に設置する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療福祉調整本部も医療関係団体等と調整を行う。 (4)保健医療福祉調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じて奈良県ドクターへリ、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)又は和歌山県、和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターへリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。 (7)保健医療福祉調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。	R5国防災基本計画修正
			第8 災害時に おける医薬品等 の供給体制		保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に <u>薬務</u> 班を編制する。 <u>薬務班は、</u> 保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。 <u>薬務班は、</u> 下記1~3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。	<u>祉</u> 調整本部内に班を編制する。 <u>災害薬事コーディネーターの助言を参考にし、</u> 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部が把握した保健医療 <u>福祉</u> ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	おける医薬品等		(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 <u>厚労省医政局経済課</u> 奈良県保健医療調整本部 (2) 血液製剤 奈良県保健医療調整本部 (薬務班)	(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 <u>医薬産業振興・医療情報企画課</u> 奈良県保健医療 <u>福祉</u> 調整本部 (2) 血液製剤 奈良県保健医療 <u>福祉</u> 調整本部	厚生労働省の組織改編 R5国防災基本計画修正
		1	第8 災害時に 2 おける医薬品等 に の供給体制 害		① 市町村	① 市町村 市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。 なお、保健医療福祉調整本部は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第28節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。	記載の適正化 R5国防災基本計画修正

				奈良県地域防	5災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第3章 災害急対策計画	<ul> <li>第25節 保健</li> <li>医療<mark>福祉</mark>活動計</li> </ul>	第8 災害時に (		② 県 (7) 保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。 (4) 保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会(以下「医薬品卸組合等」という。)に供給等の協力を要請する。 (9) 保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。 ③ 関係団体 医薬品卸組合等は、保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療財が多ったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。 ④ 奈良県薬剤師会()介奈良県薬剤師会()介奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) から「災害時における医療救護活動に協力する。 (4) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部( <u>寒務班</u> ) から「災害時における医療救護活動に協力する。(1) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部( <u>東務班</u> ) から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。	② 県 (7) 保健医療福祉調整本部は、あらかじめ定めた広城防災拠点のうち、開設を決定した災害発生場所に最も近い広域防災拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療福祉調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。 (4) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品間協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬即連合会(以下「医薬品卸組合等」という。)に供給等の協力を要請する。 (ウ) 保健医療福祉調整本部は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発・時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。 ③ 関係団体 医薬品卸組合等は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療制力な協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給及が搬送を要請する。 (1) 奈良県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動に協力する。 (1) 徐良県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。 (6) 県保健所保健医療福祉調整地域本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。	広域防災拠点の追加指定に伴う記載の適 正化 R5国防災基本計画修正
第3章 災害 急対策計画 555			型の情報収集・分析・関係者との	市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。	市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 保健医療福祉調整地域本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療福祉調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療福祉調整本部内に班を編成する。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害 急対策計画 556		第9 保健師等による健康管理に関する活動	2 の要請に基づく	<ul> <li>(1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部 (保健支援調整班) へ保健師等の派遣要請を行う。</li> <li>(2) 保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。</li> <li>(3) 保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。</li> <li>(4) 保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。</li> <li>(5) 保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</li> </ul>	(1) 市町村は、必要に応じて保健医療福祉調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。 (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3) 保健医療福祉調整本部は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。 (4) 保健医療福祉調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。 (5) 保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害 急対策計画 557		第9 保健師等による健康管理に関する活動	3 避難所での 2 保健活動	(1) ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。 (2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	(1) ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された保健医療福祉調整地域本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2)保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害 急対策計画 558	忘 第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第9 保健師等 による健康管理 に関する活動	3 避難所での 保健活動	<u>(新設)</u>	(3) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。	R7防災基本計画修正
第 3 章 災害 急対策計画 559		7	4 在宅被災者 等への支援体制 の整備	<ul> <li>(1)市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。</li> <li>③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。</li> <li>(2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</li> </ul>	(1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態や多様なニーズの把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。 ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2) 保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等支援チームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	R5国防災基本計画修正 R7防災基本計画修正

				奈良県地域防災計画・地震編	
	章	節	第    数字	修正前	備考
560	第3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第9 保健師等 5 市町村への による健康管理 に関する活動	(1)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネシネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。 (2)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、地域保健医療調整本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。 (3)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。 (1)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネシ等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。 (2)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整地域本部と連携して、市町村が配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。 (3)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるより、水間では、水間では、水間で、水間で、水間で、水間で、水間で、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、水間、	ジメント業務 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			第9 保健師等 6 関係機関とによる健康管理 の連携、地域づくり	保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネット源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行	
		第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す	保健医療調整本部 <u>(精神保健支援班)</u> 、精神保健福祉センター、 <u>地域</u> 保健医療調整本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。 場では、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。 ま者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。	5町村等は、精神障 R5国防災基本計画修正
			第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動	<u>地域</u> 保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。 「生活力」とは、大学な大学の検討、提供を行う。 「大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、	はかり、在宅精神障 R5国防災基本計画修正
			第10 精神障 2 精神科病院	保健医療調整本部 <u>(精神保健支援班)</u> は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認 と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施 する。	
565	第3章 災害応 急対策計画	1211	第10 精神障 3 DPAT 害者及びメンタ (災害派遣精神	(1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部 <u>精神保健支援班</u> 内に県DPAT調整本部を設置する。 (5)地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。	への活動状況 R5国防災基本計画修正
566	第3章 災害応急対策計画		第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動	保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。 特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>子ども</u> 等サポートの必要性が高いと考えられる 住民に配慮して活動を行う。 保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健 特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>こども</u> 等サポートの必要性が 住民に配慮して活動を行う。	*****
567		7.1.	第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動	保健医療調整本部 <u>(精神保健支援班)</u> 及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ <mark>地</mark> <u>域</u> 保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。 <u>地域</u> 本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。	
568	第3章 災害応急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	- 1, 1, 1, 1	日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による 医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネート チームを派遣する。 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請に基づ よる医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害	
569	/ / / <del>/ / / / / / / / / / / / / / / / </del>	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第11 医療関 3 県医師会 係機関・団体へ の協力要請	県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班(JMAT)を編成し、医療救護活動を行う。 は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班(JMAT)を編成し、医療救護活動を行う。 は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づいます。 は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づいます。 は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づいます。 は、保健医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* * * * · · · · · · · · · · · · ·
		1	第11 医療関 4 県病院協会 係機関・団体へ の協力要請	保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。 また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」 に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。 保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災 傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあた また、県病院協会は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医療救 定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。	こるよう要請する。 な護活動に関する協 RESIDENT # 1:31 T/KT
571		第25節 保健 医療福祉活動計画	第11 医療関 5 県精神科病 係機関・団体へ の協力要請	保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。 県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。  ATを編成し、災害精神医療活動を行う。	
572	第3章 災害応 急対策計画	第25節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第11 医療関 6 県歯科医師 係機関・団体へ の協力要請	県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。 場歯科医師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動でできる協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う	活動に関する協定」 R5国防災基本計画修正
	第3章 災害応急対策計画	12.1	第11 医療関 7 県薬剤師会 係機関・団体へ の協力要請	県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。  県薬剤師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積である。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
			第11 医療関 係機関・団体へ の協力要請 8 県 <u>災害支援</u> ナース派遣協定 締結施設	県 <u>看護協会</u> は、保健医療調整本部の要請及び「 <u>災害時における医療救護活動に関する協定</u> 」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。 場 <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u> は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「 <u>奈良</u> <u>援ナースの派遣に関する協定</u> 」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護 派遣し、保健医療活動を行う。	
575		1	第11 医療関 9 県柔道整復 係機関・団体へ の協力要請	県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に 基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。 県柔道整復師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「在外時における保健医療 定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の 定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の	

				奈良県地域防		
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第 3 章 災害応 急対策計画 76		第11 医療関係機関・団体への協力要請	10 医薬品卸組合等	県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。	県医薬品卸協同組合は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療 <mark>福祉</mark> 活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療 <u>福祉</u> 活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。	R5国防災基本計画修正
第3章 災害応 急対策計画 77		第11 医療関 係機関・団体へ の協力要請		<u>(新設)</u>	県栄養士会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、災害時栄養支援チームを編成し、避難所等における栄養・食生活支援活動を行う。	奈良県栄養士会との協定締結による修正
78 第3章 災害応 急対策計画	第26節 緊急輸送計画	第2 輸送力の 確保	1 防災関係機 関の措置	1 <u>市町村及び</u> 防災関係機関の措置	1 防災関係機関の措置	記載の適正化
第3章 災害応急対策計画		第3 緊急輸送体制の確立	1 広域防災拠	県は、 <u>地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の</u> 広域防災拠点を活用する。(「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照) (1)大規模広域防災拠点 (2)県営競輪場 (3)第二浄化センター (4)消防学校 (5)吉野川浄化センター	県は、全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、あらかじめ指定された 域防災拠点を活用する。(「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照)	記載の適正化
第3章 災害応急対策計画	第27節 災害 警備、交通規制 計画	第2 交通規制 及び緊急通行車 両等		別記様式第 <u>4</u> (第 <u>4</u> 関係)	別記様式第 <u>3</u> (第 <u>6</u> 関係) <u>押印不要</u>	押印不要のため
第3章 災害応急対策計画		第2 交通規制 及び緊急通行車		別記様式第1(第2関係)	別記様式第 1 (第 2 関係) <u>押印不要</u>	押印不要のため
第 3 章 災害応 32 急対策計画		第2 交通規制 及び緊急通行車		別記様式第 <u>6</u> (第 <u>5</u> 関係)	別記様式第 <u>3</u> (第 <u>3</u> 関係) <mark>様式変更</mark>	押印不要のため
第 3 章 災害応 33 急対策計画		両等   第2 交通規制   及び緊急通行車		別記様式第10(第7関係)	別記様式第 <u>5</u> <mark>様式変更</mark>	押印不要のため
第3章 災害応急対策計画		両等 第2 交通規制 及び緊急通行車 両等		(3) 災害対策基本法に基づく交通規制(同法76条、76条の3関係) 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい 支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとること を命じる。	(3) 災害対策基本法に基づく交通規制(同法76条、76条の3関係) 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい 支障が生じる <u>おそれ</u> があると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。	R7国防災基本計画修正
第3章 災害応 急対策計画 85		第2 交通規制 及び緊急通行車 両等		(3) <u>県及び市町村等</u> 防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車 両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出を	(3) 防災関係機関等は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出	記載の適正化
第3章 災害応 急対策計画 86		第2 交通規制 及び緊急通行車 両等	仮い 6 災害対策基 本法の規定に基 づく規制除外車 両の確認及び取 扱い	(3) <u>県及び市町村等</u> 防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制 除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員 会に事前に届出をする。	(3) 防災関係機関等は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。	記載の適正化
第3章 災害応 急対策計画	第28節 食料、生活必需品の供給計画			(防災統括室、福祉 <u>医療</u> 部、産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部、食 <u>と</u> 農の <u>振興</u> 部、日本赤十字社)	(防災統括室、福祉 <u>保険</u> 部、産業部、食農部、日本赤十字社)	組織改編
第3章 災害応 急対策計画 38	第28節 食	第1 県、市町村、住民の役割 対、住民の役割 分担	l .	県は、市町村からの要請に応じ、 <u>または</u> 被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。	県は、市町村からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。	記載の適正化
第3章 災害応急対策計画	第28節 食料、生活必需品の供給計画	第1 県、市町村、住民の役割 対、住民の役割		<u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営</u> に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	R6国防災基本計画修正
第 3 章 災害応 急対策計画 90		第2 物資の調 達・供給状況の 報告等		県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の <mark>物資調達・輸送調整等支援システム</mark> を活用 <u>する。</u>	県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の <u>新物資システム(B-PLo)</u> を活用 <u>し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u>	R7国防災基本計画修正
第 3 章 災害応 急対策計画 31	第28節 食料、生活必需品の供給計画	第5 救援物資への対応	2	県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないよう、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。	県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないよう、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、 <u>あわせて</u> 被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。	R7国防災基本計画修正

		奈良県地域防災計画   地震編					
-	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	急対策計画	第28節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十字社による救助		日本赤十字社 <u>奈良県支部</u> は、内規に基づき、次の救助を行う。	日本赤十字社は、災害により罹災した者及び死亡した者の遺族に対し支給する。	支部救助内規を見直しによる修正
	第3章 災害応	第28節 食		1 全・半焼、 全・半壊および 流失の場合	毛 布□ 人に対して1枚(11月〜翌3月は2枚) 緊急セット□ 世帯に対して1個(内容は4人分) バスタオル※□ 人に対して1枚 布 団※□ 人に対して1組	<ul> <li>毛 布 ②~5月・10月:一人に対して1枚         <ul> <li>11月~翌3月:一人に対して2枚</li> </ul> </li> <li>タオルケット ③~9月:1人に対して1枚</li> <li>緊急セット ① 世帯に対して1個(内容:4人分)</li> <li>ブルーシート ② 世帯に対して原則1枚</li> <li>バスタオル※ ① 人に対して1枚</li> <li>布 団※ ① 人に対して1組</li> </ul>	支部救助内規を見直しによる修正
	第3章 災害応急対策計画		第6 日本赤十字社による救助		2 床上浸水 <u>または</u> 避難所等に避難の場合	2 床上浸水又は避難所等に避難の場合	記載の適正化
	急対策計画	第28節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十 字社による救助	3 死亡者の遺 族 弔慰金 <u>1人</u> 20,000円	(省略)	(省略)	支部救助内規を見直しによる修正
596	第3章 災害応	第29節給水計画		20,000円	( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部 <u>、水道局</u> )	(環境 <u>森林</u> 部、 <u>ライフライン関係機関</u> )	組織改編
	第3章 災害応		第1 実施体制	1 実施責任者	飲料水供給の実施は原則として <u>市町村</u> が行うものとするが、被災 <u>市町村</u> において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の <u>市町村</u> の協力を得て実施する。 また、災害救助法を適用した場合(同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が <u>市町村</u> 相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。	飲料水供給の実施は原則として水道事業者等が行うものとするが、被災水道事業者等において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の水道事業者等の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合(同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が水道事業者等の相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。	記載の適正化
598	第3章 災害応急対策計画	第29節 給水計画	第4 給水応援	2	県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、 <u>厚生労働省</u> 、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。 (資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「災害救助法による救助の程度と期間」参照)	県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、 <mark>国土交通省</mark> 、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。	国の所管変更に伴う修正記載の見直し
		第30節 防疫、保健衛生計画			(福祉 <u>医療</u> 部 <u>、文化・教育・くらし創造部</u> )	( <u>知事公室、</u> 福祉 <u>保険</u> 部)	組織改編
	第3章 災害応急対策計画	第30節 防疫、保健衛生計画	第1 防疫体制	1 実施責任者	(1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の 指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能 又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援 を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県(福祉医療部医療政策局疾病対 策課)に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。	(1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能 又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、保健所を通して県に要請し、応援を得て実施する	記載の適正化
	第3章 災害応急対策計画	第30節 防疫、保健衛生計画		2 防疫措置の 指示命令	県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県 <u>(福祉医療部医療政策局疾病対策課)</u> 又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。	県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。	記載の適正化
602	第 3 章 災害応 急対策計画	第30節 防疫、保健衛生計画	第2 食品衛生対策		県 <u>消費・生活安全課</u> は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。	県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。	記載の適正化
		第31節 遺体の火葬等計画			<u>(文化・教育・くらし創造部</u> 、警察本部)	( <u>医療政策局</u> 、警察本部)	組織改編
		第31節 遺体の火葬等計画	第2遺体の収容	1	警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族 <u>または</u> 市町村)に引き渡す。		記載の適正化
	急対策計画	第32節 廃棄 物の処理及び清 掃計画			( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部)	(環境 <u>森林</u> 部)	組織改編

				奈良県地域防災計画 地震編				
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考		
第3章 災害応急対策計画	12.1	第6 市町村へ の緊急支援要員 の派遣(災害廃 棄物処理緊急支 援要員)		県は、 <mark>平常時</mark> から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。	県は、平時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。	R7国防災基本計画修正		
第3章 災害応 急対策計画	第33節 ボラ ンティア活動支 援計画			( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、関係部局)	( <u>地域</u> 創造部、関係部局)	組織改編		
第3章 災害応急対策計画	第33節 ボラ ンティア活動支 援計画			県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。	県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるようボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努めるものとする。 また、県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正		
第3章 災害応急対策計画		第2 ボラン ティアの受け入 れ対応		県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。	県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する <mark>災害</mark> 中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に</u> 把握・調整するため、 <u>災</u> 害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。	R5国防災基本計画修正		
第3章 災害応 0 急対策計画	第34節 災害 救助法等による 救助計画				(防災統括室、福祉 <mark>保険</mark> 部)	組織改編		
第3章 災害応 急対策計画 1	***************************************			1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び出産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8 学用品の給与 9 埋葬 1 0 死体の捜索及び処理 1 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び出産 5 被災者の救出 6 福祉サービスの提供 7 被災した住宅の応急修理 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 9 学用品の給与 10 埋葬 11 死体の捜索及び処理 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	R7災害救助法改正		
第3章 災害応急対策計画	第34節 災害 救助法等による 救助計画			県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。	県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から5のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。 5 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。	災害救助法の改正に伴う修正		
第3章 災害応 3 <b>急</b> 対策計画	第35節 文教 対策計画			( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、教育委員会)	( <mark>地域</mark> 創造部、教育委員会)			
意为東計画 第3章 災害応 急対策計画 4	7 4 2 1 1 1 1 1			児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。 また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備 及び教員の確保について定める。 <u>併せて</u> 、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関す ることや心のケアについても定める。	児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。 また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備 及び教員の確保について定める。 <u>あわせて</u> 、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関 することや心のケアについても定める。	R7国防災基本計画修正		
第3章 災害応急対策計画	第35節 文教 対策計画	第1 児童、生 徒等の安全確保		【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1)防災体制に関する内容 ① 校内の防災組織( <mark>平常時</mark> と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設	【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1)防災体制に関する内容 ① 校内の防災組織( <u>平時</u> と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置)	R7国防災基本計画修正		
第3章 災害応 急対策計画 6	第35節 文教 対策計画		<ul><li>2 校長等は、</li><li>災害の状況について速やかに報告する。</li></ul>	直) (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。 (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。	(1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会総務課長へ報告する。 (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会総務課長へ報告する。	組織改編		
第3章 災害応 急対策計画 7	第35節 文教対策計画	第3 応急教育	1	(1) 応急教育への対応 ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を <u>予め</u> 選定しておく。	(1) 応急教育への対応 ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を <u>あらかじめ</u> 選定しておく。	R7国防災基本計画修正		

	7		奈良県地域防	· 災計画 地震編	
章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
第3章 災害応急対策計画	第35節 文教 対策計画	第3 応急教育 2	教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設 <u>または</u> 教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。	教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設 <u>又</u> は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。	記載の適正化
第3章 災害応急対策計画		第4 児童・生 徒等に対する援 減免 助	県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等(授業料、入学考査料、入学料)の減免の措置を講 <u>じ</u> る。	県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等(授業料、入学考査料、入学料)の減免の措置を講 <mark>ず</mark> る。	R7国防災基本計画修正
第3章 災害応急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策		( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部)	( <u>地域</u> 創造部)	組織改編
第3章 災害応急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策		文化財への応急対策は、 <u>文化財の安全性を確保すること</u> を第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。	文化財への <u>応急措置及び復旧対策</u> は、 <u>被害の拡大防止</u> を第一の目的とする。応急措置の方法は文化 財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないようにし なければならない。 <u>また、</u> 復旧 <u>対策</u> について <u>は</u> 、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れ た対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策	第1 災害状況 の把握	1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに市町村 <u>または</u> 市町村教育委員会を通じて県へ報告する。 なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村または市町村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。	1 <u>指定・登録・選定された文化財</u> の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化 財の被害状況を速やかに市町村 <u>(</u> 市町村教育委員会 <u>を含む。)</u> を通じて県へ報告する。 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財 <u>等</u> については直ちに文化庁に報告する。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
第3章 災害応急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策	第2 被害状況の調査と応急措置	1 県は、通報受理後、 <u>直ちに</u> 係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。 2 現地調査 <u>の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、</u> 所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。 <u>ただし</u> 、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。	1 県は、 <u>被害の</u> 通報受理後、係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財 等については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。 <u>地方指定・ 未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。</u> 2 現地調査 <u>を行い、必要に応じて</u> 所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。 <u>なお</u> 、国指定文化財等の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告 <u>し、地方指</u> 定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
第3章 災害応急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策	第3 復旧対策	県は、所有者及び管理者 <u>とともに</u> 、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、 <u>今後の</u> 復旧計画の策定を行う。 <u>ただし</u> 、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。(「第3章第16節 建築物の応急対策計画」参照)	所有者及び管理者 <u>は</u> 、別表「 <u>災害種別</u> 文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、 <u>復旧費用を含めた復旧事業計画</u> の策定を行う。 <u>県は、市町村(市町村教育委員会を含む。)とともに、所有者及び管理者に対して指導・助言、並びに法令上の手続きの支援を行う。なお</u> 、国指定文化財等については、文化庁の指導を受ける。 <u>地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。</u> (「第3章第16節 建築物の応急対策計画」参照)	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画		第4 大規模災 害における応急 対策	県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県 <u>もしくは市町村(または市町村教育委員会)は、所定の連絡網により、</u> 「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。	県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県 <u>は</u> 「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危険発生時の相互応援に関する覚書」に基づく、本県を除いた近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。	
第3章 災害応急対策計画		第4 大規模災 1 事前準備 害における応急 対策	被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前 <u>より</u> 指定文化財目録等を整備し近隣府 県等との十分な情報交換に努める。 (1)指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等 <u>文化財主管課</u> に送付し、災害発生前から基本 データの共有を <u>はかる</u> 。 (2)目録は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新 を行う。 (3)被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。 (4)災害時に迅速な情報交換が可能 <u>な</u> ように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣 府県等に事前に通知する。	<ul> <li>県は、被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前に指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。</li> <li>(1)指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等に送付し、災害発生前から基本データの共有を図る。</li> <li>(2)目録は、個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。</li> <li>(3)被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。</li> <li>(4)災害時に迅速な情報交換が可能となるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。</li> </ul>	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画		第4 大規模災 2 支援要請 害における応急 対策	(1) 災害時において、被害状況から応援を必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整を <u>はかる</u> 。(2) 必要とする応援の内容については、 <u>支援府県等</u> に対し文書により要請を行うものとする。ただし <u>そのいとまがない</u> 場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。(3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。	(1) <u>県は、</u> 災害時において、被害状況から応援 <u>が</u> 必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて <u>関西広域連合</u> と連絡調整を <u>行う</u> 。 (2) 必要とする応援の内容については、 <u>関西広域連合</u> に対し、文書により要請を行うものとする。ただし <u>緊急の</u> 場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。 (3) 応援に要する経費は <u></u> 原則として応援を受ける本県の負担とする。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画		第4 大規模災 3 被害状況調害における応急 査 対策	(1)近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。 (2)指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。 (3)調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。	(1) <u>県は、</u> 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について、協議を行う。(2) 文化財の指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、専門性を考慮のうえ班を編制し調査を実施する。 (3) 調査内容は、共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正

				<u> </u>	、	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第2章 災害予防計画		第4 大規模災 害における応急 対策	4 復旧計画の 立案・実施	【災害別(2.火災)】 1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。	【災害種別(2.火災)】 1. 焼 損 <u>被害状況を写真等で記録する。</u> 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。 3. 水 損 通気を良くし、自然乾燥を旨とする。美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
第3章 災害応 (急対策計画		第4 大規模災 害における応急 対策		被害状況調査後に <mark>おいて</mark> 行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画 <u>の</u> 立案 <u>・</u> 実施においては、 <u>応援</u> 府県等と再度協議し、 <u>必要に応じて</u> 応援を要望する。	<u>県は、</u> 被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析 <u>をふまえ</u> 、復旧事業計画 <u>を</u> 立案 <u>及び</u> 実施 <u>する場合</u> においては、 <u>必要に応じ近隣</u> 府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応日 急対策計画		第4 大規模災害における応急対策		文化財災害応急処置	災害種別文化財災害応急措置	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応2 急対策計画	第36節 文化 財災害応急対策	第4 大規模災 害における応急 対策	4 復旧計画の 立案・実施	災害別	災害 <mark>種</mark> 別	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応3 急対策計画		第4 大規模災 害における応急 対策	4 復旧計画の 立案・実施	応急対策	応急 <mark>措置</mark>	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画		第4 大規模災 害における応急 対策		2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講 <u>じ</u> る。	2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講 <mark>ず</mark> る。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基 づく修正
第3章 災害応急対策計画	財災害応急対策	第4 大規模災 害における応急 対策	立案・実施	(1.火災) 1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは県の指示に従う。 2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。	(1. 火災) 1. 焼 損 <u>被害状況を写真で記録する。</u> 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは県の指示に従う。 2. 煤、消火剤等による汚損     除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。 3. 水 損     通気を良くし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。	文化財災害対応マニュアル第3回改訂に基づく修正
第4章 災害復 旧・復興計画 6	2 1			<u>県、市町村及び</u> 防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し、県民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。	防災関係機関は、災害時の混乱状態を早期に解消し、県民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。	記載の適正化
第4章 災害復 旧・復興計画		第1 被害認定 調査、罹災証明 書の交付及び被 災者台帳の作成	1 市町村	市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体 <u>又は</u> 民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、 <mark>罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。</mark>	市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。	R7国防災基本計画修正
第4章 災害復 旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第2 被災者生活再建支援法	l l	(1)認定 県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける <mark>恐れ</mark> があるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。	(1) 認定 県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける <u>おそれ</u> があるなど世帯に属する者の生命又は 身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続してお り、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定す	R7国防災基本計画修正
第4章 災害復 旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第10 災害時 における金融面 の対策	2 金融機関の 業務運営の確保 に係る措置	日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長 <u>または</u> 休日臨時営業の	日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長 <u>又は</u> 休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長 <u>又は</u> 休日臨時営業を行う。	記載の適正化
第4章 災害復 旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第10 災害時 における金融面 の対策	3 金融機関に よる金融上の措 置の実施に係る	日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関 <u>または</u> 金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 (2)被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し <u>または</u> 預貯金を担保とする貸出等の特別	日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関 <u>又は</u> 金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 (2)被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し <u>又は</u> 預貯金を担保とする貸出等の特別取	記載の適正化
第4章 災害復 旧・復興計画		第12 公営住 宅の建設		取扱いを行うこと。     災害により住宅を滅失、 <u>または</u> 焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失 <u>または</u> 焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。	扱いを行うこと。 災害により住宅を滅失、 <u>又は</u> 焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失 <u>又は</u> 焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。	記載の適正化
第4章 災害復 旧・復興計画 2		第15 支援のための環境整備		国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	R5国防災基本計画修正 R6国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
第4章 災害復 旧・復興計画	第3節 被災中 小企業の振興			(産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部)	(産業部)	組織改編
第4章 災害復 1 旧・復興計画				( <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部)	(環境 <u>森林</u> 部、食農部)	組織改編

Γ					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	育4章 災害復 日・復興計画	第5節 義援金 の受入れ・配分 等に関する計画			(防災統括室、福祉 <u>医療</u> 部、会計局、日本赤十字社)	(防災統括室、福祉 <mark>保険</mark> 部、会計局、日本赤十字社)	組織改編
-	育4章 災害復 日・復興計画	第6節 激甚災 害の指定に関す る計画			県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害 <u>または</u> 局地激甚災害の指定を速 やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。	県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害 <u>又は</u> 局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。	記載の適正化
	94章 災害復 日・復興計画	第6節 激甚災 害の指定に関す る計画	第1 激甚災害 に関する調査	1 県における 措置	(1)激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害 <u>または</u> 局地激甚災害の指定を受ける必要があると 思われる事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災 害の指定が受けられるよう措置する。	(1)激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思 われる事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害 の指定が受けられるよう措置する。	記載の適正化
-	94章 災害復 日・復興計画	第7節 災害復 旧・復興計画			地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画の <u>あり方</u> から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。	地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画の <u>在り方</u> から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。	R7国防災基本計画修正
-	育4章 災害復 日・復興計画	第7節 災害復 旧・復興計画	第2 復旧・復興計画の策定		また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>を</u> 活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。	また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>の</u> 活用 <u>も含めて検討</u> するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。	R6国防災基本計画修正
		第7節 災害復 旧・復興計画	第3 復旧・復 興対策体制の整 備		発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制(災害対策本部体制)から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行( <u>または</u> 併設)できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜 復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。	発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制(災害対策本部体制)から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行( <u>又は</u> 併設)できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。	記載の適正化
Ę	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 設計画		第1 計画の目的		ついて(最終報告)」(平成25年5月公表)に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域 災害対策の推進を図ることを目的とする。 また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」(令和元年6月公表)についても必要に応じて 活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想 定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱に際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意 するものとする。	巨大地震の被害想定」(令和7年3月公表)及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」(令和7年3月公表)に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。 なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震に終せている。	R7南海トラフ基本計画修正
Ŧ	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 設計画		第2 計画の基本方針		こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。	こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。また、令和5年2月に内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び同年3月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討された。	R7南海トラフ基本計画修正
Ę	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	71.	第2 計画の基 本方針	3	国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。	国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、一度発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約1,600名とど、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。	R7南海トラフ基本計画修正
<u>-</u>	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画		第2 計画の基 本方針		この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、県民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、県及び市町村による「公助」との連携・協働を図るため、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。	この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」 <u>「人命をつなぐ」</u> ことを最大の目標に、県民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、県及び市町村による「公助」との連携・協働を図るため、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。	R7南海トラフ基本計画修正
÷ F	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画		第2 計画の基 本方針	5	(4)計画的かつ早急な事前防災対策の推進 政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は70~80%に達すると評価されており(今和4年1月1日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。	(4)計画的かつ早急な事前防災対策の推進 政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は80%程度に達すると評価されており(今和7年1月1日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。	R7南海トラフ基本計画修正
- - - - -	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 設計画		第2 計画の基 本方針	5		(6) 複数の災害等への同時対応(複合災害対策) 複合災害は、想定され得る条件が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑 に行うことが基本であることから、対応の検討に当たっては、災害ごとの対策等の充実を図るととも に、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正

ſ				奈良県地域防 <u>京</u>		
	章    節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第5章 広域災 第1節 総則 害(南海トラフ 巨大地震等)対 策計画	第2 計画の基 本方針	5	_ <u>(新設)</u>	(7) 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援 避難者の良好な生活環境を整備することは、被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死防止の 観点から極めて重要である。	R7南海トラフ基本計画修正
	第5章 広域災 第2節 南海ト 害(南海トラフ ラフ地震臨時情 巨大地震等)対 報 策計画			県、市町村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報(調査中)、②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。	県、市町村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報(調査中)、②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合においては、 <u>県民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び国民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、</u> 時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。	R7南海トラフ基本計画修正
CEO	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 策計画	1		南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。 これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生	南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。	R7国防災基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 報 策計画	第2 南海トラフ地震臨時情報の発表	3 地(後置トラフマー・ (後置・) 東海時間、 (後間、 (後間、 (後間、 (後間、 (後間、 (後間、 (後間、 (後	(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。 (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。	(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す。 (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す。	R7国防災基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ ラフ地震臨時情 巨大地震等)対 報 策計画	1	4 臨時情報の 発表に対する警 戒等措置	(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、警戒する措置をとる。 また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。	(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、警戒する措置をとる。 また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則終了するものとし、更に1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 報 策計画	第2 南海トラフ地震臨時情報の発表		(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。	(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)の発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ ラフ地震臨時情 巨大地震等)対 報 策計画	1	4 臨時情報の 発表に対する警 戒等措置	(4) 必要な体制の確保 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。	(4) 必要な体制の確保 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとし、災害応急対策要領により定めるものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ ラフ地震臨時情 巨大地震等)対 報 策計画			(1) 県及び市町村等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び県民に伝達する。 ①南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容 ②国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容	(1) 県及び市町村等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び県民に伝達する。 なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対策等」により 定めるものとする。 ①南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海 トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容 ②国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容	R7南海トラフ基本計画修正

						5災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	<b>-</b> 備考
	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	第2節 南海トラフ地震臨時情報		5 必要な情報の伝達・周知等		(4) 県及び市町村等は、県民全体に対し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒/巨大地震注意)」の内容や「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応等を的確に伝達するため、平時からの「南海トラフ地震臨時情報」に関する理解促進に向けた周知・広報を継続的に行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の応急対策に係る要員・物資の確保等の計画、地域住民や観光客等への情報提供方法、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の事前避難対象地域等をあらかじめ定めておき、報道機関等との連携を強化することにより呼びかけの充実を図る。その際、とるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的でわかりやすく説明することに加え、南海トラフ地震臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も併せて実施する。	R7南海トラフ基本計画修正
		ラフ地震臨時情		(巨大地震警	(1) 県や市町村、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、 勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝 達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広 範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の 協力を得るものとする。	(1) 県や市町村、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、 勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝 達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広 範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の 協力を得るものとする。 <u>なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対</u> 策等」により定めるものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
667		第2節 南海トラフ地震臨時情報	第4 南海トラ	(巨大地震警	(3) 県は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講 <u>じ</u> るとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。	(3) 県は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講 <mark>す</mark> るとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。	R7南海トラフ基本計画修正
		ラフ地震臨時情	フ地震臨時情報	(巨大地震警	(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、 <u>交通及びライフラインに</u> <u>関する情報や生活関連情報など、県民に密接に関係のある事項について</u> 周知する。また、 県民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。	(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、生活関連情報等の県民等に密接に関係のある事項について県及び市町村等のホームページへの掲載等により県民等へ</u> 周知する。また、県民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。 <u>なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。</u>	R7南海トラフ基本計画修正
		ラフ地震臨時情	戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関	地震臨時情報 (巨大地震警 戒)等が発表さ れた後の災害応 急対策の実施状	県は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。	県は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。 <u>なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。</u>	R7南海トラフ基本計画修正
670	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	ラフ地震臨時情	第4 南海トラフ地震略情報(巨大地震警戒)等が発表された場合にお対策に係る措置に係る事項	発表に対する警	(新設)	(5)避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、災害応急対策要 領により定めるものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
		ニール電防吐は	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県	<u>(新設)</u>	(1) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
672	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	ラフ州電防時は	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県	<u>(新設)</u>	(2) 県及び市町村等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において必要となる道路管理上の措置を講ずる。この場合において、県及び市町村等は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
673	第5章 広域災	ラフ地震臨時情	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県	_(新設)_	(3) 県及び市町村等は、河川管理施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 等が発表された場合、それらの情報に応じた水門の閉鎖手順の確認等を講ずる。この場合 において、県及び市町村等は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非 常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講じる。	R7南海トラフ基本計画修正
		ラフ地震臨時情	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県	_(新設)	(4) 県及び市町村等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び市町村は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
675	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	ラフ地震臨時情	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県		(5) 県及び市町村は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表 された場合、従業員の安全確保に配慮し、緊急点検及び巡視を実施するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	ラフ地震臨時情	第5 関係機関 がとるべき措置	1 県	<u>(新設)</u>	(6) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設の安全確保上実施すべき措置について、工事受注者に対し、国土交通省の「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき実施するよう注意喚起するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正

				<del>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一</del>	災計画 地震編 T	1
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
		第5 関係機関 がとるべき措置	2 県警察	<u>(新設)</u>	(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点とする措置を講ずるものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
5章 広域災 (南海トラフ (地震等) 対 十画	ラフ地震臨時情	<u>第5 関係機関</u> がとるべき措置	2 県警察	_(新設)	(2) 県警察は、車両を運転中に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動として、次の事項について、県民等に周知するものとする。 ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を収集し、その情報に応じて行動すること イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと	R7南海トラフ基本計画修正
章 広域災 南海トラフ 地震等)対 ・画	ラフ地震臨時情	第5 関係機関 がとるべき措置	3 水道事業者	_(新設)	水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に おいても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、飲料 水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は、必要な飲料水を供給する 体制を確保するものとする。	R7南海トラフ基本計画修正
5章 広域災 (南海トラフ 大地震等) 対 計画	第4節 防災訓練計画等			南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、県民(自主防災組織等)、 <mark>県、市町村、</mark> 防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。	南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、県民(自主防災組織等)、 防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。	記載の適正化
	第4節 防災訓練計画等	第2 広域応援訓練		県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき実施される、南海トラフ巨大地震等を想定した広域応援に関する合同訓練を実施 <mark>または</mark> 参加し、他府県と連携を図り、広域応援体制の構築に努める。	地震燃き相会した 岸径   大田・田・マ   八田・田・大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	記載の適正化
5章 広域災 (南海トラフ 大地震等) 対 計画	第5節 地震防 災上必要な防災 知識の普及計画			(防災統括室、 <u>安全・安心まちづくり推進課</u> 、教育委員会)	(防災統括室、 <mark>地域創造部</mark> 、教育委員会)	組織改編
(南海トラフ 大地震等)対 計画	第5節 地震防 災上必要な防災 知識の普及計画			画」に基づく取組のほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。	県は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「第2章第6節 防災教育計画」に基づく取組のほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。	記載の適正化
	第6節 地域防災力の向上に関する計画			南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。	南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。 県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。	R7国防災基本計画修正
		第3 常備消防 力の強化、緊急 消防援助隊の増 強等		また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。	また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。 さらに、自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。	R7南海トラフ基本計画修正
	第7節 広域かつ甚大な被害への備え			(防災統括室、 <u>文化・教育・くらし</u> 創造部、観光局、 <u>地域デザイン</u> 推進局)	(防災統括室、 <mark>地域</mark> 創造部、観光局、 <u>まちづくり</u> 推進局)	組織改編
,,	第7節 広域か つ甚大な被害へ の備え	71.		政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震(マグニチュード9クラス)の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は $70~80\%$ に達すると評価されており( $\frac{6\pi44}{1}$ 1月1日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。	政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震(マグニチュード9クラス)の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は $80\%程度$ に達すると評価されており( $6\pi74$ 1月1日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。	R7南海トラフ基本計画修正
	第7節 広域かつ甚大な被害への備え			このため、 <mark>県その他の</mark> 防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、 今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。	このため、防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。	記載の適正化
5章 広域災	第7節 広域か つ甚大な被害へ の備え	第3 斜面崩壊、液状化対策	2 液状化対策	<u>県その他の</u> 防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。	防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の 液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。	記載の適正化
5章 広域災		生による災害の	差発生による災	をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数	過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。	記載の適正化

					奈良県地域防	災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
	•	つ甚大な被害へ	第5 帰宅困難 者対策		南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、 <mark>帰宅困難者対策は一層重要になるので</mark> 、次の対策を推進する。	南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、 <u>災害応急対策の妨げとなる事態を防止するとともに帰宅困難者自身の安全を確保するため</u> 、次の対策を推進する。	R7南海トラフ基本計画修正
:		つ甚大な被害へ	第 5 帰宅困難 者対策	1	県外就業率・就学率が高いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者(県民)に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。	県外就業率・就学率が高いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者(県民)に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者 <u>支援</u> を推進する。	R7南海トラフ基本計画修正
		つ甚大な被害へ	第5 帰宅困難者対策		年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。	年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者支援を検討する。	R7南海トラフ基本計画修正
694		第8節 地震発 生時の応急対策 等	第1 災害対策 本部等の設置	1 防災組織計画	県及び市町村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部 <u>または</u> 災害支援対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。	県及び市町村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部 <u>又は</u> 災害支援対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。	記載の適正化
695		生時の応急対策	第1 災害対策 本部等の設置		知事は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震 <u>または</u> 当該地震等と想定される地震が発生したと 判断したときは、直ちに奈良県災害対策本部 <u>または</u> 災害支援対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれ を運営するものとする。	知事は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震 <u>又は</u> 当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに奈良県災害対策本部 <u>又は</u> 災害支援対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。	記載の適正化
696		第8節 地震発 生時の応急対策 等	第1 災害対策 本部等の設置	4 市町村の活 動体制	市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。	市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する <u>おそれ</u> がある場合において第一次的に 災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定め るところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織 等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。	R7国防災基本計画修正
697	第5章 広域災	第8節 地震発 生時の応急対策 等	第1 災害対策 本部等の設置	体制	県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施	県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し又は発生する <mark>おそれ</mark> がある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。	R7国防災基本計画修正
698	第5章 広域災	第8節 地震発 生時の応急対策 等			(1) 地震に関する情報の種類 <u>「震源・震度に関する情報」</u> <u>「各地の震度に関する情報」</u>	(1) 地震に関する情報の種類 (項目削除) (項目削除)	記載の見直し
	第5章 広域災	第8節 地震発 生時の応急対策 等		1 地震情報の収集・伝達	(1) 地震に関する情報の種類 (新設)	(1) 地震に関する情報の種類 「震源・震度情報」 内容 地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度 を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を 発表。	記載の見直し
		第8節 地震発 生時の応急対策 等	-	1 地震情報の収集・伝達	(1) 地震に関する情報の種類 「その他の情報(気象庁)」 内容 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。	(1) 地震に関する情報の種類「その他の情報(気象庁)」 内容 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。 <u>(地震発生から約約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u>	記載の見直し
			第2 地震発生 時の応急対策		(1) 地震に関する情報の種類 「緊急地震速報(気象庁)」 内容 <u>地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる</u> 情 報。	(1) 地震に関する情報の種類 「緊急地震速報(気象庁)」 内容 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長 周期地震動階級3以上が予想される地域に対し発表される情報。	記載の見直し
		第8節 地震発 生時の応急対策 等	第2 地震発生 時の応急対策	収集・伝達	(2) 地震に関する情報の通知基準 奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度 <u>に関する</u> 情報」及び「各地の震度に関する情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(本章第2節及び第3章第7節参照)を発表した場合も県に通知する。 ①県内で震度3以上を観測したとき ②その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき	(2) 地震に関する情報の通知基準 奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(本章第2節及び第3章第7節参照)を発表した場合も県に通知する。 ①県内で震度1以上を観測したとき ②その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき	記載の見直し

ſ					奈良県地域防 <u>京</u>	災計画 地震編	
	——— <del>————</del> 章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
		第8節 地震発 生時の応急対策 等	第2 地震発生 時の応急対策	E 1 地震情報の 収集・伝達	(3)各機関の受理、伝達 気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。 県からは、県防災情報システム等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。 <u>市町村その他</u> 防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。	(3) 各機関の受理、伝達 気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。 県からは、県防災情報システム等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。 防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住 民等へ情報を伝達するよう努める。	記載の適正化
704		第8節 地震発 生時の応急対策 等			(4) 伝達系統図 「気象庁・大阪管区気象台」→「 <u>NHK奈良放送局(大阪放送局)</u> 」	(4) 伝達系統図 「気象庁・大阪管区気象台」→「 <u>日本放送協会</u> 」	記載の適正化
	第5章 広域災	第8節 地震発 生時の応急対策 等		2 早期災害情 報の収集	(2) 実施機関 ① 県・市町村等(消防本部等含む) 県・市町村等(消防本部等含む)は、被害の状況 及びこれに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)を収集する。 その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができな い災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把 握するための情報を収集するよう特に留意する。	(2) 実施機関 ① 県・市町村等(消防本部等含む) 県・市町村等(消防本部等含む)は、被害の状況 及びこれに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)を収集する。 その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講 <mark>ず</mark> ることができな い災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把 握するための情報を収集するよう特に留意する。	R7南海トラフ基本計画修正
		第8節 地震発 生時の応急対策 等	第2 地震発生時の応急対策	報の収集	(3)災害時緊急連絡員による情報収集 県は、あらかじめ職員を選定し、 <u>総括と支援員で構成する</u> 「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で 震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状 況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 <u>なお、連絡員のうち支援員は、県内で震度5弱以上の</u> 地震が発生したときは、あらかじめ定められた担当市町村に自動参集し、活動を開始する。 市町村に 派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅 速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。 <u>その他、必要な事</u> 項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。	(3)災害時緊急連絡員による情報収集 県は、あらかじめ職員を選定し、「災害時緊急連絡員」を編成し、県内で震度5弱以上の地震が発生したときは、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。	災害時緊急連絡員活動マニュアルの見直 しに伴う修正
		生時の応急対策		2 早期災害情 報の収集	(6) 異常現象発見者の通報 ① 発見者の通報義務 災害が発生する <mark>恐れ</mark> がある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村 <u>または</u> 警察官に通報する。	(6) 異常現象発見者の通報 ① 発見者の通報義務 災害が発生する <u>おそれ</u> がある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村 <u>又は</u> 警察官に通報する。	記載の適正化
		第8節 地震発 生時の応急対策 等			(3) 市町村防災担当課から県防災統括室への報告 ② 災害概況即報 市町村防災担当課は、「第23(2)②(7)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。また、「第23(2)②(4)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。	(3) 市町村防災担当課から県防災統括室への報告 ② 災害概況即報 市町村防災担当課は、「第2 3 (2)②(ア)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。また、「第2 3 (2)②(イ)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、あわせて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。	R7国防災基本計画修正 記載の適正化
		第8節 地震発生時の応急対策等			権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。 (ア)被災者の同居の親族の場合 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況 <u>または</u> 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 (イ)被災者の同居でない親族 <u>または</u> 職場等の関係者の場合 被災者の負傷 <u>または</u> 疾病の状況 (ウ)被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合県、市町村が保有している安否情報の有無上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、 <u>また</u> と記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、 <u>また</u> は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。	れの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。 (ア)被災者の同居の親族の場合 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 (イ)被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合 被災者の負傷又は疾病の状況 (ウ)被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合県、市町村が保有している安否情報の有無上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。	記載の適正化
		生時の応急対策		避難状況等の調	③ 被災者に関する情報の利用 県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、 <u>または</u> 回答の適切な実施に備えるために必要な限度 で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用 の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	③ 被災者に関する情報の利用 県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、 <u>又は</u> 回答の適切な実施に備えるために必要な限度 で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用 の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	記載の適正化
		第8節 地震発 生時の応急対策 等		3 被害状況、 避難状況等の調 査・報告計画	(7)被災者の安否情報 <u>(新設)</u>	(7)被災者の安否情報 <u>④ 安否不明者の氏名等の公表</u> <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u>	「災害時における安否不明者等の氏名等 公表の方針」の記載にあわせた修正

					奈良県	具地域防災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
712		第8節 地震発生時の応急対策等			県または警察本部が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結してい 援協定等は次のとおりである。 (1) 県が締結している応援協定等 ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(全国知事会等) ・近畿の危機発生時の相互応援に関する協定(正重県、和歌山県) ・紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定(福井県) ・紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定(福井県) ・近畿2府5県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関す る党書(近畿2府5県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関す る党書(近畿2府5県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関す る党書(近畿2府5県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関す る党書(近畿2府5県等) ・災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書(各市町村長等) ・奈良県火造廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書(各市町村長等) ・奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書(各市町村長等) ・緊害時における医療救護活動に関する協定書(奈良県医師会) ・災害時における医療救護活動に関する協定書(奈良県大部会) ・災害時における医療救護活動に関する協定書(奈良県極利医師会) ・災害時における医療機器活動に関する協定書(奈良県極東品卸協同組合) ・災害時における医療機器等の供給に関する協定書(奈良県製薬協同組合) ・災害時における医療機器等の供給に関する協定書(テ良県型薬協同組合) ・災害時における医療機器等の供給に関する協定書(大阪医療機器協会) ・災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書(日本産業・医療ガス協会近 畿地域本部奈良県支部) ・奈良DMATの派遣に関する協定書(自本産業・医療ガス協会近 畿地域本部奈良県支部) ・奈良DMATの派遣に関する協定書(近畿臨床検査薬印連合会) ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書 (日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社) ・緊急警報放送の放送要請に関する党書(日本放送協会奈良放送局)	八名応 (削除)	記載の見直し
713		生時の応急対策	第4 他機関に 対する応援要請 1		・滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定(滋賀県) ・災害緊急時におけるヘリコブターの運航に関する協定書 (朝日航洋、中日本航空、四国航空) ・災害時における災害教助犬の出動に関する協定(日本レスキュー協会) ・災害時の応援に関する申し合わせ(第五管区海上保安本部) ・災害時の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局) ・災害時等における緊急対応業務に関する協定書 (奈良県建設業協会、奈良県制量設計業協会、同和建設部会、奈良県緑化土木協同組合、奈良県遭難設業協会、奈良県造園業協同組合) ・災害時等における調査の相互協力に関する協定書 (土木学会関西支部) ・災害時における選害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書 (近畿地方整備局等) ・災害時における相互協力に関する協定書(西日本高速道路株式会社関西支社) ・奈良県と奈良交通株式会社との協働連携に関する協定書(奈良交通株式会社) ・災害時における整急輸送等に関する協定書(奈良県タクシー協会) ・土砂災害防止のための活動に関する協定書(奈良県砂防ボランティア協会) ・災害時における奈良県管理橋梁の応急対策業務に関する協定 (日本橋梁建設業協会関西支部) (ブレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部) ・災害時における応急の設住での建設に関する協定書(プレハブ建築協会) ・災害時における応急の課題に関する協定書(プレハブ建築協会) ・災害時におけるについまの建設に関する協定書(グレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部) ・災害時におけるに変設に関する協定書(対した協力に関する協定書(独立行政法人 住宅金融支援機構) ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会等) ・地震災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定 (奈良県建築士会)		記載の見直し

Ī					奈良県地域防	5災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
			第4 他機関に対する応援要請		<ul> <li>・災害時における支援に関する協定(奈良県土地家屋調査土会)</li> <li>・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定(奈良県警備業協会)</li> <li>・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定(奈良県警備業協会)</li> <li>・災害時における応急対策業務に関する協定書</li> <li>(日本下水道管路管理業協会関西支部)</li> <li>・下水道事業災害時に総プロックに関する申し合わせ(近畿2府7県等)</li> <li>・災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定(奈良電業協会)</li> <li>・災害時における機械設備の応急対策業務に関する協定書(奈良県石油商業組合等)</li> <li>・災害時における根報付置の応急対策業務に関する協定書(奈良県石油商業組合等)</li> <li>・災害時における財産の優先供給に関する協定書(奈良県高圧ガス保安協会)</li> <li>・災害時における取援物資の保管等に関する協定書(奈良県倉庫協会)</li> <li>・災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書(奈良県倉庫協会)</li> <li>・災害・おける整急物資供給協力に関する協定書(奈良県倉庫協会)</li> <li>・災害・大規模災害時等における植及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(奈良県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)</li> <li>・大規模災害時等における植及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(奈良県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)</li> <li>・大規模災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定書(全国霊柩自動車協会)</li> <li>・災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書(株)、南都食糧(株)、南都食糧(株)、東都食糧(株)、東都食糧(株)、東都食糧(株)</li> <li>・災害時における段ボール製品の調達に関する協定(西日本段ボール工業組合)</li> <li>・災害時における段ボール製品の調達に関する協定書</li> <li>・選手時における段ボール製品の調達に関する協定書</li> </ul>		記載の見直し
	第5章 広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	生時の応急対策	第4 他機関に 1 対する応援要請		・災害時における宿泊施設の提供に関する協定(奈良県旅館・おか生活衛生同業組合)・災害時における外国人専用福祉避難所の開設に関する協定書(奈良市)・災害時における避難物資等の供給に関する協定書(奈良県ビジターズビューロー)・災害時における選難物資等の協力に関する協定 (揚重工事業協会)・大規模広域災害時におけるアークリフトの提供に関する協定 (関西広域連合等)・地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書(奈良県解体工事業協会)・災害時等における燃料供給等に関する協定書(奈良県石油商業組合)・災害時における動物救護活動の協力に関する協定書(奈良県主設業協会)・地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書(奈良県建設業協会)・地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書(奈良県産業廃棄物協会)・地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書(奈良県一般廃棄物事業協同組合)・災害時における屋外広告物の応急対策等に関する協定書(奈良県広告美術強装業協同組合)・災害時等における水道施設の緊急対応業務に関する協定書(奈良県上設業協会、奈良県管工事業協同組合)・災害時等における水道施設の緊急対応業務に関する協定書(奈良県建設業協会、奈良県管工事業協同組合)		記載の見直し
	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 策計画	生時の応急対策	第4 他機関に 1 対する応援要請		(2) 警察本部が締結している応援協定等 ・災害時における小型無人機による情報収集に関する協定(特定非営利活動法人安全安心スカイヘリサポート隊・竜虎) ・災害救助犬の出動に関する協定(SAR-DOG CWC) ・災害時における物資調達に関する協定(NPO法人コメリ災害対策センター) ・大規模災害発生時等における支援に関する協定(一般社団法人奈良県警友会連合会) ・災害時の石油類燃料の供給等における協定(奈良県石油商業組合) ・災害等における建設機械等のレンタル機材の供給に関する協定(株式会社大紀) ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書(奈良県レッカー事業協同組合) ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書(日本自動車連盟関西本部奈良支部) ・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定(奈良県警備業協会)		記載の見直し
717		生時の応急対策	第4 他機関に 1 対する応援要請		<u>(新設)</u>	県又は警察本部が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援   協定等は別表にとりまとめる。   なお、別表は事務局に一任することとする。	記載の見直し
718	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 策計画	動計画		消防職員等 確保	震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。	震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる <u>おそれ</u> がある。また、消防器具、装備等が破損 <u>又は</u> 搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。	R7国防災基本計画修正 記載の適正化
719	第5章 広域災 害(南海トラフ 巨大地震等)対 策計画	第10節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画			第10節 保健医療活動計画	第10節 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動計画	R5国防災基本計画修正

		New 7		災計画 地震編 	
章    節	第	数字	修正前	修正後	備考
5章 広域災 第10節 (南海トラフ 医療 <mark>猛祉</mark> 活 大地震等)対 画 計画			(福祉 <u>医療</u> 部)	(福祉 <u>保険</u> 部)	組織改編
5章 広域災 第10節 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 大地震等)対 画 十画			災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症 傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療 救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保 健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。	災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症 傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療 救護、健康相談、 <mark>福祉サービスの提供、</mark> こころのケアなど、保健医療 <mark>福祉</mark> 活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の 保健医療 <mark>福祉</mark> ニーズの変化に応じた対応を図る。	R7災害救助法改正
章 広域災 第10節 南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 地震等)対 画			第 1 保健医療活動	第 1 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動	R5国防災基本計画修正
章 広域災 第10節 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 :地震等)対 画 ·画		<b>聚   1                                  </b>	<ul><li>(2)市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。</li><li>(3)市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。</li><li>(4)市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。</li></ul>	(2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部に保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣を要請する。 (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに保健・医療・福祉ニーズを把握する。 (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療福祉活動を行う。	R5国防災基本計画修正
章 広域災 第10節 南海トラフ 医療 <mark>猛祉</mark> 活 地震等) 対 画	保健 第 1 保健医療 動計 <mark>福祉</mark> 活動	至 (全) (全) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	2 県(保健医療調整本部)	2 県 (保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部)	R5国防災基本計画修正
画		至 2 県 (保健医 療 <mark>福祉</mark> 調整本 部)	(1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部(本部長:県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部(本部長:県保健所長)を設置する。なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等)を適宜編成する。 (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。	(1) 県福祉保険部長は災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部(本部長:福祉保険部長)を設置する。また、保健医療福祉調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する。また、保健医療福祉調整地域本部(本部長:県保健所長)を設置する。なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療福祉調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班を適宜編成する。 (3) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療福祉活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(JMAT(日本医師会災害医療チーム)、JDAT(日本災害歯科支援チーム)、災害支援ナース等の県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、JRAT(日本災害リハビリテーション支援協会)、JDAーDAT(日本業養主会災害支援チーム)、DICT(災害時健康危機管理支援チーム)、DMAT(災害派遣福祉チーム)、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療福祉活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療福祉活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療福祉活動の実施及び調整を行う。	R5国防災基本計画修正 R7国防災基本計画修正
章 広域災 第10節 南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 地震等)対 画	動計 <mark>福祉</mark> 活動	療 <mark>福祉</mark> 調整本部)	(4)保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5)保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6)保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。	(4)保健医療福祉調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5)保健医療福祉調整本部は、市町村、保健医療福祉調整地域本部及び中核市保健所等と連携し、災害により失われた保健医療福祉提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6)保健医療福祉調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱」に定める。 (7)保健医療福祉調整本部は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。	R5国防災基本計画修正
章 広域災 第10節 南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 地震等)対 画 画	動計「福祉活動	(保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 <u>地域</u> 本部)	3 県保健所( <mark>地域</mark> 保健医療調整本部)	3 県保健所(保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部)	R5国防災基本計画修正
5章 広域災 (南海トラフ (南海トラフ (本護等) 対 画 計画		(保健医療 <mark>福祉</mark>	<ul> <li>(1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</li> <li>(2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。</li> <li>(3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</li> <li>(4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。</li> </ul>	(1)保健医療福祉調整地域本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。 (2)保健医療福祉調整地域本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。また、保健医療福祉ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。 (3)保健医療福祉調整地域本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療福祉調整本部と連携して管轄地域における保健医療福祉活動を支援及び実施する。 (4)保健医療福祉調整本部は、地域における保健医療福祉活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、保健医療福祉調整地域本部に派遣する。	R5国防災基本計画修正
章 広域災 第10節 南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活 地震等)対 画 画			保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療 福祉活動を実施するために必要な保健医療 <mark>福祉</mark> 活動チームの派遣及び受援の調整を行う。	R5国防災基本計画修正

1			奈良県地域防	5災計画 地震編	
章    節	第	数字	修正前	修正後	備考
5章 広域災 (南海トラフ 大地震等)対 計画		関 1 医療情報の収集・伝達	保健医療調整本部 <u>(医療支援調整班)</u> は、 <u>DMAT調整班及び地域</u> 保健医療調整本部と連携し、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システムや</u> EMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況(医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システムや</u> EMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。	保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、EMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況(医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、EMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。	同システムは閉塞したため削除 R5国防災基本計画修正
5章 広域災 第10節 保 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活動 大地震等)対 画 十画			保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送 <u>または</u> 病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。	保健医療福祉調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送 <u>又は</u> 病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。	R5国防災基本計画修正
5章 広域災 第10節 保 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活動 大地震等)対 画 計画	/ 1.		保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。	保健医療福祉調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療福祉活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。	R5国防災基本計画修正
5章 広域災 第10節 保 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活動 大地震等)対 画 計画		関 4 医療機関へ のライフライン の確保	保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。	保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。	R5国防災基本計画修正
55章 広域災 第10節 保 (南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活動 大地震等)対 画 計画		人 者への支援 人 者	(1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。	(1)情報の収集及び把握保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援保健医療福祉調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。	R5国防災基本計画修正
		人   等使用者への支 人   援 者	(1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。 地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。	度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2)医療支援	R5国防災基本計画修正
	計 医療支援者(	人 継続的医療支援 人 者への支援 者	(1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、本節第3の1~3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者(以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 (2)医療支援保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。地域保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。	について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 (2)医療支援保健医療福祉調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可	R5国防災基本計画修正

章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
'	24.	7,1	<b></b>			V⊞ <sup>2</sup> 7
	医療福祉活動計	第4 小児・周産期領域の患者への支援		保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 (2) 医療支援 保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び	働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。	保健医療計画に基づく修正 R5国防災基本計画修正
	医療福祉活動計	第5 DMAT 及び医療救護班 の活動		(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内としてDMAT調整班を設置する。 (7)DMAT調整班は、 <u>原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、</u> DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。	(1)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部内としてDMAT調整班を設置する。 (7)DMAT調整班は、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。	R5国防災基本計画修正
	医療福祉活動計	第5 DMAT 及び医療救護班 の活動	2 医療救護班の派遣調整	(1)保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部(医療支援調整班)は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。	(1)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部内に班を編制する。保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。	R5国防災基本計画修正
	医療福祉活動計	第5 DMAT 及び医療救護班 の活動		3 県医療救護班 <mark>等</mark> の活動場所及び活動内容	3 県医療救護班の活動場所及び活動内容	記載の適正化
(南海トラフ 大地震等) 対 計画	医療 <mark>福祉</mark> 活動計画		3 県医療救護 班の活動場所及 び活動内容	保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。 (1)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 ① 負傷者の重症度判定(トリアージ)② 負傷者に対する応急処置 ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援 ④ 死亡の確認 ⑤ 遺体の検案等の協力(状況に応じて) (2)保健医療調整本部 (医療支援調整班)は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 ① 軽症患者に対する医療提供 ② 被災地の巡回診療 ③ DPAT、保健師チーム等との連携 ④ その他、必要に応じた医療提供	保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため班を編制する。 (1)保健医療福祉調整本部は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 ① 負傷者の重症度判定(トリアージ)② 負傷者に対する応急処置 ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援 ④ 死亡の確認 ⑤ 遺体の検案等の協力(状況に応じて) (2)保健医療福祉調整本部は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 ① 軽症患者に対する医療提供 ② 被災地の巡回診療 ③ DPAT、保健師チーム等との連携 ④ その他、必要に応じた医療提供	R5国防災基本計画修正
	医療福祉活動計	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備	第6 保健医療 <mark>福祉</mark> 活動にかかる受援体制の整備	R5国防災基本計画修正
5章 広域災	医療福祉活動計	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり <u>、下記に示す</u> 派遣 調整を行い、受援体制の整備を図る。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、県外から保健医療 <mark>福祉</mark> 活動チームの支援を受け入れるにあたり派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。 DMAT等については下記に示す整備を図る。	R5国防災基本計画修正
章 広域災	医療福祉活動計	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備	1 DMAT	(1)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本 部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を 指定する。	(1)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。	R5国防災基本計画修正
5章 広域災	医療福祉活動計	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		2 医療救護班 <mark>等</mark>	2 医療救護班	記載の適正化
5章 広域災	医療福祉活動計	第6 保健医療 福祉活動にかか る受援体制の整 備		(1)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。 (2)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。 (4)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。	(1)保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。 (2)保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。 (4)保健医療福祉調整本部は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。	R5国防災基本計画修正

ſ						災計画 地震編	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
-		医療福祉活動計	第6 保健医療 3 福祉活動にかか る受援体制の整 備	DHEAT	(1)保健医療調整本部 <u>(統括班)</u> は、 <mark>地域</mark> 保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部 <u>(統括班)</u> は、DHEATを <u>地域</u> 保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。	(1)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 <mark>地域</mark> 本部及び市町村の避難所運営における 健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEAT の派遣要請を行う。 (2)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、DHEATを保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部に重点的に派遣し、 保健医療 <u>福祉</u> 活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危 機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。	R5国防災基本計画修正
1		医療福祉活動計	第6 保健医療 4 <u>福祉</u> 活動にかか る受援体制の整 備	保健師	(1)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部 (保健支援調整班) は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。 なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。	(1)保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。	保健医療計画に基づく修正 R5国防災基本計画修正
10		医療福祉活動計	第6 保健医療 5 <u>福祉</u> 活動にかか る受援体制の整 備	DPAT	<ul> <li>(1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健 支援班内に県DPAT調整本部を設置する。</li> <li>(3)他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</li> </ul>	<ul> <li>(1)保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。</li> <li>(3)他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</li> </ul>	R5国防災基本計画修正
1		医療福祉活動計	第7 後方医療 1 体制の整備及び 制 傷病者の搬送	後方医療体  の整備	災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。 保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。	災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。保健医療福祉調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。	R5国防災基本計画修正
		医療福祉活動計	第7 後方医療 2 体制の整備及び 傷病者の搬送		保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1)保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2)保健医療調整本部 (医療支援調整班) は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3)保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。また、保健医療調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアユニット)を広域防災活動拠点等に設置する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。	保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1)保健医療福祉活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2)保健医療福祉調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3)保健医療福祉調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。また、保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアユニット)を広域防災活動拠点等に設置する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療福祉調整本部も医療関係団体等と調整を行う。	R5国防災基本計画修正
<u>:</u>		医療福祉活動計	第7 後方医療 2 体制の整備及び 傷病者の搬送		<ul> <li>(4)保健医療調整本部は、地震等による施設・設備への被害により業務継続が困難となった 医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要 請し、搬送の円滑な実施に努める。</li> <li>(5)重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターへリ、関西広域連合(大阪大 学医学部附属病院)又は和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターへ リに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(D MAT調整班)を通じて行う。</li> <li>(6)広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災へリコプターによる緊急運行を要 請する。消防防災へリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送 を要請する。</li> <li>(7)保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のも と搬送が行われるよう調整する。</li> </ul>	(4)保健医療福祉調整本部は、地震等による施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。 (5)重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)又は和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。 (7)保健医療福祉調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。	R5国防災基本計画修正
1		医療福祉活動計	第8 災害時における医薬品等の供給体制		保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に <mark>薬務</mark> 班を編制する。 <u>薬務班は、</u> 保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。 <u>薬務班は、</u> 下記1~3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部内に班を編制する。 <u>災害薬事コーディネーターの助言を参考にし、</u> 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部が把握した保健医療 <u>福祉</u> ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。下記1~3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。	R5国防災基本計画修正
54		医療福祉活動計	第8 災害時に 1 おける医薬品等 要 の供給体制 ロ		(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 奈良県保健医療調整本部 (2) 血液製剤 奈良県保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u>	(1)医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 奈良県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部 (2)血液製剤 奈良県保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部	R5国防災基本計画修正

Γ					奈良県地域防	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
<u> </u>		第10節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画		2 災害時における関係者の役割分担	① 市町村 市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生 じた場合には、県に支援を要請する。 なお、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等につ いては、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用 以外の消毒薬等については、本章第15節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救 援物資班に要請する。 ② 県	① 市町村 市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。 なお、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第15節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。 ② 県	
755					(ア) 保健医療調整本部 (薬務班) は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。(イ) 保健医療調整本部 (薬務班) は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会(以下「医薬品卸組合等」という。)に供給等の協力を要請する。(ウ) 保健医療調整本部 (薬務班) は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。	(ア) 保健医療福祉調整本部は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療福祉調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。(イ) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会(以下「医薬品卸組合等」という。)に供給等の協力を要請する。(ウ) 保健医療福祉調整本部は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。	R5国防災基本計画修正
-		医療福祉活動計		2 災害時にお ける関係者の役 割分担	園危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づさ近隣府県に支援を要請する。  ③ 関係団体  医薬品卸組合等は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> から「災害時における医薬品等の供給に 関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医	第生時の相互応援に関する基本協定」等に基づさ近隣府県に支援を要請する。  ③ 関係団体     医薬品卸組合等は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医療機器	
756	<b>衆計画</b>				療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 <u>または</u> 「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請 があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。 ④ 奈良県薬剤師会 (イ)奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> から「災害時における医療救護活動に 関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療 救護活動を要請する。	等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 <u>又は</u> 「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があっ たときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。 ④ 奈良県薬剤師会 (イ)奈良県薬剤師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部から「災害時における医療救護活動に関する 協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。	R5国防災基本計画修正
	- 第5章 広域災 害(南海トラフ	第10節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計	第9 保健師等による健康管理	1 被災状況等 の情報収集・分	<ul><li>⑤ 県保健所 地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応 じ調整を図る。</li><li>市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。</li></ul>	⑤ 県保健所 保健医療福祉調整地域本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要 に応じ調整を図る。 市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連す る情報を迅速に収集・分析する。	
757	三大地震等) 対 策計画	画	に関する活動	析・関係者との 情報共有	地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整 班を編成する。保健医療調整本部 <u>(保健支援調整班)</u> は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。	活動状況等の情報収集を行う。	R5国防災基本計画修正
: 	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 策計画	医療福祉活動計	第9 保健師等による健康管理に関する活動	の要請に基づく	<ul> <li>(1)市町村は、必要に応じて保健医療調整本部 (保健支援調整班)へ保健師等の派遣要請を行う。</li> <li>(2)保健医療調整本部 (保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。</li> <li>(3)保健医療調整本部 (保健支援調整班)は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。</li> <li>(4)保健医療調整本部 (保健支援調整班)は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。</li> <li>(5)保健医療調整本部 (保健支援調整班)は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</li> </ul>	(1)市町村は、必要に応じて保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。 (2)保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整地域本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3)保健医療福祉調整本部は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。 (4)保健医療福祉調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。 (5)保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。	保健医療計画に基づく修正 R5国防災基本計画修正
<u> </u>		医療福祉活動計		3 避難所での保健活動	(1) ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。 (2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	(1)     ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された保健医療福祉調整地域本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2)保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。 (3)県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。	R5国防災基本計画修正
1		医療福祉活動計		4 在宅被災者 等への支援体制 の整備	(1)     ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。 (2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	(1) ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部に報告する。 (2)保健医療 <u>福祉</u> 調整本部より派遣された、保健師等支援チームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	R5国防災基本計画修正

					地震編	
	章	節	第    数字	修正前	修正後	備考
761		医療福祉活動計	第9 保健師等 5 市町村への による健康管理 に関する活動	災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。	保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、 度災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務 等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整 <u>地域</u> 本部と連携して、市町村が把握した要 記慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災 也以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。	R5国防災基本計画修正
762		医療福祉活動計	第9 保健師等 6 関係機関と による健康管理 の連携、地域づ に関する活動 くり		建医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社 原としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。	R5国防災基本計画修正
763	第5章 広域災	医療福祉活動計	第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動		建医療 <mark>福祉</mark> 調整本部、精神保健福祉センター、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 <mark>地域</mark> 本部、市町村等は精神障害 バメンタルヘルス対策として次の活動を行う。	R5国防災基本計画修正
764		医療福祉活動計	第10 精神障 1 安否確認等 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動		建医療 <mark>福祉</mark> 調整 <mark>地域</mark> 本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障 D安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。	R5国防災基本計画修正
765		医療福祉活動計	第10 精神障 2 精神科病院		建医療調 <mark>福祉</mark> 整本部は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整 すう。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。	R5国防災基本計画修正
766		医療福祉活動計	第10精神障害者及びメンタルへルスに関する活動3DPAT (災害派遣精神医療チーム)の派遣	<u>支援班</u> 内に県DPAT調整本部を設置する。 内(5) 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握 (5) し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を 等を	保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部 内に県DPAT調整本部を設置する。 保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 <mark>地域</mark> 本部は、避難所の状況や他の保健医療 <mark>福祉</mark> 活動チームの活動状況 等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーター り役割を果たす。	R5国防災基本計画修正
767		医療福祉活動計	第10 精神障 害者及びメンタ ルヘルスに関す る活動	特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>子ども</u> 等サポートの必要性が高いと考えられる	建師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。 青神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>こども</u> 等サポートの必要性が高いと考えられる こ配慮して活動を行う。	R7国防災基本計画修正
768		医療福祉活動計	第10 精神障 6 情報収集・ 害者及びメンタ 発信 ルヘルスに関す る活動		建医療 <mark>福祉</mark> 調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健医療 <mark>福祉</mark> 調整 本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。	R5国防災基本計画修正
769		医療福祉活動計	第11 医療関 2 日本赤十字 係機関・団体へ の協力要請 社奈良県支部	医療救護活動を行う。 よる医療 また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネート また、	本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請に基づき、医療救護班に 医療救護活動を行う。 こ、必要に応じて、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネー ロムを派遣する。	R5国防災基本計画修正
770		医療福祉活動計	第11 医療関 3 県医師会 係機関・団体へ の協力要請		医師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基 被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班(JMAT)を編成し、医療救護活動を行	R5国防災基本計画修正
771		医療福祉活動計	第11 医療関 4 県病院協会 係機関・団体へ の協力要請	者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。 また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」 また、	建医療福祉調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される 皆及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。 と、県病院協会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協 こ基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。	R5国防災基本計画修正
772		医療福祉活動計	第11 医療関 5 県精神科病 係機関・団体へ の協力要請	に対して協力要請を行う。 県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPAT を編成し、災害精神医療活動を行う。 協会に対 場場で 場場で ることでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	建医療 <mark>福祉</mark> 調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院 こ対して協力要請を行う。 青神科病院協会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDP を編成し、災害精神医療活動を行う。	R5国防災基本計画修正
773		第10節 保健 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 画	第11 医療関 6 県歯科医師 係機関・団体へ 会 の協力要請		樹科医師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」 づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。	R5国防災基本計画修正
774	第5章 広域災		第11 医療関 7 県薬剤師会 係機関・団体へ の協力要請	き、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管基づき、	該剤師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に き、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品 里等の活動を行う。	R5国防災基本計画修正
775	第5章 広域災	医療福祉活動計	第11 医療関 係機関・団体へ の協力要請 8 県 <u>災害支援</u> ナース派遣協定 締結施設	8 <u>県看護協会</u> 8 県 <u>ジ</u>	₹ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>	R5国防災基本計画修正
776	第5章 広域災	医療福祉活動計	第11 医療関係機関・団体への協力要請       8 県 <u>災害支援</u> か協力要請       ナース派遣協定         締結施設	き、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。 ナースの	<u>客支援ナース派遣協定締結施設</u> は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「 <u>奈良県における災害支援</u> ス <u>の派遣に関する協定</u> 」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派 保健医療活動を行う。	R5国防災基本計画修正
777		医療福祉活動計	第11 医療関 9 県柔道整復 係機関・団体へ の協力要請		R道整復師会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協 C基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。	R5国防災基本計画修正

I				奈良県地域防御	災計画 地震編	
	章    節	第	数字	修正前	修正後	備考
	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 画 策計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	組合等	県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部 <u>(薬務班)</u> の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。	県医薬品卸協同組合は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療 <mark>福祉</mark> 活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療 <u>福祉</u> 活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療 <mark>福祉</mark> 調整本部の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給等を行う。	R5国防災基本計画修正
779	第5章 広域災 第10節 保健 害(南海トラフ 医療 <mark>福祉</mark> 活動計 三大地震等)対 画 策計画	第11 医療関 係機関・団体へ の協力要請	11 県栄養士 会	<u>(新設)</u>	県栄養士会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における栄養・食生活支援活動に関する 協定」に基づき、災害時栄養支援チームを編成し、避難所等における栄養・食生活支援活動を行う。	奈良県栄養士会との協定締結による修正
780	第5章 広域災 第11節 緊急 害(南海トラフ 輸送計画 三大地震等)対 策計画	第2 輸送力の 確保	1 防災関係機 関の措置	1 <u>市町村及び</u> 防災関係機関の措置	1 防災関係機関の措置	記載の適正化
781	第5章 広域災 第12節 防 害(南海トラフ 疫、保健衛生計 三大地震等)対 画 策計画			(福祉 <u>医療</u> 部 <u>、文化・教育・くらし創造部</u> )	( <u>知事公室、</u> 福祉 <u>保険</u> 部)	組織改編
	第5章 広域災 第12節 防 害(南海トラフ 疫、保健衛生計 三大地震等)対 画 策計画	第1 防疫体制		し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。	(1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、保健所を通して県に要請し、応援を得て実施する。	文言修正
	第5章 広域災 第12節 防害(南海トラフ 疫、保健衛生計三大地震等)対 画 策計画	第1 防疫体制	指示命令	県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県 <u>(福祉医療部医療政策局疾病対策課)</u> 又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。	県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。	記載の適正化
784	第5章 広域災 第12節 防 害(南海トラフ 疫、保健衛生計 三大地震等)対 画 策計画	第4 ペットの 災害対策	ı	※ 法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:ワニ、クマ等)県は、特定動物の管理 状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講 <u>じ</u> る。	状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講 <mark>ず</mark> る。	R7南海トラフ基本計画修正
785	第5章 広域災 第12節 防 害(南海トラフ 疫、保健衛生計 三大地震等)対 画 策計画	第5 生活衛生 対策		県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講 <mark>じ</mark> る。	県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講 <mark>ず</mark> る。	R7南海トラフ基本計画修正
Î	第5章 広域災 第12節 防 害(南海トラフ 疫、保健衛生計 三大地震等)対 画 策計画	による健康管理	4 在宅被災者 等への支援体制 の整備	(2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等 <u>必要な職種からなる</u> チームは、在宅被災者 の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行 う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適 切な機関につなげる。	(2)保健医療調整本部より派遣された、保健師等支援チームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	保健医療計画に基づく修正
	第5章 広域災 害(南海トラフ 三大地震等)対 整備 策計画			市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会 <u>または</u> 全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策職員派遣制度や災害マネジメント(総括)支援員制度等の国の制度を活用し、支援 <u>または</u> 受援に努める。	市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会 <u>又は</u> 全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策職員派遣制度や災害マネジメント(総括)支援員制度等の国の制度を活用し、支援 <u>又は</u> 受援に努める。	記載の適正化
788	第5章 広域災 害(南海トラフ ラ大地震等)対 整備 策計画	第4 大規模 <mark>な</mark> 広域防災拠点の 整備		第4 大規模広域防災拠点の整備	第4 大規模 <mark>な</mark> 広域防災拠点の整備	南海トラフ地震における具体的な応急対 策活動に関する計画の修正による記載方 法の変更
789	第5章 広域災 第13節 支 害(南海トラフ 援・受援体制の 三大地震等)対 整備 策計画	第4 大規模 <mark>な</mark> 広域防災拠点の 整備		南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体 の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規 模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(令和3年6月)」に基づき、 進めている。	紀伊半島には大規模な広域防災拠点はないことを踏まえて、五條県有地に当該エリアを広くカバー する大規模な広域防災拠点の整備を段階的に進めている。	南海トラフ地震における具体的な応急対 策活動に関する計画の修正による記載方 法の変更

					災計画 地震編 	,
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
章 広域災 (南海トラフ :地震等) 対 <sup>·</sup> 画				最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする	最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする	
				る。 また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、 <mark>備蓄</mark> 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	る。 また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、 <mark>物資</mark> 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	R7国防災基本計画修正
章 広域災	第15節物資			(防災統括室、福祉 <mark>医療</mark> 部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)	(防災統括室、福祉 <mark>保険</mark> 部、産業部、食農部)	
(南海トラフ 大地震等)対 十画	等の確保			、ハックンハのはロ ユ・ハ 「田  中 <u>一〇八、</u> HPハ 「土 小 <u>一一円八口」 「臣 / 旧 MN 六、</u> HP、 以 <u>C </u> / 区 <u>V / M                                 </u>	/ / / / / / / IIII III III III III III	組織改編
5章 広域災 (南海トラフ	第15節 物資			最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被	最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被	
大地震等)対				災地に物資が届くように復旧するとは限らない。	災地に物資が届くように復旧するとは限らない。	
計画				様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。	貝寺の唯体に劣めるものとする。	記載の適正化
					また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	
(歯海トラフ	第15節 物資 等の確保	第1 県、市町 村、住民の役割	1 住民の役割	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても <u>併せて</u> 準備する よう努める。	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても <u>あわせて</u> 準備するよう努める。	NG
大地震等)対 計画		分担				R7国防災基本計画修正
5章 広域災					また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行き	
(南海トラフ 大地震等) 対		村、住民の役割 分担		き、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備	わたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づ  き、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備	
計画				蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、 <b>平常時</b> から最低3日	蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、 <u>平時</u> から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストッ	
				▷法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できる	ク法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できる	R7国防災基本計画修正
				ように努める。	ように努める。	
	第15節物資		2 市町村の役	市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を	市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を	
(南海トラフ 大地震等)対		村、住民の役割 分担	割	策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。 特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用でき	策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。 特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用でき	
計画		)4 1 <del></del>		るよう整備に努める。	るよう整備に努める。 <u>また、物資の備蓄については、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得な</u>	R7南海トラフ基本計画修正
					がら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物 (ペット) の飼養等の ニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。	
5章 広域災 (南海トラフ	第15節 物資		3 県の役割	県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び声取材の囲碁を受けて必要となる物資の広域的かつ一声的な調達及び供給を行うための環境及	県は、被災住民に供給する生活必需品や感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要とな物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める	
大地震等)対		村、住民の役割 分担		び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、	を受けて必要とな物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める とともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資	
計画				被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハ ウを活用する。	を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、</u> 物資の備蓄については、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの	R7南海トラフ基本計画修正
					違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物(ペット)の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目 を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。	M 田14 ドノノ 本半司 四修止
					<u>で歴化し、必安/サノー刀は物質を開留する。</u>	
		第3 <u>平時</u> の報		第 2 <u>平常時</u> の物資調達	第2 <u>平時</u> の物資調達	
(南海トラフ 大地震等)対	等の確保	告				R7国防災基本計画修正
計画		₩ 0 <del>1111</del> ~ ±1			□ T 7 P ナ	
55草 広域災 三(南海トラフ [大地震等)対	第15節 物資 等の確保	弗3 <u>半時</u> の報   告		県及び市町村は、 <mark>平常時</mark> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	県及び市町村は、 <mark>平時</mark> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	P7国防巛其大卦面終五
大地震等) 対計画						R7国防災基本計画修正
5章 広域災	第15節 物資	第3 <u>平時</u> の報	1 市町村の物	(1)調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目につい ては、悪配度者、女性、ストにも配度する。	(1)調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、再型度者、女性、これ型度する。	
(南海トラフ 大地震等)対		百	資調達	ては、要配慮者、女性、 <u>子ども</u> にも配慮する。 (3)国の <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登	ては、要配慮者、女性、 $こどもにも配慮する。(3) 国の新物資システム (B-PLo)を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に$	R7国防災基本計画修正
計画				録に努め、国、県との情報共有を図る。	努め、国、県との情報共有を図る。	14   四四次至平日四形正
5 幸 片柱《	第 1 E 年 # 次	第9 亚吐の却		第2 平登時の報告	第9 平時の報告	
(南海トラフ	等の確保	第3 <u>平時</u> の報 告		第3 <u>平常時</u> の報告	第3 <mark>平時</mark> の報告	R7国防災基本計画修正
大地震等)対 計画						11日的火坐平日四杉上
FI	第15節 物資	第3 <u>平時</u> の報		災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 平常時から調達物資の具具・教景・集積場所・民間との災害時点採協定の締結状況及び担当部署を関	災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 平時から調達物資の具具・物景・集積場所・民間との災害時点援放室の締結状況及び担当部署を見た	
大地震等)対	守り惟休			<u>平常時</u> から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県 に報告する。	平時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。	R7国防災基本計画修正
·画						

## 別紙

					奈良県地域以	5災計画 地震編			
章	節	第	数字		修正前			多正後	備考
第3章 災害応急 対策計画	第 6 節 活動体制計画	第 第 4	数字 <u>3</u> 事務 分掌	部 (部長副部長担当職) (班長担当 (班長担当 本 部 事 務 局 調整理 (※1) 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちびり推進課長) 通信到 情報収算	修正前 (*** 京	部 (部長副部長担当職) 本部事務局 危機管理監 (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長)		新	間である。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
				なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関 ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局 ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局 成する。	(各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関すること(1に同じ) 1. 国からの視察対応に関すること 2. 他機関からの視察対応に関すること 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関すること 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関すること 4. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関すること 5. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること 1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災へリコプターの活動に関すること 4. 関係機関の出動へリコプター等における活動調整に関すること 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること 5. 高圧ガス貯成施設及び火薬類貯蔵を設置すること 6. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること (気象 台等)にも参加を依頼する。 横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。 6. (気象 台等)にも参加を依頼する。 横断的に設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構 横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	なお、必要に応じて、5及び ※2 視察対応班は、災害対 ※3 応援・受援班は、災害 成する。	6の業務には外部機関(気象台等) 対策本部体制時に部局横断的に設置 対策本部体制時に部局横断型で設 対策本部体制時に部局横断型で設置	2. その他各種資料の編集に関すること(1に同じ) 1. 国からの視察対応に関すること 2. 他機関からの視察対応に関すること 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関すること 1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関すること 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること 1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災へリコプターの活動に関すること 4. 関係機関の出動へリコプター等における活動調整に関すること 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること 1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること 3. 活成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。こも参加を依頼する。 される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。 置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構 される班であり、総務部、福祉保険部、産業部、食農部の救援物資又は輸	制度廃止組織改編

						奈良県地域防災	災計画 地震編			
章	節	第	数字			<b>多正前</b>			正後	備考
第3章	第6節	第4 奈	3 事務	部	ĐIF	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
災害応急	活動体制	良県災害	分掌	(部長副部長担当職) 知事公室	(班長担当職) 秘書班	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること	知事公室	秘書班	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること	
対策計画	計画	対策本部		M	(秘書課長)		部 長	(秘書課長) 広報記録班	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関	
				部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関すること 2. 新聞 ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広	(知事公室長) (南部東部振興監)	(広報広聴課長)	すること 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行うこと	
				副部長	総合相談班	報活動を行うこと 1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関すること	副 部 長 (知事公室次長)	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関すること	
				(知事公室次長)	(広報広聴課長) 総合調整班	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関すること		総合調整班 〇 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関すること	
					(政策推進課長)	2. 国や他府県等からの受援に関すること		( <u>万博推進室長</u> )	2. 国や他府県等からの受援に関すること 3. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告	組織改編
					<u>統計班</u> <u>(統計分析課長)</u>	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関すること			に関すること 4. 本部事務局各班の業務に関すること	邓山和以以州
					国際協力班	2. 本部事務局各班の業務に関すること         1. 海外からの支援受入に関すること		施設プロジェクト統括班 (施設プロジェクト統括室長)	1. 施設プロジェクトの進捗に対する状況把握に関すること	
					(国際課長)	2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関すること     3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関すること     4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関すること		国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関すること 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関すること	同上
					市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること			3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関すること 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関すること	
					(印画刊振英誌文)	2. 市町村の火音ルぶ後に貝玉の料底に関すること 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に 関すること		市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること	
						4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること		(1-11)	3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に 関すること	
					協力班	5. 国や他府県等からの受援に関すること 1. 総務部総務班への協力に関すること			4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること 5. 国や他府県等からの受援に関すること	
					(南部東部振興課長) 協力班	2. 本部事務局への応援に関すること		協力班	1. 総務部総務班への協力に関すること	
					(奥大和 <u>移住・交流</u> 推進室長) うだ・アニマルパーク	2. 本部事務局への応援に関すること 1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確		( <u>美しい</u> 南部東部振興課長) うだ・アニマルパーク	2. 本部事務局への応援に関すること 1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確	同上
					振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	認に関すること 2 バーク内動物の保護に関すること		振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	認に関すること 2 パーク内動物の保護に関すること 3.ペットの災害対策に関すること	I+1)
								協力班 (奥大和 <u>地域活力</u> 推進課長)	1. 総務部総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること	
				総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長) 議会連絡班 (法務文書課長) 協力班 (行政・人材マネジメント課長) 人事給与班 (人事課長) 職員厚生班 (総務厚生センター所長) 財政班 (財政課長) 税務班 (税務課長) 管財班 (免務班 (税務課長) で管財課長) (ファシリティマネジメント室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 視察者への対応に関すること 4. その他部内の他の班に属しないこと 1. 災害に関する議会との連絡に関すること 1. 総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関すること 2. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関すること 2. 災害対策本部職員の給与に関すること 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関すること 4. 国や他府県等からの受援に関すること 1. 災害対策本部職員の健康管理に関すること 2. 総務班への協力に関すること 1. 災害対策本部職員の健康管理に関すること 1. 災害対策本部職員の健康管理に関すること 1. 災害対策本部職員の健康管理に関すること 2. 総務班への協力に関すること 1. 災害に関する予算及び資金に関すること 1. 災害に関する予算及び資金に関すること 1. 産災による県税の滅免に関すること 1. 企有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関すること 2. 太市事務局への応援に関すること 1. 全間、企業を関すること 1. 自衛隊員の待機場所に関すること 4. 自衛隊員の待機場所に関すること 5. 国や他府県等からの受援に関すること 1. 情報システム等の被害状況の把握に関すること 2. 情報システム等の被害状況の把握に関すること 2. 情報システムの維持・運用に関すること	総務・部長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務部総務班 (総務課長) 議会連絡班 (法務文書課長) 協力班 (行政・人材マネジメント課長) 人事給与班 (人事課長) 職員相談支援課長) 職員厚生班 (総務厚生センター所長) 財政班 (財政課長) 税務班 (税務課長) 管財班 (管財課長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 視察者の対応に関すること 4. その他部内の他の班に属しないこと 1. 災害に関する議会との連絡に関すること 1. 災害に関する議会との連絡に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 視察者への対応に関すること 2. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関すること 2. 災害対策本部職員の総与に関すること 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関すること 4. 国や他府県等からの受援に関すること 4. 国や他府県等からの受援に関すること 1. 人事給与班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 2. 炎害対策本部職員の健康管理に関すること 2. 総務班への協力に関すること 3. 集ま対策本部職員の健康管理に関すること 1. 災害に関する予算及び資金に関すること 1. 災害に関する予算及び資金に関すること 1. 災害に関する予算及び資金に関すること 2. 炎害相事務局への応援に関すること 1. 不部事務局への応援に関すること 2. 炎害用自動車の管理に関すること 2. 炎害用自動車の管理に関すること 3. 庁内の電気、電話回線網に関すること 4. 自衛隊員の待機場所に関すること 5. 国や他府県等からの受援に関すること(執務室の確保)	同上
					〇 (デジタル管理室長)	3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関すること 4. 国や他府県等からの受援に関すること		情報システム班	は一世に対示すがつの支援に関することに執行主の権味が     は「情報システム等の被害状況の把握に関すること     情報システムの維持・運用に関すること	
				×1	┃	5. 執務環境の確保に関すること		(デジタル戦略課長)	3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関すること	
				※1 一つの班の事務につし 	、C 複数の課室が担当する場合、○か	べついている課室長が班を総括するものとする。		〇 (デジタル管理室長)	4. 国や他府県等からの受援に関すること 5. 執務環境の確保に関すること	
							※1 一つの班の事務につい	て複数の課室が担当する場合、〇か	べついている課室長が班を総括するものとする。	

						奈良県地域防	災計画 地震編			
章	節	第	数字		值	<b>至正前</b>			· 多正後	備考
第3章 災害応急	第6節活動体制	第 4 奈 良県災害	3 分掌	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
対策計画	計画	対策本部		文化・教育・〈らし創造部 部 長	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	<u>地域</u> 創造部 部 長	<u>地域</u> 創造総務班 ( <u>総務課</u> 長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	組織改編
				(文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想推進室長) 協力班 (文化振興課長)	文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること     本部事務局への応援に関すること     文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること     本部事務局への応援に関すること	( <u>地域</u> 創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想 <u>・</u> <u>スタートアップ</u> 推進課長)	1. <u>地域</u> 創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること	同上
				副部長	文化財班	3. 文化会館、橿原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 1. 文化財の応急復旧に関すること	副 部 長 ( <mark>地域</mark> 創造部次長)	協力班 (文化振興課長)	1. <u>地域</u> 創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村、 <u>万葉文化館、図書情報館</u> (来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関	同上
				( <u>文化·教育·〈らし</u> 創造部次長)	(文化財 <u>保在</u> 課長) 協力班 (文化資源活用課長)	文化財の被害の状況調査に関すること     文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること     本部事務局への応援に関すること     福原者古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること		文化財班 (文化財課長) <u>(世界遺産室長)</u>	すること 1. 文化財の応急復旧に関すること 2. 文化財の被害の状況調査に関すること 3. 地域創造総務班への協力に関すること 4. 本部事務局への応援に関すること	同上
					教育振興班 (教育振興課長) <u>青少年·社会活動推進</u> 班	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認		<u>県民〈らし</u> 班 ( <u>県民〈らし</u> 課長)	5. 橿原考古学研究所、同附属博物館、民俗博物館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 1. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関すること 2. 災害ボランティアの活動支援に関すること 3. 災害ボランティア本部に関すること 4. 本部事務局への応援に関すること	同上
					( <u>青少年·社会活動推進</u> 課長)	上関すること   2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関すること   3. ボランティアの活動支援に関すること   4. 災害ボランティア本部に関すること   5. 本部事務局への応援に関すること   5. 本部事務局を   5. 本部事務局を		協力班(人権施策課長)	5. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 1. 地域創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 県民くらし、班への協力に関すること	同上
					協力班 (人権施策課長) 協力班	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. <u>消費・生活安全</u> 班への協力に関すること 1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する		協力班 (スポーツ振興課長) (国民スポーツ大会・全国 <u>障害者スポーツ大会準備室長)</u> 女性支援班	1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. <u>地域</u> 創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 1. 児童福祉施設及び女性相談支援センター(入所者・通所者・建物・設	同上
					(スポーツ振興課長)	こと		O ( <u>こども・女性</u> 課長) (こども家庭課長)	備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 3. 女性のための支援や相談に関すること	同上
					( <u>消費·生活安全課長)</u> 女性支援班	2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. ペットの災害対策に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関すること 1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関		子ども支援班 O ( <u>こども保育課長</u> ) (こども家庭課長)	4. 地域創造総務班への協力に関すること 1. 児童福祉施設 <u>及びことも家庭相談センター</u> (入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 4. 要保護児童の保護、支援等に関すること	同上
					〇 <u>(こども・女性局長)</u> ( <u>女性活躍推進</u> 課長)	すること 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 3. 女性のための支援や相談に関すること 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること		教育振興班	5. 地域創造総務班への協力に関すること 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関すること ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携 1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること	
					子ども支援班 〇 <u>(こども・女性局長)</u> ( <u>奈良っ子はぐくみ課長</u> ) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること		(教育振興課長)	2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認 に関すること	同上
						4. 要保護児童の保護、支援等に関すること 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関すること ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携	※1 一つの班の事務について	て複数の課室が担当する場合、〇か	がついている課室長が班を総括するものとする。	
				※1 一つの班の事務について	て複数の課室が担当する場合、〇が	ついている課室長が班を総括するものとする。				

京の中
東京
対象が回 計画 対象水体
会

							災計画 地震編		
章	節	第	数字		但	多正前		修正後	備考
章 章 念 海 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 8 8 8 8 8	第 6 動 画	第 4 以 本 第 6 以 本	<u>3</u> 字 <u>3</u> 字 <u>8</u> 字	部(部長副部長担当職)  「保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長)  副 本 部 長 (医療政策局次長)  ※1 一つの班の事務につい		所 掌 事 務  【総急性期~急性期のみ設置】 1. DMATの定動制整に関すること 2. 広域機関の管災状況・経動状況の調査・確認に関すること 3. 医機機関への動か、人的支援に関すること 3. 近後機関への動か、人的支援に関すること 4. 透析事業(活動能との支援会な、)及び開産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援規程に関すること 5. 後方氏原体性側の確認、受験・支援機能に関すること 7. 県内医療理像体制の健康・整備、人間で関すること 1. 精神料理院の対象が、人の支援に関すること 2. 精神料理院間の連絡調整に関すること 2. 精神料理院間の連絡調整に関すること 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関すること 6. T 在宅の指定関係とび小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の受援調整に関すること 7. 保健衛生・防疫活動の急を関連を出まること 9. 保健師等支援デームの活動・受援調整に関すること 9. 保健師等支援デームの活動・受援調整に関すること 1. 保健衛生・防疫活動の急を関すること 9. 保健師等支援デーロの活動・受援調整に関すること 4. 母子・保健支援に関すること 4. 母子・保健療を施設に関すること 7. E 医薬温、医療管理材 及びため 1. E 薬薬品、保護療者 1. E 薬薬品、医療管理材 及びため 1. E 薬薬品、医療管理材 なんと 2. 表物・劇物保管施設に関すること 3. 表別が保管施設に関すること	部(部長副部長担当職) ※1 一つの班の事務について複数の課室が担	修正後  原	保福の は に関す 保福の整化 に関す に関す に関す に関す に関す に関す に関す に関す

						奈良県地域防災	災計	·画 地震編			
章	節	第	数字		值	多正前			修	正後	備考
第3章 災害応急	第6節活動体制	第 4 奈 良県災害	<u>3</u> 事務 分掌	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務		部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
対策計画	計画	対策本部	カ <del>チ</del>	<u>水循環·森林·景観</u> 環境部	<u>水循環・森林・景観</u> 環境総務班	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関すること		環境 <u>森林</u> 部	環境 <u>森林</u> 総務班 ( <u>総務課</u> 長)	1. 環境 <u>森林</u> 部関係被害のとりまとめに関すること	組織改編
				部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部次長)	( <u>企画管理室</u> 長) エネルギー班 ( <mark>環境政策</mark> 課長)	お内外の連絡調整に関すること     本部事務局への応援に関すること     4. その他部内の他の班に属さないこと     1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関すること     2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関すること		部 長 (環境 <u>森林</u> 部長) 副 部 長 (環境 <u>森林</u> 部次長)	<u>水·大気環境</u> 班 ( <u>水·大気環境</u> 課長)	2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水道施設の被害状況の情報収集に関すること 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関すること	同上
					<u>水資源政策</u> 班 ( <u>水資源政策</u> 課長) 森林総務班	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関すること 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関すること 1. 林業関係被害の取りまとめに関すること			森林総務班 ( <u>森林環境</u> 課長)	1. 林業関係被害の取りまとめに関すること 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関すること 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関すること	同上
					(森と人の共生推進課長)  木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関すること     3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関すること     1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関すること			森林整備班 ( <u>県産材利用推進</u> 課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関す	
						2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関すること 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への 協力に関すること				ること 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関すること 5. 林道の災害の応急復旧に関すること 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関すること	
					森林整備班 ( <u>森林資源生産</u> 課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関すること 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関すること 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関すること				特米市施設、追称地、出加及びド米追等が交音後間に関すること         新炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関すること <u>8. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関すること</u> <u>9. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関すること</u> すること	同上
				_	協力班	5. 林道の災害の応急復旧に関すること 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関すること 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関すること 1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する			協力班 (景観·自然環境課長)	10. 環境森林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する こと 1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害	
					(景観・自然環境課長)	こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関すること 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関すること			エネルギー班	状況の調査・確認に関すること  3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関すること  4. 環境 <u>森林</u> 総務班への協力に関すること  5. 本部事務局への応援に関すること  1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関すること	
				災害廃棄物対策本部	企画調整班 (廃棄物対策課長)	5. 本部事務局への応援に関すること 1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ			( <u>脱炭素·水素社会推進</u> 課長)	2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援 <u>(情報提供や周知等)</u> に関すること	記載の適
				本 部 長 ( <u>水循環·森林·景観</u> 環境部長)  統 括 ( <u>水循環·森林·景観環境部理事</u> )	計画調整班	<ol> <li>処理方針の作成(県外支援の必要度等)</li> <li>各班への指示、進捗管理</li> <li>広報、報道対応</li> <li>予算経理</li> <li>県内広域支援の調整</li> </ol>		災害廃棄物対策本部 本 部 長 (環境 <u>森林</u> 部長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応	正化
				(水資源政策·景觀環境担当) -	(廃棄物対策課課長補佐[総括]) 処理推進班	・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等 1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援		<del>妣</del>	計画調整班 (廃棄物対策課課長補佐[総括])	6. 予算経理 1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援	
					(廃棄物対策課課長補佐[産業廃棄物担当]) 広域調整班	市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援     市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊     市町    市町村の支援要請			処理推進班 (廃棄物対策課課長補佐[產業廃棄物担当])	3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等  1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援  2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援  3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊	
					( <mark>環境政策課</mark> 課長補佐[ <u>総括</u> ])				広域調整班 ( <del>* 大東東海県</del> 県林俊( <del>直接 - 年東東海川</del> 島)	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整	組織改編
				部(部長副部長担当	班(班長担当職)	所 掌 事 務		部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
				産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部 部 長 (産業 <u>・観光・雇用振</u> 興部長)	産業 <u>・観光・雇用振興</u> 総務班 ( <u>企画管理室</u> 長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと		産業部 部 長 (産業部長)	在業総務班 ( <u>総務課</u> 長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること	同上
				(観光局長)	<u>地域産業</u> 班 ( <u>地域産業</u> 課長) 救援物資班	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関すること 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関すること 1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること		(観光局長)	<u>経営支援</u> 班 ( <u>経営支援課長</u> )	4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関すること 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関すること	同上
				(産業 <u>観光・雇用振興</u> 部次長)(	O (企画管理室長) (地域産業理長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長)	2. 輸送協力団体との連絡に関すること		副部長(産業部次長)	救援物資班 ○ ( <u>総務課長</u> ) ( <u>産業創造課長</u> ) ( <u>経営支援課長</u> ) ( <u>人材・雇用政策課長</u> ) (※1、2) 報光班	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること	同上
				_	(外国人・人材活用推進室長) (※1、2) 観光班 (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推准室長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関すること			<ul><li>○ (親光戦略課)</li><li>○ (親光力創造課)</li><li>○ (奈良公園室)</li><li>○ (奈良公園事務所)</li></ul>	旅行者に対する災害情報の周知に関すること     所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※4)     所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること     何内市町村との連絡・調整に関すること	同上
					( <u>観光プロモーション課長</u> )					4. 管内市町村との連絡・調整に関すること	

							災計	·画 地震編			
章	節	第	数字			5正前			修	正後	備考
第3章 災害応急 対策計画	第6節活動体制計画	第 第 4 系 良 果 災 部	数字 <u>3</u> 事務 分掌	(中	班 (班長担当職) 農業総務班 (企画管理室長) 教援物資班 豊かな食と農の振興課長) 中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2) 農業水産班 (農業水産振興課長) <u>農業経済班</u> (農業経済課長) 畜産班 (畜産課長) 目い手・農地マネジメント班 目い手・農地マネジメント課長)			部 (部長副部長担当職) 食農部 部 長 (食農部長) 副 部 長 (食農部次長)	班 (班長担当職) 農業総務班 ( <u>総務課</u> 長) ( <u>総務課</u> 長) (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2) 農業水産班 (農業水産振興課長) 畜産班 (畜産課長) 担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	正後  所 掌 事 務  1. 農業関係被害のとりまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 部内の人員調整に関すること 4. 他部及び出先機関等への応援に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること 6. 農業団体との連絡に関すること 7. 農業共同利用施設の災害復旧に関すること 8. その他部内の他の班に属さないこと 1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の随上輸送に関すること 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関すること 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関すること 1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関すること 1. 天災資金の融資に関すること 1. 天災資金の融資に関すること 1. 天災資金の融資に関すること 1. 天災資金の融資に関すること 2. 農村班への協力に関すること 1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関すること 1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関すること 1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関すること 1. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関すること 3. 農地のたん水排除に関すること 3. 農地のたん水排除に関すること	組織改編
				※1 一つの班の事務について複数	農村班 (農村振興課長) の課室が担当する場合、〇が 体制時に部局横断型で設置さ	3. 食上農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関すること  1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関すること  2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関すること  3. 農地のたん水排除に関すること  ついている課室長が班を総括するものとする。 れる班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振		<ul><li>※2 救援物資班は、災害対策</li><li>送の担当課で構成し、産業部</li><li>※3 公共土木施設等の被害</li></ul>	(農村振興課長) て複数の課室が担当する場合、〇が 策本部体制時に部局横断型で設置さ 長が所管するものとする。 状況調査については、市町村が管理 也方公共団体の維持管理に属する公	2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関すること 3. 農地のたん水排除に関すること ついている課室長が班を総括するものとする。 れる班であり、総務部、福祉保険部、産業部、食農部の救援物資又は輸 する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。	同上

						奈良県地域防	災計画 地震編				
章	節	第	数字		修正	ोर्ग			修正征	发	備考
第3章 災害応急	第6節 活動体制	第 4 奈 良県災害	3 分掌	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)		班(班長担当職)	所掌事務	
対策計画	計画	対策本部		県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長) (政策統括官)	総括班 土木統括班※1 ( <u>技術次長</u> ) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関すること     2. 応急用資機材の調達に関すること     (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため)     3. 災害協定に基づく応急活動に関すること     4. 国土交通省のTECーFORCE、リエゾンの受入に関すること     5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関すること	県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) ( <u>まちづくり</u> 推進局長)	総括班	土木統括班※1 O ( <u>防災政策官</u> ) ( <u>総務課</u> 長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関すること 2. 応急用資機材の調達に関すること (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関すること 4. 国土交通省のTECーFORCE等、リエゾンの受入に関すること 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関すること	組織改編
				副 部 長 (県土マネジメント部・地域 デザイン推進局理事)	土木総務班※1 〇 (企画管理室長) (建設 <u>業・契約管理</u> 課長)	<ol> <li>部内事務局の設置運営に関すること</li> <li>部内の人員調整に関すること</li> <li>部内外の連絡調整に関すること</li> </ol>	副 部 長 (県土マネジメント部次長 (技)) (まちづくり推進局次長		土木総務班※1 O ( <u>総務課</u> 長) (建設 <u>産業</u> 課長)	<ol> <li>部内事務局の設置運営に関すること</li> <li>部内の人員調整に関すること</li> <li>部内外の連絡調整に関すること</li> </ol>	同上
				(県土マネジメント部次長)	(用地対策課長) 水防班 河川班※1 ○ (河川整備課長) (砂防・災害対策課長)	4. 公共土木施設に関する広報に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること 6. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水防本部に関すること 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関すること 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関すること	(事) (事) (まちべり推進局次長 (技))	水防班	河川班※1	4. 公共土木施設に関する広報に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること 6. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水防本部に関すること 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関すること	
					(企画管理室長) 土砂班 (砂防·災害対策課長)	4. 河川施設の応急復旧に関すること 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関すること 1. 土木災害の情報取りまとめに関すること 2. 砂防施設等の応急復旧に関すること 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関すること 4. 土砂災害対策に関すること			(砂防・災害対策課長) ( <u>総務課</u> 長) ( <u>総務課</u> 長) 土砂班 (砂防・災害対策課長)	3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関すること 4. 河川施設の応急復旧に関すること 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関すること 1. 土木災害の情報取りまとめに関すること 2. 砂防施設等の応急復旧に関すること	同上
					下水道班 (下水道課長) 道路啓開班 道路班※1	5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示 に関すること 6. <u>土砂災害防止法</u> 第28条による緊急調査に関すること 7. 公共土木施設の災害査定に関すること 1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関すること 1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関すること				3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関すること 4. 土砂災害対策に関すること 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示 に関すること 6. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律第28条による緊急調査に関すること	
					□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1. 道路及ひ橋楽寺の応忌復旧に関すること 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の 策定に関すること 3. 緊急輸送道路の確保に関すること 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関すること(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関すること		道路啓開班	下水道班 (下水道 <u>マネジメント</u> 課長) 道路班※1 〇 (道路 <u>マネジメント</u> 課長)	7. 公共土木施設の災害査定に関すること 1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関すること 1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関すること 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関すること	同上
					公共交通班 O (リニア <u>推進・</u> 地域交通 <u>対策</u> 課長) ( <u>まちづくリ</u> コジェクト	6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること 1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関すること			(道路建設課長)	<ol> <li>3. 緊急輸送道路の確保に関すること</li> <li>4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関すること(※2)</li> <li>5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関すること</li> <li>6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること</li> </ol>	同上
					<u>推進課長)</u> <u>(大規模広域防災拠点</u> 整備課長)				公共交通班 〇 (リニア地域交通課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関すること	
					都市施設班※1  ○ (まちづくり連携推進課長)  (県土利用政策室長)  公園総地班※1  ○ (公園総地理長)  (東良へ園室長)  (平城宮跡事業推進室長)	お市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関すること     都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関すること     都市災害情報の取りまとめに関すること     公共土木施設(公園経地課所管分)の応急復旧に関すること     公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関すること     都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること		都市施設班	都市施設班※1  ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長) 公園緑地班※1  ○ (まちづくり推進局次長(公園担当)) (公園企画課長)	お市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関すること     都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関すること     都市災害情報の取りまとめに関すること     公共土木施設(公園企画課所管分)の応急復旧に関すること     公共土木施設(新古公園)の被害の状況調査に関すること	同上
					1.1.7% (Fig. 17.4%)					3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること	

				奈良県地域防災計画 地震編							
章	節	第	数字	修正前	備考						
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第 4 奈 良県災害 対策本部	<u>3</u> 事務 分掌	\X T // () () () () () () () () () () () () ()	同上						
災害応急	活動体制	良県災害	I —	(商長日当職)    建築・住宅部   建築部   1. 建築物・宅地の複叉状況の把握、安全確認及び応急修理   (商長日当職)   建築の   (電景の発展の展展)   1. 建築物・宅地の複叉状況の把握、安全確認及び応急修理   (電景の大い   (電影の大い   (	同   日     上   上     上   上						

				奈良県地域隊	方災計画 地震編	
章	節	第	数字	修正前	修正後	備考
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 活 計	第 良 対	3 事務分	無		奈域業の

				奈良県地域防災計画 地震編						
章	節	第	数字			修正前		ſ <u>i</u>	<b>冬正後</b>	備考
第3章 災害応急	第6節活動体制	第 4 奈 良県災害	<u>3</u> 事務 分掌	部(部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
対策計画	計画	対策本部	77 +	(部校制的校担当報) 警察部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当幕僚 (各部長)	(放及担当版) 総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・外事課長)	1. 警備本部の総括及び記録に関すること 2. 警備本部の編成及び運用に関すること 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関すること 4. 援助要求に関すること 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 6. 被害情報及び被害集計に関すること 7. 職員家族の安否確認に関すること 8. 警衛警護に関すること 9. 警衛警護に関すること 10. 警察航空隊の運用に関すること 11. 警備本部の庶務に関すること 12. 警備本部長の特命事項に関すること 13. 他の班の任務に属さないこと	警 察 部 展 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護·危機管理 対策参事官) (付·外事課長)	1. 警備本部の総括及び記録に関すること 2. 警備部隊の編成及び運用に関すること 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関すること 4. 援助要求に関すること 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 6. 被害情報及び被害集計に関すること 7. 職員家族の安否確認に関すること 8. 警衛警護に関すること 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関すること 10. 警察航空隊の運用に関すること 11. 警備本部の庶務に関すること 12. 警備本部の庶務に関すること 13. 他の班の任務に属さないこと	記載の適正化
					指揮支援班 (警備課長)	1. 指揮支援班の編成及び運用に関すること 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する こと		指揮支援班 (警備課長)	1. 指揮支援班の編成及び運用に関すること 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関すること	
					総務班 (総務課長)	3. 総括班及び警衛警護班の任務に関すること 1. 県議会との連絡調整その他渉外に関すること		総務班 (総務課長)	3. 総括班及び警衛警護班の任務に関すること 1. 県議会との連絡調整その他渉外に関すること	
					装備班 (施設装備課長)	1. 機動装備隊の運用に関すること 2. 装備資機材の調達及び管理に関すること 3. 警察車両の運用及び統制に関すること 4. レンタカーの借り上げに関すること		装備班 (施設装備課長)	1. 機動装備隊の運用に関すること 2. 装備資機材の調達及び管理に関すること 3. 警察車両の運用及び統制に関すること 4. レンタカーの借り上げに関すること	
					留置管理班 (留置管理課長) 訟務班	1. 災害時における留置管理業務に関すること 2. 被留置者の避難及び解放に関すること 1. 訟務事案に関すること		留置管理班 (留置管理課長) 訟務班	1. 災害時における留置管理業務に関すること 2. 被留置者の避難及び解放に関すること 1. 訟務事案に関すること	
					(監察課長) 広報班	1. 広報及び報道対策に関すること		(監察課長) 広報班	1. 広報及び報道対策に関すること	
					( <u>県民サービス</u> 課長) 受援連絡・宿泊補給・	2. 被災住民に対する広報及び広聴に関すること 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関すること 1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関すること		( <u>広報相談</u> 課長)  受援連絡・宿泊補給・	2. 被災住民に対する広報及び広聴に関すること 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関すること 1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関すること	
					救護班 (厚生課長)	2. 特別派遣部隊の受入れに関すること 3. 部隊の宿泊及び給食に関すること 4. 被災地における遺失拾得物に関すること 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関すること 6. 職員の健康管理及び応急救護に関すること		救護班 (厚生課長)	2. 特別派遣部隊の受入れに関すること 3. 部隊の宿泊及び給食に関すること 4. 被災地における遺失拾得物に関すること 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関すること 6. 職員の健康管理及び応急救護に関すること	組織改編
					生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関すること 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関すること 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関すること		生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関すること 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関すること 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関すること	
						4. 迷い人の保護に関すること 5. 行方不明者の受理及び手配に関すること 6. 各種相談活動に関すること 7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関す			4. 迷い人の保護に関すること 5. 行方不明者の受理及び手配に関すること 6. 各種相談活動に関すること 7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関す	
						ること 8. 警備業協会との連絡及び協力に関すること 9. ボランティアの受け入れに関すること 10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関すること			ること 8. 警備業協会との連絡及び協力に関すること 9. ボランティアの受け入れに関すること 10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関すること	
				部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	
				<ul> <li>(監査)</li> <li>(監査)</li> <li>(監察本部長)</li> <li>(監察本部長)</li> <li>(監備部長)</li> <li>(整備部長)</li> <li>(監備部長)</li> </ul>	(別及這当場/ 捜査班 (刑事企画課長)	1. 捜査部隊の編成及び運用に関すること 2. 死体収容施設の確保に関すること 3. 死体の調査等及び検視に関すること 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関すること 5. 身元不明死体の身元確認に関すること 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関すること 7. 銃器の取締りに関すること 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関すること	警察 部 部 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚	捜査班 (刑事企画課長)	1. 捜査部隊の編成及び運用に関すること 2. 死体の収容施設の確保に関すること 3. 死体の調査等及び検視に関すること 4. 死体の確認引渡し等遺族支援に関すること 5. 身元不明死体の身元確認に関すること 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関すること 7. 銃器の取締りに関すること 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関すること	
				(各部長)	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関すること 2. 道路交通状況の実態把握に関すること 3. 交通規制に関すること 4. 交通情報の収集及び提供に関すること 5. 緊急通行車両等の確認に関すること 6. 緊急交通路の確保に関すること 7. 運転免許事務に関すること 8. 運転免許試験に関すること	(各部長)	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関すること 2. 道路交通状況の実態把握に関すること 3. 交通規制に関すること 4. 交通情報の収集及び提供に関すること 5. 緊急通子の確保に関すること 6. 緊急交通路の確保に関すること 7. 運転免許事務に関すること 8. 運転免許試験に関すること	
					通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関すること     2. 警察通信の運用に関すること     3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関すること     4. 警察通信機器の受援に関すること     5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関すること     6. 機動警察通信隊の運用に関すること		通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関すること 2. 警察通信の運用に関すること 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関すること 4. 警察通信機器の受援に関すること 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関すること 6. 機動警察通信隊の運用に関すること	
					僚 察学校長、各参事官)	1. 警備本部長の特命事項に関すること		僚 察学校長、各参事官)	1. 警備本部長の特命事項に関すること	

						奈良県地域防災	災計画 地震編																						
章	節	第	第	数字		修	正前		但	多正後	備考																		
第3章		7.1			奈良県災害支援	対策本部 事務分掌		奈良県災害支	援対策本部 事務分掌																				
災害応急対策計画	支援体制の整備	良県災害支援対策		部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																				
	(県外で 災害発生 の場合)	本部の設置		本部事務局 (危機管理監)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関すること 2. 災害支援対策本部会議の開催に関すること 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること	本部事務局 (危機管理監)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関すること 2. 災害支援対策本部会議の開催に関すること 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること																				
				<u>(知事公室理事)</u>		4. 本部事務局の庶務に関すること 5. 被災地への連絡員派遣に関すること	(知事公室次長)		4. 本部事務局の庶務に関すること 5. 被災地への連絡員派遣に関すること																				
				(知事公室次長) 	情報収集班	6. 被災自治体との連絡調整に関すること 1. 災害情報の収集・整理に関すること 2. 本県の支援内容の収集・整理に関すること	(防災統括室長)	情報収集班	6. 被災自治体との連絡調整に関すること 1. 災害情報の収集・整理に関すること																				
				(消防救急課長)	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災へリコプターの活動に関すること	(消防救急課長)	消防応援班	2. 本県の支援内容の収集・整理に関すること 1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること	組織改編																			
				(安全・安心まちづくり推進課長)	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること		救援物資班 (※2)	3. 消防防災へリコプターの活動に関すること 1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること																				
				知事公室	広報·記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を 通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと	知事公室	広報·記録班	2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること 1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を																				
				(知事公室長) (南部東部振興監)	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関すること	(知事公室長)	(広報広聴課長) 総合相談班	通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと 1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関すること																				
					国際協力班 (国際課長) 市町村振興班	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関すること	(南部東部振興監)	(広報広聴課長)	1. 奈良県多文化共生ボランティア(災害時通訳・翻訳ボラン	記載の適																			
				総務部	中国刊振興班 (市町村振興課長) 総務班	1. 条内巾町付職員の派遣の調金に関すること		(国際課長)	ティア の派遣に関すること	正化																			
				部長	( <u>企画管理室</u> 長)	2. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	総務部	市町村振興班 (市町村振興課長) 総務班	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関すること 1. 本部事務局各班への応援に関すること																				
				(総務部長)	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関すること	部長	( <u>総務課</u> 長)	2. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	組織改編																			
				副 部 長 (総務部次長)	財政班 (財政課長) 議会連絡班	1. 災害支援に関する予算及び資金に関すること 1. 災害に関する議会との連絡に関すること	(総務部長)	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関すること																				
					(法務文書課長) 職員厚生班	1. 派遣職員の健康管理に関すること	副 部 長 (総務部次長)	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関すること																				
				文化・教育・くらし創造部	(総務厚生センター所長) 総務班	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること		議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関すること																				
				部長	( <u>企画管理室</u> 長) 協働推進班	2. その他部内の他の班に属しないこと 1. ボランティアの派遣に関すること 2. ボランティアバスの運行に関すること		職員厚生班 (総務厚生センター所長) 総務班	1. 派遣職員の健康管理に関すること 1. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること																				
																							( <u>文化・教育・くらし</u> 創造部長) (こども・女性局長)	(青少年·社会活動推進課長) 消費·生活安全班 (消費·生活安全課長)	2. ホランティアハスの連行に関すること 1. 遺体の火葬支援に関すること 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保	部長	( <mark>総務課</mark> 長) 協働推進班	2. その他部内の他の班に属しないこと 1. <u>災害</u> ボランティアの派遣に関すること	組織改編
																					副 部 長 (文化·教育·〈らし創造部次長)	女性支援班 ( <u>女性活躍推進</u> 課長)	に関すること 1. 本県に避難されている女性からの相談等に関すること	( <mark>地域</mark> 創造部長) (こども・女性局長)	( <u>県民くらし</u> 課長) 女性支援班	2. ボランティアバスの運行に関すること 1. 本県に避難されている女性からの相談等に関すること	記載の適		
					こども家庭班 ( <u>奈良っ子はぐくみ</u> 課長) 〇	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関すること	副 部 長 ( <u>地域</u> 創造部次長)	( <u>こども・女性</u> 課長) こども家庭班 ○ ( <u>こども保育</u> 課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関すること	正化組織改編																			
					(こども家庭課長)			(こども家庭課長)																					

						奈良県地域防	災計画 地震編			
章	節	第	数字			正前		修]	正後	備考
第3章 災害応急	第13節 支援体制	第5 奈良県災害		部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	部(部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所 掌 事 務	
対策計画	の整備 (県外で 災害発生	支援対策 本部の設 置		福祉医療部 (福祉医療部長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) 〇 (企画管理室長)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関すること 2. 本県への避難者の生活支援に関すること 3. 本県への避難者の二一ズ把握に関すること	福 祉 <u>保 険</u> 部 部 長 (福祉 <mark>保険</mark> 部長)	調整班 (医療政策局参事 (医療政策統括)) 情報分析班	1. 保健医療福祉活動の調整に関すること 2. DHEATの派遣・活動調整に関すること 1. 本部への報告資料の作成、とりまとめに関すること	保健医療 福祉分野 の総合調
	の場合)	ഥ		(医療·介護保険局長) (医療政策局長) 副 部 長	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【 <u>医療保険課</u> 】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保 護係】	(医療政策局長) 副 部 長 (福祉 <mark>保険</mark> 部局次長 <u>(総</u>	(医師·看護師対策室長) <u>総務班</u>	1. 部内の連絡調整に関すること	整機能強化
				(福祉 <u>医療</u> 部局 次長) 	<u>障害福祉班</u> <u>(障害福祉課長)</u> 長寿社会班 <u>(介護保険課)</u>	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関すること 1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関すること	務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当))	(福祉保険部次長(総 務課長事務取扱)) 救援物資班 (医療保険課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること	
				_	(地域包括ケア推進室長) 医療総務班 (医療政策局次長) ○(地域医療連携課長)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関すること 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム 等)の派遣・活動調整に関すること	(医療政策局次長)	(医療床膜缺乏) (地域福祉課長補佐) (※2) <u>福祉班</u>	4 《《字记里标划 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
					( <u>医師・看護師確保</u> <u>対策室長</u> ) (病院マネジメント課長) (薬務課長)	3. 保健医療活動に関すること		○ (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当)) (地域包括支援課長) (地域福祉課長)	1. 災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣・活動調整等に関すること 2. 本県への避難者の生活支援に関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握に関すること	
				_	(企画管理室補佐)  保健支援班 ○ (健康推進課長) (疾病対策課長)	1. 本県への避難者の保健 <u>・公衆衛生</u> に関すること 2. 保健師等の派遣に関すること		(障害福祉課長) (介護保険課長) (総務課)	4. 本県に避難されている障害者に対する支援に関すること 5. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関すること	
				<u>水循環・森林・景観</u> 環境部	(新型コロナワクチン接種推進業) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関すること 2. 清掃及びし尿処理の支援に関すること		医療班 (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師·看護師確保	1. 本県への避難者の保健医療・公衆衛生に関すること 2. 保健医療活動チーム (DMAT、DPAT、 災害支援ナース等)の派遣・活動調整に関すること 3. 保健医療活動に関すること	
				部 長 (水循環·森林·景観環境部長)  副 部 長 (水循環·森林·景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)				対策室補佐) (病院マネジメント課長) (健康推進課長) (疾病対策課長) (薬務・衛生課長)	4.本県への難病患者等の避難者支援に関すること	
				産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部	救援物資班 〇 ( <u>企画管理室</u> 長) ( <u>地域産業課長</u> ) ( <u>産業政策課長</u> )	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること		保健班 〇 (健康推進課参事) (疾病対策課長補佐) 薬務・衛生班	<ol> <li>本県への避難者の保健<u>衛生・防疫活動</u>に関すること</li> <li>保健師等の派遣に関すること</li> <li>遺体の火葬支援に関すること</li> </ol>	
				(観光局長)	(產業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長)		環境 <mark>森林</mark> 部	( <u>薬務・衛生課長</u> ) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保 に関すること 1. 廃棄物処理の支援に関すること 2. 清掃及びし尿処理の支援に関すること	組織改編
				(產業 <u>観光·雇用振興</u> 部次長) 食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部	(※2) 救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央即売市場再整備推進業長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること	部 長 (環境 <u>森林</u> 部長) 副 部 長 ( <u>環境森林部次長</u> )			
				(食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部長) 副 部 長 (食 <u>と</u> 農 <u>の振興</u> 部次長)			産業部 部 長 (産業部長) (観光局長)	救援物資班 (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること	同上
							副 部 長 (産業部次長) 食農部  部 長 (食農部長)	(※2) 救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること	
							副 部 長 (食農部次長)			

						奈良県地域防災	災計画 地震編								
章	節	第	数字		修工	正前		修	正後	備考					
第 3 章 災害応急 対策計画	第13節 支援体制 の整備	第 5 奈 良県災害 支援対策		部 班 (部長副部長担当職) (班長担 県土マネジメント部 下水道	3当職)	所 掌 事 務  1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること	部長副部長担当職)	班(班長担当職)	所掌事務						
	(県外で 災害発生 の場合)	本部の設置		<ul> <li>部 長</li> <li>(県土マネジメント部長)</li> <li>(地域デザイン推進局長)</li> <li>副 部 長</li> <li>(住まいまちご</li> </ul>	i課長) 避班 <u>推進</u> 課長) 3 営繕課長) <u>クト推進室長</u> )	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること	県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長)	下水道班 (下水道マネジシント課長) 建築班 〇 (まちづくり推進局次長 (建築・営繕担当)) (建築・営繕担当)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること 1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること	組織改編					
				(県土マネジメント部・地域デ ザイン推進局理事) 住宅 (県土マネジメント部次長) (住まいまちご		1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係	副 部 長 (県土マネジメント部次 長 <u>(技)</u> )	(営繕課長) ( <u>住宅</u> 課長) 住宅班	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること	同上					
				(%3		団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること	<u>(まちづくり推進局次長</u> <u>(事))</u>	( <u>住宅</u> 課長)	2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係						
				水     道     部     水道支       (水道局総)     (水道局業)       (水道局長)	務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する こと 2. 災害時における応急給水の確保に関すること	<u>(まちづくり推進局次長</u> <u>(技))</u>	(%3)	団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること						
					· 控班·	1. 避難所となった学校施設に関すること	教 育 部	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること						
				部長(教育長)		1. 歴末の元でありた子で大が出致して大力があること	副部長								
				副部長(教育次長)			警察 部	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備課長)	1. 警察業務に関すること						
				<ul><li>警察部 総括 (警衛警護・ 部長 対策参事 (警察本部長) (付・警備</li></ul>	·危機管理 事官)	1. 警察業務に関すること	副 部 長 (警務部長) (警備部長)								
									副 部 長 (警務部長) (警備部長)			※2 救援物資班は、災害	務について複数の課室が担当する場合、〇がついている課室長が班を総括するものとす 、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉 <mark>保険</mark> 部、産業 輸送の担当課で構成し、産業部長が所管するものとする。		同上
				※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に 用振興部、食と農の振興部の救援物資又は る。	に部局横断型で は輸送の担当課	は、〇がついている課室長が班を総括するものとする。 で設置される班であり、総務部、福祉 <mark>医療</mark> 部、産業 <u>・観光・雇</u> で構成し、産業 <u>・観光・雇用振興</u> 部長が所管するものとす 合には、適宜、建築安全 <u>推進</u> 課、 <mark>県有施設</mark> 営繕課 <u>、営繕プ</u>	※3 住宅班の業務が増加	ロし、他課の応援が必要にな	る場合には、適宜、建築安全課、営繕課が支援する。 ン <del>ト部まちづくり推進局次長(事)との兼務。</del>						